

第2部

8-6 「平成7年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」

平成7年1月20日閣議決定

1. 平成6年度の我が国経済と国際経済情勢 (1) 平成6年度の我が国経済

平成6年度の我が国経済は、総じて低迷の続く厳しい状況から始まったが、政府は、平成6年2月の総合経済対策や景気に配慮した平成6年度予算の着実な実施等適切かつ機動的な経済運営に努めてきたところである。かかる努力の効果もあり、企業設備等の調整が続いているものの、我が国経済は緩やかながら回復基調をたどっている。雇用情勢については、製造業を中心に依然厳しさがみられる。一方、経常収支の黒字幅は縮小している。

この結果、平成6年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が1.7%程度となるなど別添の主要経済指標平成6年度の欄のとおりと見込まれる。

(2) 我が国経済を取り巻く国際経済情勢

次に、我が国経済を取り巻く国際経済情勢をみると、世界経済は、全体として拡大基調を強めている。先進各国では、アメリカは景気拡大が続き、西ヨーロッパも回復しているなど、景気回復の歩調がそろい始めている。開発途上国をみると、アジアでは景気は好調に拡大しているが、中国では過熱状態が続いている。他方、世界貿易の自由化と貿易ルールの強化を目指したウルグアイ・ラウンド合意の円滑な実施等のための国際機関である、世界貿易機関（WTO）が創設の運びとなり、アジア・太平洋経済協力（APEC）においても、当該地域における貿易投資の促進・自由化等の方向が打ち出された。

2. 平成7年度の経済運営の基本的態度

以上のような情勢を踏まえ、平成7年度においては、次のとおり、現在及び将来を見据え、我が国経済の基本的課題に対応した経済運営に挑むものとする。

第一は、回復局面にある我が国経済の内需を中心とした安定成長の確保に向け、引き続き内外の経済動向に注視しつつ適切かつ機動的な経済運営に努めることである。

すなわち、働き盛りの中堅所得者層の負担累増感を緩和する等の制度減税に特別減税を上乗せすることにより、平成6年度と同規模の所得減税を引き続き実施する。また、公共投資の着実な推進、住宅投資の促進等景気的情勢に適切に配慮するよう努める。さらに、投資環境の整備を通じた民間投資の喚起、経営安定及び構造改革等を図るための中小企業対策、失業の予防や離職者の再就職促進、雇用機会の開発への支援を含む雇用対策、など各般の施策を講ずる。また、金融機関による資金の円滑な供給、不良資産等の処理促進及び証券市場の活性化のための措置などを引き続き講ずるほか、金融政策については、内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ適切かつ機動的な運営を図る。さらに、競争政策の積極的推進、公共料金についての個別案件ごとの厳正な取扱い、価格動向の調査・監視等を通じ、引き続き物価の安定に努める。

第二は、経済の先行きについて依然存在する閉塞感を打破するとともに、国内産業の空洞化等の懸念に適切に対応し、内需主導型の経済構造を実現し、創造的で活力ある経済社会を構築するため、我が国経済の将来的な発展環境を整備することである。

すなわち、新規事業の創出や事業の拡大等、及び競争の促進や価格の弾力化等を通じた市場の効率化等の観点から、規制緩和を推進する。また、高コスト構造是正等の観点から、物価構造を改めていくため、内外価格差の是正・縮小に積極的に取り組む。我が国産業が、創造性豊かな産業へ脱皮するよう、既存産業による事業革新、中小企業をはじめとする新規事業分野の開拓、失業を経ない労働移動等への支援により、産業・雇用構造の転換の円滑化を推進する。さらに、新たなフロンティアを開拓し、新規産業の発展及び創造的な事業展開を促す観点から、創造的研究開発、独創的な人材の育成、高度情報化等に係る良質な社会資本の計画的整備を進めるなど所要の環境の整備等を推進する。さらに、国土の特色ある発展に向けて、東京への集中の弊害の

を克服し、地方の発展を促進する。また、国土の特色ある発展に向けて、東京への集中の弊害の

除去と地方の活性化を図ることにより多極分散型国土の形成を促進し、安全で良質な国土・居住空間の形成等に努める。加えて、エネルギーの安定供給の確保に努める。農業については、新たな国際環境に対応し得る農業・農村を目指し、効率的で安定的な経営体の育成等のウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策を実施し、また、林業や水産業の活性化を図る。また、環境との調和を図ることにより、持続的発展が可能な経済社会の構築を目指す。

第三は、行財政改革を強力に推進することである。

すなわち、経済社会の変化に対応して適切な行政が行われるよう、特殊法人を含め行政の役割を見直し、簡素化、効率化を図るべく、行政改革推進本部を中心として行政改革を推進する。規制緩和については、経済的規制は原則自由・例外規制、社会的規制は必要最小限のものとするを基本的考え方とし、5年を期間とする規制緩和推進計画の着実な実施を図ることにより、徹底した見直しを進める。さらに、国と地方の役割分担を見直し、地方分権を推進する。

また、我が国の財政は、巨額の国債累積に伴う国債費負担等により極めて厳しい状況が続くが、財政が高齢化、国際化等に適切に対応しうよう、公債残高が累増しないような体質を作り上げる必要がある。このため、歳出面では、公債発行額を可能な限り抑制するため歳出の節減合理化を行う一方、社会経済情勢の変化を踏まえ緊要と考えられる分野に重点化を図る。

第四は、国民が真の豊かさを実感できる経済社会の構築を目指すことである。

このため、経済成長のあり方やその成果の活用に対する考え方を生活者・消費者重視へ変革していくことにより、国民経済の目標をより直接的に生活の質の向上に結びつけていくよう努める。

すなわち、新たに策定した公共投資基本計画の着実な実施により国民生活の質の向上に重点を置いた社会資本の整備を推進するとともに、良質な住宅の取得が可能となること等を目指した土地対策、住宅対策等の充実に

る良質な住宅の蓄積と安全で良好な居住環境の整備、年間総労働時間1800時間の達成に向けた労働時間の短縮のための取組、製造物責任法の周知徹底をはじめとした総合的な消費者被害防止・救済策の推進等消費者保護に関する諸施策、さらには、国民生活の質の向上、消費者の選択の拡大等を目指した規制緩和の実施や内外価格差の是正・縮小など各般の施策を講ずる。

第五は、経済活動の国際的相互依存が一層深まっている現状を踏まえ、多角的自由貿易体制の維持・強化に向け我が国として主体的・積極的に努力し、世界経済の持続的発展に積極的に貢献するとともに調和ある対外経済関係の形成に努めることである。

このため、ウルグアイ・ラウンド合意の着実な実施に努め、新たに成立する世界貿易機関(WTO)を中心とする制度的枠組みの中で、多角的自由貿易体制の一層の強化に貢献する。また、規制緩和に加え、各般の輸入拡大策の推進、対日投資会議等による対日直接投資の促進、政府調達における内外無差別及び手続の透明化、市場開放問題苦情処理体制(OTO)の機能の活用等を通じた市場アクセスの改善等を推進し、貿易・投資の拡大均衡を図るほか、金融・資本市場の一層の自由化を図る。一方、開発途上国の経済社会開発等に資するため、政府開発援助大綱の理念・原則を踏まえつつ、政府開発援助の第5次中期目標に基づく経済協力の拡充及び国別援助方針に基づく効果的・効率的な援助の実施と、貿易、投資等を通じた開発途上国に対する資金協力の促進を図る。さらに、APECの貿易・投資の促進・自由化及び開発面での協力強化のための域内協力推進のため、我が国として積極的に対応する。環境、人口、エイズ等地球規模の問題については、技術開発の推進等により問題の解明と解決に貢献するとともに、開発途上国への協力を進める。

なお、21世紀に向け、地球社会の発展に寄与しつつ、自由で活力があり、国民が豊かに安心して暮らせるとともに、国内外に開かれた経済社会を創造するための新しい長期経済計画を策定することとしている。

3. 平成7年度の経済見通し

上記のような経済運営の下において、我が

国経済は民間需要の回復を中心として、内需中心の安定成長の実現に向かうものと見込まれる。国内総生産の実質成長率は2.8%程度になるなど、平成7年度の経済見通しは、おおむね別添の主要経済指標平成7年度の欄のとおりである。なお、我が国経済は民間活動

がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化、兵庫県南部地震の影響には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅を持って考えられるべきである。

別添

<主要経済指標>

1. 国内総生産

	平成5年度 (実績)	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	273.0	282.3	294.2	3.4	4.2
民間住宅	24.2	26.7	27.2	10.2	1.9
民間企業設備	71.9	66.2	68.9	▲7.9	4.0
民間在庫品増加	1.0	1.0	1.3	3.8	26.0
政府支出	85.9	90.0	93.0	4.7	3.4
最終消費支出	45.0	46.4	47.8	3.1	3.0
固定資本形成	41.1	43.6	45.2	5.9	3.8
財貨・サービスの輸出	43.6	44.1	46.0	1.0	4.3
(控除)財貨・サービスの輸入	32.9	34.7	37.8	5.4	8.8
国内総生産 (同・実質)	466.8 —	475.5 —	492.8 —	1.9 1.7	3.6 2.8
国民総生産 (同・実質)	470.8 —	479.7 —	497.5 —	1.9 1.7	3.7 2.8

2. 労働・雇用

	平成5年度 (実績)	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,469	12,495	12,525	0.2	0.2
15歳以上人口	10,390	10,465	10,535	0.7	0.7
労働力人口	6,629	6,660	6,700	0.5	0.6
就業者総数	6,454	6,465	6,510	0.2	0.7
雇用者総数	5,213	5,255	5,320	0.8	1.2

3. 生産活動

	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)
	%程度	%程度
鉱工業生産指数・増減率	2.8	4.0
農林漁業生産指数・%	8.6	▲3.5
国内貨物輸送(トン・キロ)・%	1.7	2.7
国内旅客輸送(人・キロ)・%	1.4	2.2

4. 物 価

	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)
	%程度	%程度
総合卸売物価指数・騰落率	▲1.5	0.5
消費者物価指数・%	0.6	0.9

5. 国際収支

	平成5年度 (実績)	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
経常収支	14.1	12.7	11.9	—	—
貿易収支	15.4	14.3	13.6	—	—
輸出	38.4	39.0	40.5	1.6	4.0
輸入	23.0	24.7	26.9	7.5	8.8

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成7年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化、兵庫県南部地震の影響には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅を持って考えられるべきである。

<参考資料>

第1表 実質国内総支出

		対前年度比増減率	
		平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)
主要項目	民間最終消費支出	%程度 2.7	%程度 3.3
	民間住宅	9.5	0.2
	民間企業設備	▲5.8	3.7
	政府支出	4.7	2.9
	財貨・サービスの輸出	5.6	4.0
	財貨・サービスの輸入	6.9	7.1
	国内総支出 (=国内総生産)	1.7	2.8
うち内需寄与度	1.8	3.2	
外需寄与度	▲0.2	▲0.4	
国民総支出 (=国民総生産)		1.7	2.8

第2表 国民所得

	平成5年度 (実績)	平成6年度 (実績見込み)	平成7年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成6年度	平成7年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
雇用者所得	269.0	275.9	286.8	2.6	3.9
財産所得	36.4	33.5	34.2	▲7.9	2.1
企業所得	53.5	54.6	59.0	2.0	8.1
合計：国民所得	358.9	364.0	380.0	1.4	4.4

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-7 「平成12年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」

平成12年1月28日閣議決定

1. 平成11年度の我が国経済と国際経済情勢

(1) これまでの経済運営

我が国経済は、平成10年秋頃には、金融システムに対する信頼の低下や雇用不安などを背景として、いわば「不況の環」とも呼ぶべき厳しい経済状況の中にあった。こうした状況から脱却するため、政府は、平成10年11月に緊急経済対策を決定するなど、財政、税制、金融、法制のあらゆる分野の施策を総動員し

て、金融危機、経済不況の克服に取り組んできた。同時に、金融システムの改革、産業競争力の強化、雇用創出・労働市場の改革、中小企業政策の抜本的見直し・拡充等様々な構造改革に努めてきた。

この結果、我が国経済は、民需の回復力が未だ弱く、厳しい状況をなお脱していないものの緩やかな改善が続いている。平成11年11月には、景気回復の一段の推進に努めるとともに経済社会構造の改革を実現することを目指して経済新生対策を決定し、全力を挙げて推進している。

(2) 国際経済情勢

世界経済は、総じて回復してきた。アメリカ経済は、先行きに不透明感もみられるものの、景気は拡大し、知恵重視の構造転換も続いている。ヨーロッパ経済も概して改善の動きが強まっている。アジア諸国の経済は、平成10年は厳しい状況にあったが、平成11年に入り急速に回復してきている。

(3) 平成11年度の我が国経済

最近の我が国経済は、各種の政策効果に加え、アジア経済の回復などの影響で、緩やかな改善が続いている。しかし、現在までのところ、民間需要に支えられた自律的回復には至っていない。

こうした状況の下で、平成11年度の我が国経済は、国内総生産の実質成長率が0.6%程度に落ち込むなど、別添の主要経済指標のとおりと見込まれる。

2. 平成12年度の経済運営の目標

以上のような情勢認識に立って、平成12年度の経済運営においては、次の3点を目標とする。すなわち、

- (1) 民需主導の本格的景気回復の実現
- (2) 知恵の時代にふさわしい経済社会の構築を目指す構造改革の定着
- (3) 多角的貿易体制の維持・強化とアジア地域との経済連携の促進

を目指す。

3. 平成12年度の経済運営の基本的態度

上記の目標を達成するため、平成12年度においては、次の4項目を重点として、適切かつ機動的な経済運営を行う。

- (1) 本格的な景気回復の実現—公需から民需へのバトンタッチ—

雇用不安の払拭、新規事業の活性化、消費需要の拡大などを実現することによって、公需から民需への円滑なバトンタッチを図り、年度後半には民需中心の本格的な回復軌道に乗せることを目指す。

こうした観点から、経済新生対策の着実かつ円滑な実施を図るとともに、平成12年度予算においては、公共事業は前年度当初予算と同程度の規模を確保し、地方財政にも配慮して、その適切な執行を図る。また、税制面においては、住宅ローン税額控除制度、特定情報通信機器の即時償却制度について適用期限

の延長を行う等、民間投資の促進に資する措置を講ずる。

(2) 揺るぎない構造改革の推進

日本経済を新生させる発展基盤を築くため、以下のような施策をはじめ、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」に則り、従来の概念を転換したハード・ソフト両面からの構造改革を推進する。このため、

① 中小企業・ベンチャー企業の振興

中小企業を日本経済のダイナミズムの源泉として、また、地域経済の基盤的存在として振興する。また、多様な起業の支援、ベンチャー企業の育成を図るため、ストックオプション制度の特例等による人材確保の円滑化を図るとともに、資金調達困難な企業に対する政策金融面での支援や、いわゆるエンジェル税制の対象となる特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設等の諸施策による資金供給の円滑化・多様化を推進する。

② 情報化の飛躍的推進

情報通信ネットワークの高速・大容量化、教育の情報化、電子政府の実現、電子商取引の法整備、情報コンテンツの開発等を早急に推進する。

③ 新たな発展基盤となる社会資本の重点的整備

高速交通体系の整備、都市・地域基盤の再構築、総合的な渋滞対策など新たな発展基盤となる社会資本の重点的整備を図る。

④ 新千年紀における経済フロンティア拡大

新千年紀における経済フロンティア拡大の礎を築くため、ミレニアム・プロジェクトとして決定された情報化・高齢化・環境対応の3つの重点分野の技術開発プロジェクト等の推進を図る。

- (3) 安全・安心で楽しみのある国民生活の実現

民間経済主体がダイナミズムを発揮する前提となる安全・安心で楽しみのある国民生活を実現する。このため、

- ① 雇用保険制度の改革、高齢者雇用対策の充実、新規雇用の創出、人材移動の円滑化など雇用不安を払拭するとともに、安心して働けるための施策

- ② 少子・高齢化に対応し将来にわたり安定的な社会保障制度の構築
 - ③ 安全・安心で楽しみのある生活環境の実現
 - ④ 環境への負荷の少ない経済社会の構築
 - ⑤ 預金者保護を図るための交付国債の増額など金融システムの安定化
 - ⑥ 消費者と事業者間の市場ルールなど規制緩和の時代にふさわしいシステムの構築
- 等を推進する。

(4) 世界経済の持続的発展への貢献

多角的貿易体制の維持強化は、世界経済システムにとって重要な課題であり、世界貿易機関（WTO）新ラウンドの早期立ち上げに努める。また、アジア太平洋経済協力（APEC）の場等も活用し、アジア地域の経済連携の促進に積極的な役割を果たす。さらに、国際的な金融の安定・強化に努める。

これらにより世界経済の持続的発展に貢献するとともに、アジア諸国に対する政府開発援助その他公的資金を通じて、これら諸国の経済回復や経済構造改革の努力を支援する。

4. 平成12年度の経済見通し

平成12年度には、雇用・設備の調整の進展度合い、海外経済の動向など、不確定要因が多いが、経済新生対策をはじめ必要な諸施策を推進することにより、年度後半には、民需中心の本格的回復軌道に乗る。

平成12年度の我が国経済は、国内総生産の實質成長率が1.0%程度となるなど、別添の主要経済指標のとおりと見通される。

(1) 実質国内総支出

① 個人消費

個人消費は、雇用情勢が転換途上にあるものの、雇用者所得が増加に転じることなどから、緩やかに増加する（対前年度比1.0%程度の増）。

② 民間設備投資

設備投資は、企業の景況感の改善や企業収益の回復などから、特に後半において増加する（対前年度比1.4%程度の増）。

③ 民間住宅投資

住宅投資は、住宅建設促進施策の効果等が期待されるものの、前年度をやや下回る（対前年度比1.6%程度の減）。

④ 政府支出

政府支出は、平成11年度第2次補正予算の効果もあり、前年度をやや上回る（対前年度比0.5%程度の増）。

⑤ 外需

外需は、円高が進んだものの、世界経済の回復の進展などにより、財貨・サービスの輸出（実質）が増加し、前年度をやや上回る（実質成長率に対する外需の寄与度0.1%程度）。

(2) 労働・雇用

雇用情勢については、雇用調整圧力がなお強いものの、経済の回復にともない、完全失業率は前年度に比べやや低下する（4.5%程度）。

(3) 鉱工業生産

鉱工業生産は、増加が持続する（対前年度比2.2%程度の増）。

(4) 物価

原油高や経済の回復により、国内卸売物価は下落幅を縮小し（対前年度比0.1%程度の下落）、消費者物価はやや上昇する（対前年度比0.3%程度の上昇）。

(5) 国際収支

原油高等により輸出額の伸びに比べ輸入額の伸びが高いこと等から、貿易・サービス収支及び経常収支の黒字はやや縮小する（経常収支対GDP比2.3%程度）。

(注) 我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、主要経済指標の諸計数はある程度幅を持って考えられるべきものである。

(別添) 主要経済指標

	平成10年度 (実績)	平成11年度 (実績見込み)	平成12年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成11年度		平成12年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	497.3	495.2	498.9	▲0.4	0.6	0.8	1.0
民間最終消費支出	305.4	309.2	313.2	1.2	1.6	1.3	1.0
民間住宅	19.6	20.7	20.3	5.4	6.0	▲1.8	▲1.6
民間企業設備	72.9	66.8	67.0	▲8.4	▲6.1	0.3	1.4
民間在庫品増加()内は寄与度	▲0.4	0.8	1.2	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
政府支出	89.9	90.2	90.6	0.4	1.9	0.4	0.5
政府最終消費支出	50.9	50.7	50.8	▲0.4	0.9	0.2	0.2
公的固定資本形成	39.1	39.5	39.8	1.0	2.7	0.7	0.9
財貨・サービスの輸出	53.7	51.2	51.6	▲4.7	3.7	0.8	3.8
(控除)財貨・サービスの輸入	43.9	43.7	45.0	▲0.5	5.4	2.9	3.7
内需寄与度				0.1	0.7	0.9	0.9
民需寄与度				▲0.0	0.4	0.8	0.8
公需寄与度				0.1	0.3	0.1	0.1
外需寄与度				▲0.5	▲0.1	▲0.2	0.1
国民総生産	504.1	501.7	506.4	▲0.5	0.6	0.9	1.2
国民所得	379.2	378.1	383.1	▲0.3		1.3	
雇用人所得	282.0	279.2	280.6	▲1.0		0.5	
財産所得	18.8	17.3	16.0	▲7.9		▲7.6	
企業所得	78.4	81.6	86.5	4.0		6.1	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,789	6,780	6,775	▲0.1		▲0.1	
就業者総数	6,495	6,460	6,470	▲0.5		0.2	
雇用人総数	5,353	5,330	5,350	▲0.4		0.4	
完全失業率	%	%程度	%程度				
	4.3	4.7	4.5				
生産	%	%程度	%程度				
鉱工業生産指数・増減率	▲7.1	2.5	2.2				
物価	%	%程度	%程度				
国内卸売物価指数・騰落率	▲2.1	▲1.0	▲0.1				
消費者物価指数・騰落率	0.2	▲0.3	0.3				
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	9.6	7.3	6.5				
貿易収支	16.0	13.6	12.9				
輸出	47.6	45.9	46.3	▲3.6		0.8	
輸入	31.7	32.3	33.4	2.0		3.4	
経常収支	15.2	12.3	11.4				
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度				
	3.1	2.5	2.3				

(注) 主要な前提は以下のとおりである。なお、これらの前提は、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成11年度	平成12年度
世界GDP (日本を除く)	3.4%	2.9%
円相場 (円/ドル)	111.3円	105.3円
原油価格 (ドル/バレル)	20.0ドル	23.3ドル

(備考)

- 世界GDP (日本を除く) は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、見通し作業を開始した平成11年11月22日以降、それ以前1か月間の平均値(105.3円)で一定と想定。
- 原油価格は、見通し作業開始前1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して平成12年以降一定と想定(23.3ドル)。

(出所) 内閣府ウェブ・ページ (<https://www5.ca.go.jp/keizai1/mitoshi/mitoshikako.html>)。

8-8 「緊急円高・経済対策」

平成7年4月14日

目次

I 内需振興策

- (1) 平成7年度補正予算の編成
- (2) 公共事業等の積極的施行
- (3) 適切かつ機動的な財政運営
- (4) 公共投資基本計画の実施

II 規制緩和の前倒し、輸入促進策等

- (1) 規制緩和推進計画の前倒し
- (2) 輸入促進のための具体策
- (3) 輸入拡大のためのインセンティブ強化
- (4) 石油国家備蓄の推進
- (5) 政府調達
- (6) 国際空港等空港建設に係る外国企業の参入機会の拡大

III 円高差益還元と公共料金の引下げ等

- (1) 一般輸入消費財等の円高差益還元等
- (2) 公共料金の引下げ等

IV 円高による影響への対応

- (1) 中小企業対策
- (2) 農林漁業対策
- (3) 雇用対策

V 経済構造改革の推進

- (1) 経済フロンティアの拡大
- (2) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組

- (3) 対日投資の促進
- (4) 事業環境の国際的調和に向けた検討
- (5) 法人課税のあり方

VI 金融・証券市場に関する施策等

- (1) 金融機関の不良債権の早期処理
- (2) 証券市場の活性化
- (3) 金融派生商品に関する措置
- (4) 円の国際化の推進

(別紙) 公共料金の引下げ等

最近の急激な為替レートの変動は、緩やかながら回復基調をたどってきている我が国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。

こうした事態に対処するためには、国際通貨市場の安定のために必要な各般の国際的協

調行動の努力を続ける一方で、我が国として自ら緊急にとり得るあらゆる措置をとる必要がある。

このため、政府は、

1. 景気の先行きに生じている不透明感を払拭し、現在の回復基調をより確実なものとするとともに、我が国経済の中長期的発展を確保するため、機動的に内需振興を図ること
2. 現在縮小傾向にある経常収支黒字をさらに大幅に削減するとの強い決意を改めて確認しつつ、市場アクセス改善等を促進するための規制緩和を前倒し実施すること
3. 円高メリットの迅速な浸透を図るほか、円高の被害の大きな企業や雇用者のための対策、経済フロンティアの拡大等の経済構造改革策、金融・証券市場対策、等を拡充すること

を主眼に、以下の通り、緊急円高・経済対策を講ずることとする。

記

I 内需振興策

本格的な景気回復基調への移行をより確実にするため、以下のような適切かつ機動的な内需の振興措置を講ずる。

- (1) 平成7年度補正予算の編成
 - ① 平成7年度補正予算の編成作業を鋭意進め、これを極力繰り上げて提出できるよう最大限努力する。
 - ② その内容としては、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業を可能な限り盛り込むと同時に、地震災害等の防止のため、緊急に対応すべき事業や円高の影響により厳しい環境に直面している中小企業に対する対策、輸入促進策等にきめ細かく配慮するほか、急速な円高に対応して我が国経済・産業構造の改革を更に推進するため、新しい産業の創出につながる情報通信及び科学技術の両分野における追加を行うものとする。

その際、輸入拡大、規制緩和、構造改革等の重要分野については、投資的経費、経常的経費の仕分けにとられることなく、必要な予算措置を講ずる。

- ③ その際、財源については4条公債に限らず公債政策を活用する。

(2) 公共事業等の積極的施行

- ① 平成7年度における公共事業等の執行にあたっては、被災地域の実情等を踏まえつつ、できる限り積極的な施行を図る。
- ② 地方公共団体においても、これに準じて地方単独事業を含む公共事業等の積極的な施行を図るよう要請する。

(3) 適切かつ機動的な財政運営

今後の震災復興計画の策定状況、景気回復の動向等を踏まえつつ、引き続き適切かつ機動的な財政運営に努める。

(4) 公共投資基本計画の実施

公共投資基本計画630兆円については、高齢化が本格化する21世紀に向け、財政の健全性に配慮しつつ、積極的な計画の促進を検討する。

II 規制緩和の前倒し、輸入促進策等

現在縮小傾向にある経常収支黒字をさらに削減するため、以下の具体策を講ずる。

(1) 規制緩和推進計画の前倒し

- ① 規制緩和推進計画（平成7年3月31日閣議決定）については、先月末策定されたばかりであるが、その後の事態の急変に鑑み、予算・人員の手当てを講ずることにより、平成9年度までの3年計画として前倒し実施することとする。
- ② 規制緩和を通じた市場アクセス改善を実効性あらしめ、競争政策の積極的展開を図るため、公正取引委員会の組織・人員の機能強化を含めた独占禁止法の運用強化を図る。

(2) 輸入促進のための具体策

思い切って輸入の促進を図るため、以下の方策について具体策の検討を行い、今国会中に提出予定の平成7年度補正予算における対応も含め所要の措置を講ずる。

① 自動車・自動車部品の輸入の促進

輸入自動車・自動車部品常設展示場の新設等により、国内市場への輸入の幅広い浸透を図る。

また、外国製自動車部品の輸入の促進に資する施設等の整備・充実を図る。

② 輸入住宅等の積極的導入

- i) 住宅、建材等の輸入の促進を図るため、建材等のショールーム等を有する輸入住宅・部材アクセススマート（仮称）の設置

を行うとともに、輸入住宅常設展示場の拡充を図る。加えて、消費者、施工者等に対し、情報提供等の措置を講ずる。

- ii) 阪神・淡路大震災被災地をはじめ全国において低廉、良質な輸入住宅等の積極的導入を図ることにより、円高メリットを生かしつつ住生活の向上を図るため以下の「すまいアップ事業（仮称）」を推進する。

- ・被災地等において輸入住宅等の展示、相談、情報提供等を行う「すまいアップセンター（仮称）」の設置
- ・住都公団、住宅公社等による輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の整備

- iii) 復興住宅（共同建）建設用に設定する住宅部品、設備の規格を事前に公表し、当該規格を満たす部品、設備の調達について参入機会を拡大する「海外住宅部品活用推進事業」を創設する。

- iv) 2×4工法の要求性能を満たす海外建築資材の受入れの促進を図る。

- v) 本年5月に「建設産業輸入促進会議」を開催する。

(3) 輸入拡大のためのインセンティブ強化

- ① 政府関係金融機関の輸入関連融資制度の拡充により、輸入拡大規模の大きい住宅、自動車等の輸入の拡大を図る。
- ② 輸入促進税制の拡充の検討を行う。
- ③ 対日市場アクセス改善を図る観点から、競争阻害的な民間取引慣行の是正に取り組む。

(4) 石油国家備蓄の推進

石油について、国家備蓄の前倒しを行う。

(5) 政府調達

政府調達の分野において引き続き内外無差別の原則の下、外国製品に対し、公正な競争の機会を与える。

- (6) 国際空港等空港建設に係る外国企業の参入機会の拡大を図る。

III 円高差益還元と公共料金の引下げ等

円高の進展を踏まえ、物価の安定をより一層促進するため、以下の措置を講ずる。

(1) 一般輸入消費財等の円高差益還元等

- ① 関係業界への円高差益還元要請等
円高メリットが速やかかつ十分に国民生

活に還元されるよう、農林水産物、消費財、サービス、出版物、住宅及び住宅関連資材、石油製品等に関係する業界に対し、4月中を目途に文書により要請を行う。小売業界等に対しては、さらに必要に応じ、輸入消費財の積極的取扱い等を要請し、円高差益還元機会を提供する。

② 情報収集の充実及び消費者・事業者への情報提供の強化

円高差益還元促進のため、輸入消費財等価格動向等調査の実施、貿易統計、物価ダイアルの活用等により、情報収集・提供の充実・強化を図る。

(2) 公共料金の引下げ等

公共料金については、「今後の公共料金の取扱いについて」（平成6年11月18日閣議了解）に基づき厳正に取り扱うこととし、為替レートの動向等を注視しつつ、可能な限りその引下げ等に努め、別紙の措置を講ずる。

IV 円高による影響への対応

(1) 中小企業対策

急激な円高が進展する中、中小企業の経営基盤の安定及び強化を図るとともに、構造的な対策が必要な中小企業の新規事業分野開拓を支援するため、以下の措置を講ずる。

① 中小企業の経営基盤の安定・強化対策

- i) 円高による影響を受ける中小企業の運転資金調達円滑化を図るための新たな低利融資制度を国民金融公庫、中小企業金融公庫等に設ける。
- ii) 緊急経営支援貸付制度（体質強化基金）の取扱期間の更なる延長を行う。
- iii) 中小企業信用保険について、円高による影響を大きく受ける中小企業を対象に、保険限度額が倍額となる特例保険制度を創設する。
- iv) 円高により経営の悪化している小企業等のため、国民金融公庫の小企業等経営改善金融融資制度（マル経制度）の貸付限度額を引き上げる。
- v) 円高をめぐる中小企業の経営上の悩みにきめ細かく対応する産地等緊急相談事業や、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等による緊急相談及び下請企業のための発注開拓の強化など中小企業経営の安定・強化のための所要の措置を講

ずる。

② 中小企業の構造改革対策

- i) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小企業新分野進出等円滑化貸付について、貸付枠の追加、要件緩和及び特別貸付限度額の引上げを行う。
- ii) 事業に新規性が認められる中小企業に対する融資制度（「新事業振興貸付制度（仮称）」）を商工組合中央金庫に新たに設ける。
- iii) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」を4月14日付で施行する。また、本法及び「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」が中小企業によって更に積極的に活用されるよう、事業開拓等に関するきめ細かな実地指導を行う「事業開拓コンサルティング事業（仮称）」を中小企業事業団に創設する。

- iv) 輸入実務及び輸入支援施策等につき知見を有するアドバイザーを中小企業事業団に設置することにより、中小流通業者等による輸入への取組を支援する。

(2) 農林漁業対策

今後の円高による影響を注視しつつ、低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

(3) 雇用対策

- ① 円高等による新たな失業の発生を防止するため、雇用調整助成金について現行講じている特例措置を当面継続する。
- ② また、円高等による影響に対処し、「失業なき労働移動」の実現のため、7月1日の「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行後直ちに事業主が法に基づく助成・援助措置を活用できるよう、特定雇用調整業種の迅速かつ適切な指定、事業主団体を対象とした説明会の実施、地域レベルでの円高等雇用対策協議会（仮称）の設置など所要の措置を早急に講ずる。
- ③ さらに、円高の下で、高付加価値化や事業転換に取り組む企業の人材育成を推進する。

V 経済構造改革の推進

内需振興によって実現される良好な経済環

境の下、将来の展望を切り開くため、経済構造改革を一層加速することとし、特に次の分野について積極的な施策の展開を図る。

(1) 経済フロンティアの拡大

① 効果的な新規事業の育成のため、店頭市場の改革等制度的な見直しを含め資金調達環境の整備を行う。また、産業構造転換・雇用対策本部決定（平成6年12月27日）に基づき、中堅企業を含む企業の事業革新を一層推進するため先般成立した「事業革新法」の活用を図り、既に活用されている「中小企業新分野進出等円滑化法」に加え、先般成立した「中小企業創造活動促進法」を円滑に実施するとともに、我が国において今後重要となる知的資産を創造していくため、ハード、ソフト両面にわたる研究開発のインフラの整備、国等の研究開発の強力な推進、本年中に策定することとなっている高度情報通信社会推進に向けた基本方針（平成7年2月21日高度情報通信社会推進本部決定）に基づく各省指針を可能な限り早期に策定する等の高度情報通信社会の推進を行う。

② ゆとりと豊かさのある国民生活を実現するため、労働時間の短縮を進めるとともに、消費者の選択の幅の拡大に資する新規産業の振興を図る。

(2) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組

内外価格差の是正・縮小に向けて、政府一体として取り組むため、消費財のみならず、中間財やサービスについても、毎年一斉に内外価格差調査を実施するとともに、調査結果を踏まえて要因分析を行い、これらを公表する。また、この要因となっている政府規制の見直しを行い、その結果を踏まえ、規制緩和推進計画の改定に反映させる。さらに、内外価格差の要因となっている競争制限的行為について、独占禁止法の厳格な運用を行うとともに、競争阻害的又は非効率な民間取引慣行の是正を図る。

(3) 対日投資の促進

諸外国から我が国への投資を歓迎する旨の「対日投資会議声明（仮称）」を発表し、政府の対日投資促進姿勢を内外に明らかにするこ

と等により、対日直接投資の積極的な促進を図る。

(4) 事業環境の国際的調和に向けた検討

企業を取り巻く法・制度について、経済構造改革をより一層加速する観点から、国際的調和を踏まえつつ、可能な限り速やかに見直しを行う。

(5) 法人課税のあり方

法人課税については、公正・中立を基本とし、産業構造の変化等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って検討を行う。

VI 金融・証券市場に関する施策等

(1) 金融機関の不良債権の早期処理

金融機関の不良債権の処理を一段と促進し、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、以下の対応を行う。

① 金融機関の不良債権については、預金者保護に配慮しつつ、金利減免等を行っている債権をも含め、従来からの発想にとらわれることなく概ね5年の間に積極的な処理を進め、問題解決の目処をつけることとする。

② 金融機関経営の自己規律を高めるとともに、透明性の高い金融市場を形成するため、信用秩序に与える影響等に配慮しつつ、早急に金融機関の実態に即した十分な経営内容の開示を行う。

(2) 証券市場の活性化

① 証券市場の活性化のための環境整備を進めるため、以下の措置を講ずる。

- i) 本年1月からの投資信託改革の着実な推進を図るとともに、新しいタイプの投資信託である日経300株価指数連動型上場投資信託を来月中に上場する。
- ii) 研究開発型、知識集約型等の新規事業を実施する企業の資金調達に資するため、本年6月を目途とする日本証券業協会の検討結果を踏まえ、店頭登録基準の特則を設ける等の措置を講ずる
- iii) 本年6月の定時株主総会に向け、発行企業に対し、株主に対する利益還元策として自己株式取得への積極的取組を要請する。
- iv) 少額での株式投資を可能とし、個人投資家の株式投資の促進等のため、投資単

位引下げの促進を図る。

v) 社債に関する適債基準及び財務制限条項の設定の義務づけを平成8年1月に撤廃するとともに、投資家保護の観点から開示制度の整備を図る。

② 有価証券取引税については、株式譲渡益課税を含む証券税制全体の中で、そのあり方を検討する。

(3) 金融派生商品に関する措置

金融派生商品取引の拡大に鑑み、金融機関による金融派生商品取引についての開示の拡大、国際統一基準による自己資本比率規制の一層の整備等を図る。

(4) 円の国際化の推進

① 円建取引の推進

現在円建取引は、輸出で約4割、輸入で約2割の水準に止まっているが、円建取引は企業の為替変動リスクの回避に資することから、円建取引の推進のための企業の積極的な努力を歓迎する。

② アジア諸国通貨当局との関係緊密化

円の国際化及び為替市場の安定の観点も踏まえ、アジア諸国の通貨当局との関係の一層の緊密化に努める。

(別紙) 公共料金の引下げ等

① 国内電話料金

平成6年11月から特定通話先指定型割引料金を、平成7年3月から特定市外局番指定型割引料金を導入しており、今後更に、割引料金の拡充等長距離通話料金の引下げについて検討する。

② 国際電話料金

平成6年12月から国際電話料金の引下げを実施しており、今後更に、割引料金の拡充等国際電話料金の引下げについて検討する。

③ 専用線料金

平成6年12月及び平成7年2月から国際専用線料金の引下げを実施しており、今後更に、国際専用線料金の引下げの実施を促進する。また、国内長距離専用線料金の引下げについても、実施を促進する。

④ 自動車・携帯電話料金

一部の自動車・携帯電話料金について、平成7年4月から通話料の引下げを実施しており、今後更に、通話料の引下げの実施を促進

する。

⑤ 国内郵便料金

広告郵便物等について料金割引率の法定上限を廃止する法案を国会に提出しており、法律施行後速やかに割引率の拡大を実施する予定である。また、カタログ小包等についても割引制度の導入を検討する。

⑥ 国際郵便料金

国際レタックス料金の引下げについて検討する。また、航空郵便より料金が安いエコノミー航空サービスの対象を印刷物及び小包に加え、小型包装物にも拡大することを検討する。

⑦ 電気・ガス料金

電気・ガス料金については、平成6年10月以降差益還元措置を実施しているところであり、今後とも、為替レートや原油価格の動向等を注視しつつ、相当額の差益が継続して発生する状況になった時点で適切に対応する。

⑧ 工業用アルコール価格

為替レートや原料である粗留アルコール価格の動向等を注視しつつ、相当額の差益が継続して発生する状況になった時点で適切に対応する。

⑨ 学校給食用輸入牛肉の売渡価格

日本体育・学校健康センターは、平成7年4月から各都道府県学校給食会へ売り渡す学校給食用輸入牛肉の価格を引き下げたところであり、今後とも為替レートの動向等に応じて適切に対応する。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-9 「経済対策—景気回復を確実にするために—」

平成7年9月20日

(景気の現状等)

我が国経済は、平成5年10月に景気の谷を迎えて以降、その景気回復スピードは過去の回復局面と比較しても極めて緩やかであり、最近の景気は足踏み状態が長引くなかで、弱含みで推移している。特に、雇用面や中小企業分野では厳しい状況が続いている。

これまでの累次の経済対策にもかかわらず景気が十分回復していない理由としては、資産価値の下落が家計、一般企業の負債の負担感を高め、同時に、金融機関の不良債権の増大を招いたことに加え、内外価格差、生産性の部門間格差等の構造的問題の存在や急激な円高があったことがあげられ、これらに対応した適切な施策が求められている。4月の緊急円高・経済対策以降の一連の政策努力や今年8日の公定歩合の引下げ等切れ目のない施策の結果、足元の経済は依然厳しいものの、為替や株式市場に明るい兆候が見られるようになってきている。今こそ的確に、効果的な景気対策を打つべきである。

今後とも、本対策の着実な実施と機動的な経済運営を行っていくことにより、景気に関する効果は一層確実なものとなり、我が国経済の中長期展望が開けることとなろう。(対策の骨格)

本対策では、こうした認識の下、次の三つの点に重点をおいて、事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円にのぼる経済対策を講ずることとした。

第一に、思い切った内需拡大策の実施により、先行き不透明感の払拭と消費者・企業マインドの改善を図り、消費・設備投資の活発化を通じ早期に景気回復を確実なものとする。このため、過去最大規模の公共投資等を確保し、その効率的実施を図るとともに、現下の経済社会情勢に的確に対応するため重点的な投資等を行うこととする。

第二に、資産価値の下落に伴う諸問題を含め、現在直面している課題の早期克服に努める。土地の有効利用の促進や証券市場活性化策等を進めるとともに、金融機関の不良債権問題についても早期処理が必要である。また、雇用情勢や中小企業の経営環境に対応して適切な対策を講じる。

第三に、中長期的発展に資する日本経済の構造改革を推進するため、研究開発・情報化の推進、新規事業の育成等による経済フロンティアの拡大、規制緩和や輸入・対日投資を促進する。

なお、こうした施策の実施状況や成果に関する情報について総合的に把握し、内外の理解を深めるよう努める。

1. 思い切った内需拡大

景気の早期回復を図るため、公共事業を拡大するとともに、科学技術・情報通信分野、土地の有効利用等にも重点的に対応することとし、総額12兆8,100億円規模の公共投資等の拡大を行う。これにより、本年度下期から来年度にかけて切れ目のない執行を図る。

(1) 公共事業の推進

① 一般公共事業

一般公共事業については、後述する阪神・淡路大震災復興関連事業、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策等においては優先的に所要の事業量を確保する。

さらに、景気の早期回復を確実なものとするため、一般公共事業として事業費3兆9,300億円（公団の事業を含む。）を追加し、国民生活の質の向上、安全の確保、経済発展のための基礎的な条件として不可欠な分野に重点投資を行う。

事業の実施に当たっては民間投資を誘発するものなど投資効果の高いものに重点を置くとともに、地域経済の実情に留意し、円滑な執行を図る。

② 災害復旧事業

災害復旧の進度を大幅に高めることにより速やかな事業実施を図ることとし、事業費7,000億円を追加する。

(2) 科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等

① 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備

新しい産業の創出につながる科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備のため事業費4,000億円を追加する。

② 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進

教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進のため、事業費5,100億円を追加する。

(3) 土地の有効利用の促進

公共用地の取得、民間都市開発推進機構の土地取得及び地方公共団体等の公共用地の先行取得のため、事業規模として総額3兆2,300億円を追加する。

(4) 阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進

生活の再建、経済の復興、安全な地域

づくりを図るため、緊急に必要な震災復興関連事業等を可能な限り盛り込むこととし、一般公共事業を中心に事業費1兆4,100億円を追加する。

(5) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施

- ・ 「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づき、高生産性農業基盤、地域の農業生産の高度化等のための施設等を整備するほか農業振興に資する事業を実施することとし、一般公共事業と農業構造改善事業等をあわせて事業費1兆1,100億円を追加する。

(6) 地方単独事業の推進

- ・ 地方単独事業についても、地域の実情に即して、災害に強い安全なまちづくりをはじめとして住民に身近な社会資本等の整備が図られるよう、地方公共団体に対して、1兆円の事業費の追加を要請する。

(7) 住宅投資の促進

① 住宅金融公庫の融資の拡充

- ・ 住宅金融公庫の融資制度を拡充するとともに、事業規模5,200億円を追加する。これにより、貸付枠を3万戸追加し、66万戸とする。

② 住宅供給のための諸施策の推進

- ・ 住宅リフォームの推進を図るとともに、都心居住を推進するため、都心共同住宅供給事業等を推進する。

(8) 財政投融資の積極的な活用

- ・ 本対策の公共投資等の円滑な実施を図るため、国債、地方債の消化等について財政投融資資金を積極的に活用する。

(9) 金融政策の機動的運営

- ・ 内外経済動向及び国際通貨情勢等を注視しつつ、金融政策の適切かつ機動的な運営を図る。

2. 直面する課題の克服

(1) 土地の有効利用の促進等

① 公共用地の取得

- ・ 一般公共事業等を投入して、大都市地域に重点を置いて、都市計画道路、都市公園等の公共用地の取得を促進することとし、事業費1兆2,300億円を追加する。
- ・ 地方公共団体等が国の融資を受けて行

う都市開発等に係る用地の先行取得を促進するため、先行取得後地価が値下がりした場合においても、取得価格等も勘案して事業化（買戻し）を行うことができる仕組みを導入する。

② 低未利用地有効利用促進対策の実施

- ・ 東京都心部土地有効利用促進協議会の構成員（現行：都心8区）を拡充するとともに、低未利用地に関する情報の収集・提供の機能を強化する。
- ・ 街区高度利用土地区画整理事業、市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業等を推進する。

③ 民間都市開発推進機構による土地取得の推進

- ・ 機構が行う土地取得について要件の緩和を行い、土地の長期保有を認めるとともに、事業規模5,000億円の追加を行い、あわせて支援の拡充を図ることとし、土地取得の推進を図る。

④ 地方公共団体等における公共用地の先行取得

- ・ 土地開発基金及び土地開発公社の活用を図るとともに、公共用地先行取得等事業債等による積極的な対応を図ることにより、1兆5,000億円の規模で事業費の追加を要請する。

⑤ 土地税制の検討

- ・ 土地税制については、最近の経済情勢に鑑み、土地基本法の理念を踏まえつつ、平成8年度税制改正において結論を得るべく、総合的かつ積極的に検討する。

(2) 証券市場の活性化

- ・ 自己株式の利益消却の場合のみなし配当課税の特例措置を講ずることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ・ ベンチャー企業等の資金調達円滑化に資するため、平成7年7月に開設された店頭特則市場における株式公開制度等について、平成7年10月より、所要の整備を図る。
- ・ 個人投資家の株式投資を促進するため、平成7年10月から、株式ミニ投資（100株取引）を開始する。
- ・ 平成7年度中を目処に、東京証券取引所に中期国債先物取引市場を新たに開設

する。

- ・平成7年中を目処に、債券の貸借取引において、金融機関、証券会社が貸出者となる場合に借入者から担保として受けた現金に対して課している付利制限を廃止する。
- ・企業の機動的な資金調達を可能とし、かつCP市場の活性化を図るため、平成7年10月を目処に償還期間2週間未満のCP発行を解禁する。

(3) 中小企業対策等（貸付規模1兆2,900億円）

- ① 中小企業等の経営基盤の安定・強化
 - ・政府系金融機関等による運転資金の支援を拡充し、中小企業の資金繰りを円滑化する。
 - ・政府系金融機関等に高金利の既往債務を有する中小企業等の債務者の返済の円滑化及び返済負担の軽減に資する措置を講ずる。
 - ・中小企業信用保険の無担保保険、新事業開拓保険等の保険限度額の引上げ等を行うこととし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。また、無担保保証について、引受の促進等を図る。
 - ・小規模企業向けの経営改善資金に係る融資（マル経制度）及び信用補完制度を拡充する。また、下請企業の自立化に向け、取引慣行等の調査・指導を行う。
- ② 中小企業の構造改革の推進
 - ・創造的な事業活動を行う中小企業の資金調達を多様化するため、中小企業事業団の高度化融資を活用し、都道府県の財団等を通じた新たな直接金融制度を創設する。また、新事業展開等に係る融資制度を拡充する。
 - ・中小企業の技術開発に対する補助制度を拡充する。また、インターネットの利用の促進等中小企業の情報化を支援するとともに、公設試験研究機関の情報化を促進する。
 - ・商店街の空き店舗の活用を促進するため、中小企業事業団の高度化融資等を拡充する。また、輸入相談会の開催等を通じ、中小流通業者等の輸入への取組を支援する。

③ 農林漁業対策

- ・低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

(4) 雇用対策

- ① 中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保
 - ・中小企業が行う雇用管理の改善の事業に対する助成を拡充し、中小企業の人材の育成・確保を支援するとともに、雇用機会の創出を図ることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ② 新分野展開を担う人材育成の推進
 - ・公共職業能力開発施設を活用しオーダーメイド型職業訓練を実施するとともに、人材高度化のために事業主団体又は事業主が行う訓練の準備、実施のための事業に対し助成を行う。
- ③ 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援
 - ・学生職業センター（現在、全国6ヶ所）のない41府県に、臨時的に学生職業相談室を設置し、職業相談・求人情報の提供を充実する。
- ④ 失業なき労働移動の支援
 - ・業種雇用安定法に基づく「特定雇用調整業種」の迅速、機動的な指定を行うとともに、人材の受入れ・送出企業に対するコンサルティングを実施する。
- ⑤ 早期再就職実現のための特別対策の実施
 - ・公共職業安定所に来所する求職者を活かした特別求人開拓等を実施する。

(5) 金融機関の不良債権問題の取扱い

金融機関の不良債権問題については、処理を先送りすることなく、引き続き果敢に対応する。また、預金保険制度の拡充、協同組織金融機関の経営の健全性確保、住宅金融専門会社を巡る問題への対応等を図る。

以上につき、9月末に問題検討の基本的方向を示すよう努力するとともに、年内に対応策がまとまるよう取り組む。

3. 経済構造改革の一層の推進

(1) 科学技術・情報通信の振興、教育、社会福祉施設等の整備等

- ① 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備
 - (i) 先端的、基礎的、独創的研究開発等の

推進

- ・ 研究テーマを公募して技術シーズを掘出すなど大学・国立研究所等における研究開発を推進するとともに、新規事業創出等に資する研究開発を推進する。
- (ii) 研究開発基盤の整備
 - ・ 研究開発の推進に資する知的基盤の整備、大学・国立研究所等の研究施設・設備の整備等を実施する。
- (iii) 産学官の交流と若手研究者等の支援・活用
 - ・ 公募されたテーマの研究開発を通じた若手研究者の活用並びに若手研究者へのフェローシップ（特別な研究員として支援する制度）の拡充を図る。
 - ・ 国立研究所等での研究に参加する若手研究者等の支援施設並びに産学官の研究交流を推進するための共同研究施設を整備する。
- (iv) 情報通信インフラの整備
 - ・ 先般策定された実施指針に基づく公共分野の情報化とともに、行政情報化推進計画に基づく行政の情報化を推進する。
 - ・ 新産業の創出を促進するため、情報通信技術の研究開発、産業、地域等幅広い分野における情報通信の高度化を推進する。
- ② 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進

景気浮揚効果が高く、即効性に富んだ施策に重点を置きつつ、以下のような施策を推進する。

 - ・ 教育・医療施設の近代化、老朽化した特別養護老人ホーム等の社会福祉施設等の整備を推進する。
 - ・ 観測又は防災に必要な施設、情報ネットワーク・システム等を整備するとともに、災害発生時の救出活動等の機能を強化する。
 - ・ 融資制度の拡充等により既存建築物の耐震改修を促進することとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。

(2) 新規事業育成策

- ① 資金調達環境の整備
 - ・ 知的財産権の担保化を容易にするための環境整備を行うとともに、日本開発銀行等による新規事業育成支援のための低利融資制度の創設等、新規事業の創業期・立ち上がり期における資金調達を円滑化するための公的機関による支援策を拡充・強化する。
 - ② 人材確保の円滑化
 - ・ 特定新規事業に関し、能力と成果に応じた成功払い報酬制度を導入することとし、資金調達環境整備のための施策とあわせ、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ## (3) 新産業・生活インフラ整備等の促進
- ・ 民活法の特定施設整備事業の対象を追加する他、震災復興事業や純粋民間事業者に対する支援を強化することとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
 - ・ 繊維産業の構造改革に資する新たな生産・流通基盤を構築するため、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
- ## (4) 輸入・対日投資の促進等
- ① 輸入拡大、対日投資の促進
 - ・ FAZ（フォーリン・アクセス拠点）への輸入関連事業者の集積インセンティブの整備等を図ることとし、次期臨時国会に所要の法案を提出する。
 - ・ 日本貿易振興会（JETRO）の支援事業の実施によりFAZ構想を推進するとともに、対日投資を促進するための低利融資制度を日本開発銀行等に創設する。
 - ・ 港湾施設、港湾から高速道路へのアクセス道路を中心に、FAZ地域への公共事業等の重点投資を実施する。
 - ・ 我が国M&Aに関する対日投資会議の勧告の検討に資するため、経済団体、在日外国商工会議所等の意見を聴取する。
 - ② APECにおける貿易投資の自由化、円滑化の促進
 - ・ APEC大阪会議にむけて、「行動指針」を策定するとともに、前向きな「当初の措置」をとりまとめる。また、「域内経済見通し」の作成に取り組む。

(5) 規制緩和等の一層の推進

① 規制緩和推進計画の改定作業の着実な実施

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業に早急に着手する。
- ・ 行政改革委員会の規制緩和の方向での一層の論議を期待するとともに、行政改革委員会の意見報告が提出され次第、これを尊重し所要の措置を計画改定作業に盛り込む。

② 規制緩和の早期実施

- ・ 規制緩和推進計画の改定作業に先立ち、本対策に盛り込まれた他の規制緩和のほか、以下をはじめとする規制緩和を実施する。
 - 医薬品の再販売価格維持制度について、現行指定品目に関し、これまでの指定品目の範囲の縮小後の状況等の調査を行い、その結果を踏まえ、平成8年度中に指定取り消しのための手続を実施。
 - 高圧ガス及び液化石油ガス保安規制について、自主検査の導入・拡大、手続の簡素化等の検討開始。

③ 公共料金の見直し

- ・ 電気・ガス料金については、経営効率化を促すためのヤードスティック方式、原燃料費調整制度等を導入した新たな料金制度の下、改正電気事業法施行後できるだけ早期に本格料金改定を行う。
- ・ 旅客運賃・料金については、旅客運賃問題研究会の報告を踏まえ、各事業の特性に応じた検討を行い、逐次具体的な改善方策を実施する。このうち、国内航空運賃については、標準原価を最高額とする幅運賃制の導入について早急に細部の検討を進め、年内実施を図る。
- ・ 電気通信料金については、定額制等需要喚起型の料金の導入等マルチメディア時代に適した新しい料金の在り方について、来年5月を目途に取りまとめを行う。また、国際電話料金及び自動車・携帯電話料金の引下げ、割引料金の拡充等長距離通話料金の引下げを検討する。
- ・ 公共料金一般については、物価安定政策会議基本問題検討会において、各種価

格設定方式をレビューし、経営効率化を促す方策について、今年度中に取りまとめを行う。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-10 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」

平成9年11月18日

<21世紀に向けた新たな経済政策の展開>

- 急速な経済成長を遂げた戦後半世紀から新たな半世紀へ時代が転換する中、わが国経済は、バブル期の後の低成長から抜け切れないでいる。公共事業の追加等からなる累次の経済対策によって景気を下支えしてきたにもかかわらず、日本経済は未だ力強い景気回復の軌道に乗っていない。
- その結果、わが国財政は主要先進国の中で、最悪の危機的状況となっている。
- 現在のいわば閉そく状況から早期に脱却して、強靱で活力に満ちた日本経済を実現するためには、経済運営に関する旧来の発想を180度転換し、民間活力を中心に21世紀に向けた新たな経済政策の展開を図る必要がある。

<力強い回復を妨げている構造的な問題>

- 景気が足踏みし、消費者や企業がわが国経済の将来に対する信頼感（コンフィデンス）を低下させている背景には、わが国経済が抱える構造的な問題がある。
- わが国の過剰な規制の存在が民間企業の活力を削ぎ、高コスト構造を通じて、わが国経済の競争力を低下させている。経済グローバル化を背景に、企業が国を選ぶ時代となっており、わが国産業が空洞化し国内の雇用機会が失われるおそれがある。
- わが国は、世界に前例のない高齢化に直面している。高齢化・少子化は、現行制度を前提にすると、財政収支を大幅に悪化させる要因である。同時に、働き手の減少や貯蓄率の低下等によって、わが国経済の潜在的な成長力が低下するおそれがある。
- また、足元の問題としては、わが国経済は

依然としてバブルの後遺症から脱しておらず、不良債権処理や、これに関連して金融システムの安定化などの課題も抱えている。

＜経済構造改革と総合的な経済対策の必要性＞

- 現在足踏み状態の日本経済を早急に順調な回復軌道に乗せることが求められているが、それを実現するための経済対策は、短期的な需要創出ではなく、わが国が抱える構造的な問題に取り組む政策と総合的でなければならない。
- 21世紀を見据えて経済構造改革を進め、同時にわが国金融システム全体に対する内外からの信頼回復に努め、わが国経済の活力や適応力を最大限に引き出して、民間需要中心の自律的な安定成長軌道に乗せていく必要がある。特に、不良債権を抱えるなどして経営が悪化した金融機関の扱いについては、地域経済への影響に十分配慮しつつ、預金者保護と金融システムの安定性確保に万全を期していくこととする。
- こうした観点に立った経済政策運営を着実に実行することが、国民や企業の将来に対する展望をひらかせ、コンフィデンスを高めて、経済へのプラスの影響を与える。
- また、企業が経済構造改革のメリットを先取りすべく、未来を信じて企業家精神おう盛な事業展開を図れば、景気回復も一層早まるであろう。

＜今求められる経済対策＞

『規制緩和を中心とした経済構造改革の大胆な断行』

- 規制緩和は、新しい技術開発やニュー・ビジネスの創出を活性化したり、高コスト構造の是正などを通じて、新たな需要を生み、雇用を増大させる。

『土地の取引活性化と有効活用』

- わが国は、都市における地上過密・空中過疎の問題と、都市と地方の間の過密過疎の問題を抱えている。土地の有効利用によって、この二つの過密過疎を解決することが、ゆとりある国民生活を実現し、また、わが国経済の成長力を高める。
- バブルの後遺症として、担保不動産の処分

が滞っていることが不良債権の処理や景気回復の足かせとなっており、土地取引を活性化する必要がある。

『魅力ある事業環境の実現』

- 経済グローバル化により企業が国を選ぶ時代になってきた現状においては、わが国が企業の活動拠点として選ばれるよう、企業にとって魅力ある事業環境を整備することが重要となっている。
- 産・学・官連携による研究開発の推進によって、未来の新産業を育成する基盤の強化を図る。

『中小企業対策』

- バブル期の反省などを踏まえ、民間金融機関において貸出しに慎重さがみられる中、中小企業に対する必要な資金供給が妨げられることがないように、適切な措置を講じるとともに、経済構造改革への中小企業の適応を支援する。

以上のような考え方に立って、政府としては以下の具体策からなる「21世紀を切りひらく緊急経済対策」の実施を決定する。

I. 規制緩和を中心とした経済構造改革

民間活力を活用した経済全体の体質強化、活性化を図るとともに、我が国経済の構造変革を大胆に進めるために、以下の措置をとる。

1. 情報通信分野における改革

〔電気通信事業の規制緩和〕

- ・ 特別第二種電気通信事業の範囲を、国際通信を提供する第二種電気通信事業及び、公専公接続により不特定かつ多数の者に対して音声役務を提供する第二種電気通信事業に限定し、これに該当しないものは一般第二種電気通信事業とする旨、次期通常国会に所要の法律案を提出する。
- ・ 第二種電気通信事業者に対する回線設備の保有につき一部解禁する旨、具体的内容を年内に決定した上、次期通常国会に所要の法律案を提出する。
- ・ 第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の電気通信役務の3区分（音声・データ・専用）への簡素化を今年度中に実施する。
- ・ 第一種電気通信事業者が業務委託を行

う際に、認可が必要とされる対象を他者が設置した電気通信回線設備を利用する場合に限定し、ネガティブリストとして明確化する旨、次期通常国会に所要の法律案を提出する。

- ・ 電気通信料金の個別認可制を原則廃止し、届出制に移行するとともに、インセンティブ方式を導入する旨、具体的内容を年内に決定した上、次期通常国会に所要の法律案を提出する。

[通信衛星による多チャンネル放送の規制緩和]

- ・ 衛星放送において、複数局支配の禁止として制限される出資比率の緩和（現行の議決権の10分の1以内から議決権の3分の1未満）を今年度中に実施する。
- ・ CSデジタル放送において、一委託放送事業者が行うことのできるテレビジョン放送に係る現行12番組（2中継器）以内という番組数の制限については、これを今年度中に廃止し、4中継器以内では何番組でも可能とする。
- ・ 委託放送業務の認定について、放送番組審議機関設置義務の適用除外範囲の拡大や申請事項の大幅な簡素化を今年度中に実施する。

[通信衛星による事業促進のための制度の整備]

- ・ 通信衛星を利用した通信・放送が融合化した新たなサービスの出現に対応して、本年中に具体的かつ明確な基準を設定することにより、予備校による受験生宅への通信衛星授業などを、「放送」扱いではなく、「通信」扱いとする。

[有料放送にかかる料金規制の緩和]

- ・ 衛星トランスポンダ料金の届出制に適用されている総括原価主義を撤廃する旨、次期通常国会に所要の法律案を提出する。
- ・ 衛星放送の有料視聴料金規制については、本年10月1日に総括原価主義を撤廃して届出制としたところであるが、本年中にCS放送についての標準契約約款の提示を行う。

[ケーブルテレビの外資規制の見直し]

- ・ ケーブルテレビ事業者の外資規制に関しては、来年1月に第一種電気通信事業

を併せ行うケーブルテレビ事業者について撤廃し、それ以外の者については、その撤廃につき検討の上、来年中に早急に結論を得る。

[ケーブルテレビ加入者網における無線システムの実用化]

- ・ ケーブルテレビ局がネットワーク構築の補完的な手段として、基地局から各加入者宅までの伝送に無線システムを利用することを認め、来年9月を目途に実用化を行う。

[複数ケーブルテレビ事業者のヘッドエンドの共有化]

- ・ ケーブルテレビ事業の効率化を促進するため、申請書類の様式の改正等により、複数の事業者間でヘッドエンドを共有化したり、賃貸することを認め、本年12月を目途に実用化を行う。

[KDD法の廃止]

- ・ 国際電信電話株式会社法を廃止する旨、次期通常国会に法律案を提出する。

[携帯電話等の技術基準適合証明]

- ・ 携帯電話、自動車電話、PHS（簡易型携帯電話）等に関する技術基準適合証明については、本年中に手数料の引下げ、書面審査化、審査期間の短縮を行う。さらに、来年度において、手数料を一層大幅に引き下げ（現行水準と比較して3分の1以下を目途とする）、審査期間を一層短縮するため、大量生産機種向けの簡素な制度を新たに導入する旨、次期通常国会に所要の法律案を提出する。

[教育の情報化]

- ・ 次期の教育課程基準の改訂において、小学校では、新設される「総合的な学習の時間」（仮称）などで、外国語に触れ、外国の生活や文化に親しむことができるようにする。情報通信のグローバル化のなかで、インターネットのような情報通信手段を英語で活用することができるようにする。
- ・ 学校におけるネットワークの計画的整備を進め、近い将来全国の学校がインターネットに接続されることを目指す。
- ・ 平成11年度までに公立学校において小学校に22台（児童2人に1台）、中学

校・普通科高等学校で42台（生徒1人に1台）、特殊教育諸学校で8台（児童生徒1人に1台）の水準で、必要とする教育用ソフトウェアも含めて整備することとしている教育用コンピュータの整備方針に基づき、着実な整備を推進する。

- ・ 次期の教育課程基準の改訂において、中学校において情報に関する基礎的内容を必修とすることとし、高等学校において情報に関する教科を設けるようにする。
- ・ 高等教育機関におけるマルチメディアを活用した遠隔授業の単位認定を可能とする制度整備及び通信制の大学院の設置を可能とする制度整備を実施する。

[医療の情報化]

- ・ 遠隔診断行為について、今年中可能な限り早期に医師法との関係を明確化する。その上で、診療報酬上の位置づけについても明確化を図る。また、診療報酬請求について、磁気媒体による請求を行うことができるシステム（レセプト電算処理システム）の構築を推進し、早急に全国的に本稼働を行う。

[地理情報システムの効率的な整備・相互利用の推進]

- ・ 地理情報システムについて、各省庁、地方公共団体、民間企業が個別に作成した地図、各種データの相互利用のための共通基盤化（データ様式の標準化等）を図る。また、国、地方公共団体、民間が調整・連携したデータ整備と相互の役割分担の明確化を図る。あわせて、各省庁においてその利活用分野の拡充を図る。

[コンピュータ2000年問題対策]

- ・ 関係省庁が自ら保有するコンピュータシステムについての対応を行うと共に、地方公共団体、各省庁所管団体及び各省庁所管業界に対する啓発・普及活動の拡充を行う。
- ・ また、2000年問題対応促進のための各種支援、広報・普及活動等の措置を図ることにより、早期の対応の促進に努める。
- ・ コンピュータ2000年問題に対応する企業の情報化投資の早期実施を支援するため、財政投融资等を適切に活用する。

[高度道路交通システム（ITS）の推進]

- ・ カーマルチメディア通信システムの開発・普及を図るため、周波数割当、技術基準制定等の制度整備を図る。具体的には、76GHz帯の周波数を使用する小電力ミリ波レーダーの技術的条件について、今年度の施行を目的に関係省令の改正を行う。

[企業情報の電子化]

- ・ 各種法令で民間事業者には保存を義務づけている帳簿等の電子媒体による保存の容認について、原則として平成9年度末までに所要の措置（法改正が必要なものについては、法案を提出）をとる。

[行政の情報化]

- ・ 申請・届出に係る手続について、各省庁において早急に見直しを実施し、原則として平成10年度末までに可能なものから早期に電子化を行う。平成9年度内には、既に実施している手続きに加え、電気事業法、割賦販売法、有線電気通信法、電気通信事業法等に関する手続きについて電子化を行う。
- ・ 現在紙媒体によって行われている国庫金の口座振替について、国と金融機関間の手続の電子化を推進する。特に、歳入金に係る口座振替に係る委託データについては早急に電子化を図る。

[公共事業に係る電子化の推進]

- ・ 政府調達の大いなる割合を占める公共事業の入札契約手続において、必要となる各種情報のやり取りの電子化を推進する。

2. 福祉・医療分野における改革

福祉・医療分野においては、民間企業の参入を促進し、民間部門の創意工夫が活かされ、効率的なサービス提供が行われることが重要である。このような観点から以下の規制緩和を推進する。

[介護サービス等への民間（営利・非営利）参入]

- ・ 介護保険法案成立後における介護保険サービスの実施に当たっては、有料老人ホームについても特定施設入所者生活介護の給付を実施するとともに、民間企業の参入が図られ、利用者がサービス事業者を自由に選択・変更できるよう、介護サービスの利用手続き及び支払方法を多

様化することを検討し、介護保険制度の実施までに結論を得る。

- ・ 社会福祉事業のあり方全般の見直しを行い、所要の制度改正の検討に着手することとし、その際に高齢者介護に関する社会福祉事業について民間企業の参入が図られるよう、各種の規制緩和及び競争的環境の整備を検討し、その結論は、介護保険制度の実施までに得る。また、併せて、児童の保育に係る福祉サービスについても同様に検討し、結論を得る。

[その他の介護関連の規制緩和]

- ・ 平成9年度内に市町村が民間企業に対して日帰り介護（デイサービス）事業を委託することを可能とする。
- ・ 平成9年度内に市町村が民間企業に対して短期入所生活介護（ショートステイ）事業を委託することを可能とする。
- ・ 民間事業者による在宅入浴サービスに関する規制緩和を平成9年度内に検討し、結論を得る。（看護婦1名が、サービスごとに必要であるという要件を緩和）
- ・ 平成10年度に市町村が民間企業に対して在宅介護支援センターの運営を委託することを可能にする。
- ・ 指定訪問看護事業への民間企業の参入を可能とする。（介護保険法案成立後、できる限り早急に実現）
- ・ 保険会社の介護ビジネスへの参入について、保険会社に期待される在宅介護サービス等の内容や、適切な参入形態の在り方に関する検討を進め、公的介護保険制度の導入までの期間に、所要の制度の整備を図る。

[医療分野の規制緩和]

- ・ 医療法人の理事長を医師又は歯科医師に限定している規制については、平成9年度中に医療審議会において具体的な緩和の方策を検討し、早急に対応する。

3. 雇用・労働分野における改革

[労働者派遣事業に関する規制緩和]

- ・ 労働者派遣事業制度については、対象業務のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護のための措置等を中心に、制度の全般的な見直しを進め、関係省庁の十分な協力の下に、労働者派遣法の一部

改正法案を次期通常国会に提出する。

[有料職業紹介事業等に関する規制緩和]

- ・ 有料職業紹介事業制度については、取扱職業の更なる拡大及び許可等に係る有効期間の延長を行うため、ILO第181号条約等を踏まえ、平成9年度中に中央職業安定審議会において検討を開始し、可能な限り速やかに法的措置を含め所要の措置を講ずる。併せて、労働者の募集のあり方についても検討し、同条約の批准を行う。

[ネットワーク上の労働市場の整備]

- ・ 公共職業安定機関における雇用情報提供のためのネットワークの在り方について調査・研究を行い、平成10年度以降早期にネットワークを構築する。

[学生等の就業体験（インターンシップ。学生等が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと）の推進]

- ・ 平成9年度から行われている一部地域等における試行的取り組みの成果等を踏まえ、早急に学生等の就業体験（インターンシップ）の総合的な推進を図る。具体的には、大学等において教育課程に位置づけることを含め、積極的に評価する等、その本格的な取り組みが行われるよう促すとともに、中小・ベンチャー企業等を含む企業側における実施体制の整備の促進を図る。

[機動的な雇用対策の実施]

- ・ 産業・地域にわたる雇用動向に迅速かつ的確に対応しつつ、雇用調整助成金に係る特例措置（特定雇用調整業種等の高率助成、支給対象事業主の範囲の拡大等）の継続、雇用調整助成金の大型倒産等事業主の指定の迅速化を図るための指定基準の見直しにより雇用の維持等を図る。

4. 金融分野における改革

(1) 証券取引法等の抜本的改正

我が国証券市場の魅力と競争力を高め、活力ある証券市場を達成するために、金融システム改革に盛り込まれた下記の措置を含む証券取引法等の抜本的改正法案を次期通常国会に提出する。これらの措置の推進

により、国民にとってより身近で魅力ある市場を実現し、我が国証券市場への個人投資家の参加を容易にすることが重要である。また、企業においても、証券市場の魅力が一層高まるよう、株主重視を徹底した経営姿勢を取ることが期待される。

[証券会社の業務の多角化等による多様なサービスの提供]

- ・ 証券会社の專業義務を見直すなど、業務の多角化を可能にすることによって、多様な商品・サービスの提供の枠組みを整備し投資家の利便性を向上させる。

[証券会社の原則登録制への移行]

- ・ 証券業の参入について、現行の免許制を原則登録制に改革し、国際的にみて効率的かつ競争力のある証券市場を作る。

[資産運用業（投資信託等）の強化と銀行・保険会社等の本体における投資信託の窓口販売解禁]

- ・ 会社型投資信託等の導入や投資信託の販売チャンネルの拡大等を通じ、商品の多様化・投資家の利便性の向上を図る。

[有価証券定義の拡大]

- ・ 有価証券定義を拡大し、証券取引法に基づく投資家保護措置（公衆縦覧型ディスクロージャー、不公正取引ルール等）の対象範囲を適切に定める。

[証券デリバティブの全面解禁]

- ・ 証券デリバティブの全面解禁により、多様なヘッジ手段を提供し、運用パフォーマンスを向上させる。

[資産担保証券（ABS）の銀行、保険会社等への取扱解禁]

- ・ 債権等の流動化を目的とした一定のABSの銀行、保険会社等への取扱解禁によって、金融機関のリスク管理手段の充実、投資家に対する魅力ある投資手段の提供を図る。

(2) その他

[証券総合口座への給与・年金振込]

- ・ 労働者本人が申し出た場合には、本人が指定する証券総合口座に振り込まれた賃金を受け取ることができるように、労働基準法施行規則を平成10年度早期に改正する。また、証券総合口座への年金等の振込を平成10年度早期に実現する。

[厚生年金基金の5：3：3：2規制の撤廃の前倒し]

- ・ 厚生年金基金の運用に課されている5：3：3：2規制については、厚生年金基金規則の一部を改正し、平成10年度に予定されている規制撤廃を平成9年度中のできるだけ早期に前倒して実施する。

[保険会社のインパクト・ローンに関する規制緩和]

- ・ 保険会社のインパクト・ローンの借入限度に関する規制を平成9年度中のできるだけ早期に撤廃する。

[コミットメントライン契約の取扱い]

- ・ 出資法、利息制限法におけるコミットメントライン契約の取扱いについて、平成9年度中に検討を開始し、平成10年末までに結論を得る。

5. 物流・運輸分野における改革

[トラック輸送事業における規制の緩和]

- ・ 平成12年度までに経済ブロック単位に段階的に拡大することとされているトラックの営業区域について、そのスケジュールの前倒しを図る。
- ・ トラック運賃・料金の届出に当たり、原価計算書の添付を不要とする範囲を一層拡大（上下20%）することについて、平成9年度中にそのスケジュールを明確にし、必要な措置をとる。また、トラック事業の運賃・料金規制の事後届出などの緩和を検討する。

[フル積載ISOコンテナの輸送に係る軸重規制の経過措置]

- ・ ISO規格の海上コンテナをフル積載したセミトレーラについては、一定の路線について、必要な改造を行った現有車両等が通行可能になるよう、当分の間、特例として経過措置を講ずる。

[車検制度の見直し]

- ・ トラック等の検査証の有効期間については、平成9年度中に調査の結果、安全確保、公害防止の面で支障がない場合には、速やかに延長の措置をとる。

[自動車マーケット活性化支援（道路運送車両法の見直し）]

- ・ 自動車の検査・認証制度の国際調和、

自動車マーケットの活性化支援を図るため、道路運送車両法改正案を次期通常国会に提出する。

- 1) 自動車の装置の認定制度を創設し、外国政府による自動車装置の認定との相互承認制度を導入。<ECE1958年協定への加入>
- 2) ブレーキを含む重要保安装置の分解整備を行った場合に使用者に課されている国の検査を廃止。
- 3) 新車の完成検査終了証の有効期間を延長。

[流通業務市街地の整備促進]

- ・ 流通業務市街地の整備及び円滑な機能更新を一層促進するため、流通業務地区における用途規制について弾力的な運用を推進するとともに、総合物流施策大綱に基づき本年度末に策定されることとなっている物流拠点整備指針についての検討等を踏まえ、必要に応じ流通業務施設の整備に関する基本指針の見直しを行う。

[水先に関する規制の見直し]

- ・ 水先業務の効率化については、平成9年度中に同一湾内の水先業務の引受の一元化、水先艇の共同利用を措置する。
- ・ 料金体系の見直しについては、夜間割増料金の適用時間帯等の見直しを平成10年4月1日に措置する。
- ・ 強制水先の必要な船舶の範囲の見直しについては、神戸港について平成9年度中に結論を得、これを踏まえて早急に制度改正する。

[港湾手続等のEDI化等の推進]

- ・ 平成11年度までを目途に、外国為替及び外国貿易管理法に基づく輸出入許可及び承認の手続と、主要港湾及び国際空港における出入港、検疫等の行政手続をEDI (Electronic Data Interchange；電子データ交換) 化して、関税法に基づく輸出入許可の手続等を処理する通関情報処理システム等との連携を図ることにより、輸出入及び港湾諸手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現を目指す。

また、G7間での税関及びその他の行

政機関が求めるデータの標準化・最小限化についての取り組みを次回サミットまでに報告する旨の、デンバーサミットにおけるG7首脳によるイニシアティブに積極的に参画する。

[国内航空運送事業における参入規制及び料金規制の緩和]

- ・ 国内航空運送事業については、平成9年4月のダブル・トリプルトラック化基準の廃止、同年7月の羽田空港における自由枠の設定や新規会社用の枠の確保等により、実質的に「自由な路線設定や増減便」は既に相当程度可能であり、今後、これを一層促進する。
 - ・ 国内航空運送事業の需給調整規制については、平成9年度中を目途に結論を得た上で、平成11年度までに廃止し、自由な路線設定や増減便ができる体制にするように、運賃制度の一層の弾力化(上限価格制など)を速やかに進めることとする。
6. 教育分野における改革

[大学の校地面積基準の見直し]

- ・ 大学の校地面積基準については、校舎の最低基準面積の6倍以上とする原則が定められているが、これを大幅に緩和する方向で、平成9年中に結論を得る。

[学外における学修の単位認定の促進]

- ・ 各大学の判断によって、大学が学外の多様な学修の成果を単位認定できる範囲について、各大学の創意工夫がより発揮できるよう、その制度の在り方を見直す。

[入学時期の弾力化]

- ・ 国際化・生涯学習社会への対応等を図るため、特に秋季入学を促進する。

[高等学校における転入学・編入学の弾力化]

- ・ 保護者の転勤や帰国等に伴う高等学校における転入学や編入学の受入れの機会を確保するため、収容定員の内数のみならず、外数としての特別定員枠の設定の一層の促進を図るよう、平成9年中に各都道府県教育委員会等に通知を発出する。

7. その他

[保安規制の見直し]

- ・ 高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消

防法及び石油コンビナート等災害防止法（いわゆるコンビナート保安四法）について早期に整合性の確保を図るとともに、化学設備の定期自主検査のために停止することなく連続運転できる期間の延長、機能性基準の導入、コンビナート事業所の設置・変更その他の諸手続の簡素化等の規制緩和を平成9年度内に行う。また、主として家庭で用いられるような小規模電気温水ボイラーについては、労働安全衛生法に基づくボイラー構造規格の適用除外の拡大を平成9年度内に実施する。さらに、十分な保安体制を有する事業所の変更工事に係る消防法の完成検査に関し、消防署等による検査に代えて自主検査を認める制度について、平成9年度内を目途に結論を得て、可能な限り早期に導入を図る。

[電気事業法の見直し等]

- ・ 電気工作物検査を行う指定検査機関として民間企業を加えることを含め、電気事業法に基づく電気工作物の溶接検査制度の抜本的見直しを行い、平成9年度中を目途に成案を得、所要の措置を講じる。
- ・ 電気工作物の技術進歩、保安実態を踏まえ、電気事業法による工事計画認可・届出の範囲の見直しを平成10年度上期に行う。
- ・ 発電設備設置者のコスト低減を図る観点から、技術進歩等の状況を踏まえ、系統連系に係る技術要件について見直し、ガイドラインの改訂を平成9年度中に行う。

[有人セルフサービス方式の給油取扱所]

- ・ 有人セルフサービス方式の給油取扱所の導入については、安全性の確保を前提として、平成10年度早々にも導入のための所要の措置を講ずる。なお、安全確保策の概要については年内に周知する。

[共同溝利用の円滑化]

- ・ 熱供給導管及びケーブルテレビ事業用線路について、「共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく共同溝の使用の可否も含め、円滑な埋設の方策に関する検討を行い、平成9年度中に検討結果を踏まえ対応する。

[道路の使用及び占用に係る許可条件の検討]

- ・ ガス管及び地中電線類の道路への埋設工事に関する埋設深さについて、道路構造の保全の観点等を踏まえ、技術的検討及び基準の緩和の可否の検討を平成9年度中に行い、その検討結果を踏まえ、可能なものについては、できる限り早期に所要の措置を講じる。
- ・ また、ガス管及び地中電線類の道路への埋設工事に関する道路使用許可の運用について、道路交通の安全と円滑の観点等を踏まえつつ、平成9年度中に事業者との意見交換等と併せて実態の把握を行い、運用上の課題の有無を検討する。その検討結果を踏まえ、必要に応じ、できる限り早期に所要の対応を行う。

II. 土地の取引活性化・有効活用

不良債権処理を促進して経済活動全体を活性化させるとともに、長期的な視野に立つてゆとりある居住スペースやオフィス・スペースを実現することで豊かな国民生活を達成し、併せて、都市部における防災上の備えも強化し、都市の再構築を図るため、以下の措置をとる。なお、土地政策が地価抑制から土地有効利用促進へと転換したことに鑑み、土地の有効活用に資する良好なプロジェクトへ十分な資金供給が行われることが土地取引の活性化に資すると考えられる。

1. 都市の再構築を図るための施策

[都市中心市街地（商業地域等）における容積率の抜本的緩和]

- ・ 都市構造の再編、防災上、情報化等の観点から、都市中心市街地の更新を促進するため、優良プロジェクトに係る容積率等の特例制度の活用や容積率指定の見直しなど、機動的に土地利用規制を見直すよう地方公共団体に要請する。（商業地域における法定容積率の最高限度は、1000%）
- ・ 特に、都心商業地域の更新については、地区の望ましい更新の姿を示した構想を、地元公共団体が中心となって作成し、これに基づいて特例制度の活用による容積率、斜線制限の緩和等の施策を総合的に展開する。併せて、附置駐車施設の敷地

外への設置について、有効かつ適正に運用されるよう地方公共団体に要請する。

- ・ この際、高度利用地区について、空地確保を必須の要件としない容積率割増基準を新たに設定（割増上限300%）することにより、都心商業地域の円滑な更新を図る。
- ・ 併せて、高度利用地区内の建築物の整備について、財政投融资を適切に活用し、日本開発銀行等の融資を拡充する。

[都市構造再編プログラム（仮称）の策定の推進]

- ・ 都市計画道路等の整備と連動した容積率のアップとこれによる民間投資の活発化を促進し、「都市の再構築」を実現するため、将来の都市像を明らかにしつつ、都市基盤整備、高度利用等の具体的目標等を示す「都市構造再編プログラム（仮称）」の策定を推進する。このプログラムに基づき都市基盤の整備など各種施策を総合的に推進する。

[街路沿道の土地の高度利用と民間建設投資の促進]

- ・ 都市計画道路の整備によって誘発・促進される土地の高度利用と民間建設投資を支援するため、民間都市開発推進機構の融通業務及び都市開発資金貸付制度の拡充・活用を図る。

[民間都市開発推進機構の積極的活用]

- ・ 土地の高度利用・市街地の活性化等を積極的に進めるため、民間都市開発推進機構を積極的に活用するものとする。

- 1) 財政投融资を適切に活用し、融通業務（民間都市開発事業者に対する日本開発銀行等を通じた長期低利資金の貸付け）を積極的に活用するため、土地の高度利用に資する一定の場合につき面積要件の大幅な緩和を図る。
- 2) 土地取得・譲渡業務で取得した土地を含め、民間都市開発推進機構自らが民間都市開発事業・市街地再開発事業等に積極的に参加して事業の推進を図る。
- 3) 土地取得・譲渡業務については、当面、現在の政府保証枠（残額約7500億円）を活用して、引き続き積極的に取得を進めるとともに、取得した土地の事業化を推

進する方策の充実に検討する。なお、取得期限（平成10年末）後のあり方について保証枠の規模を含め十分な検討を行う。

- 4) 取得した土地を証券化等（法制化が予定されているSPC（特別目的会社）の活用や土地信託の受益権の小口化等）によって市場流通させる方策を検討する。

[容積率・斜線制限等の緩和や日影規制が適用除外となる「高層住居誘導地区」制度の積極的活用の推進]

- ・ 本年9月に施行された「高層住居誘導地区」制度について、早期の地区指定に向けて、地方公共団体の積極的な取り組みを推進する。

[密集市街地の再整備の推進]

- ・ 老朽木造住宅密集地域における防災性の向上を図るため、本年5月に公布された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、老朽住宅の除去及び建替え、公共施設等の整備などを計画的に推進する。

[容積率制限の複数敷地への一体的適用]

- ・ 既存建築物の建替えや、道路を含んだ区域など、一団地の総合的設計制度について積極的活用等を図る。

[市街地再開発事業等における、民間のノウハウの活用]

- ・ 市街地再開発事業等において、民間のノウハウを活用する観点から、業務代行方式の積極的な活用の推進を図る。

[住宅・都市整備公団の活用]

- ・ 住宅・都市整備公団において、平成9年6月の閣議決定の方針を踏まえ、総合的な都市整備を推進する。

[生活環境の改善のための都市のリノベーション]

- ・ 現在逼迫している都市開発等のための長期・低利の金融市場を補完し、都心居住、工場跡地の利用転換等都市の再構築を推進するため、財政投融资を適切に活用し、臨時的措置として、日本開発銀行等の融資を拡充する。また、事業の円滑な推進を図るため、住宅・都市整備公団の活用を図る。

[行き過ぎた宅地開発等指導要綱の是正等]

- ・ 開発許可をはじめとする各種手続の迅

速化を図るとともに、宅地開発等指導要綱の実態について速やかに調査を行い、その結果に基づき正指導の徹底を図る。

[土地収用の積極的活用]

- ・ 道路等のインフラ整備等の収用適格事業については、事業確定後速やかに事業認定の申請を行う等土地収用手続の積極的活用を図るとともに、事業認定の事務処理の迅速・円滑化を図る。

2. 積極的な土地・住宅の供給

[農地転用の円滑化]

- ・ 農業振興地域等で、原則転用不許可となっている農地であっても、集落に接続するなどの要件を備えるもののほか、農村活性化土地利用構想等を活用する場合には、転用を許可する。
- ・ 農地転用したい者が円滑に転用できるよう、農地転用及び農用地区区域の除外について、透明化・簡素化・迅速化の措置を講ずるとともに、これをマニュアル化し、円滑な農地転用を図る。
- ・ 農地転用の許可権限については、4 ha以下のものは都道府県知事へ早急に移管する。また、市街化区域内にある農地の転用届出について、添付書類の簡素化等を進め、円滑な運用に努める。

[市街化区域及び市街化調整区域の線引きの機動的な見直しの推進]

- ・ 線引きについて、5年ごとの国勢調査等を踏まえた見直しに加え、その間において、必要に応じ、随時の見直しを機動的に推進するとともに、市街化調整区域における開発許可の弾力的運用を図る。

[郊外型住宅等の取得促進]

- ・ 郊外型住宅、退職後の本格居住のために先行的に確保する住宅等の多様な住宅ニーズに対応し投資を促進するため、財政投融資を適切に活用しつつ、臨時的措置として、現在居住している住宅のほかに取得する住宅に対する住宅金融公庫融資の拡充（地域限定要件の撤廃及び面積要件の緩和）を図る。
- ・ 国有林野内の適地について、自然保護への配慮を行いつつ、要望のある民間事業者、地方公共団体等に提供することにより、セカンドハウス、福利厚生施設等

の建設を促進する。

- ・ 市街化調整区域において、市町村が地区計画を作成した場合には、この計画に沿った開発行為を許可する都市計画法上の特例制度の創設、集落地域整備法の積極的活用等により、郊外型住宅用の宅地造成・住宅建設を戸数の多少に関わりなく推進する。
- ・ 都市生活者が週末を過ごす自然環境調和型住宅（ガーデニングハウス）の整備を促進するため、フィージビリティ・スタディの実施、住宅の仕様・部材の標準化による低コスト化、輸入住宅の導入等を推進する。

[住宅金融公庫融資の活用]

- ・ 住宅金融公庫の融資について、財政投融資を適切に活用し、臨時的措置としての特別割増融資額の引上げ（800万円→1000万円）、返済能力の十分な者に対する融資限度割合（現行80%）の撤廃を図る。
- ・ 住宅投資を促進するため、財政投融資を適切に活用し、臨時的に、マイホーム新築等貸付の受付期間を長期化（原則2週間→4週間程度）するとともに、バリアフリー化、断熱構造化のための住宅改良貸付の受付期間を通年化する。

[定期借家権の導入]

- ・ 良質の賃貸住宅の供給を促進する観点から、定期借家権の導入を促進する。

[借地方式等による公共事業の推進]

- ・ 現在、都市公園事業について実施されている借地方式を一層促進する。
- ・ 公営住宅等の供給に当たり、借地による住宅の供給や、借地による供給よりも効率的な住宅整備方策として民間住宅の借上げ（転賃）方式による供給を推進する。
- ・ 道路、河川のように将来にわたり公共の用に供される施設について、支障のない限り借地権等の活用を図る。

[建築規制体系の見直し]

- ・ 仕様を詳細に規定する現行の建築基準（仕様規定）を、一定の性能さえ満たせば具体の仕様の如何を問わないこととする方法を導入（性能規定化）することに

より、設計における選択の自由を拡大し、建築市場の活性化、建築コストの低減を進めるため、次期通常国会に建築基準法の一部改正法案を提出する。

- ・ 行政が行っている建築確認・検査業務について、民間機関が行える途を開くことにより、民間活力の活用、検査体制の充実、手続の迅速化を図るため、次期通常国会に建築基準法の一部改正法案を提出する。

3. 現行規制を緩和する等その他の土地有効利用のための施策

[国土利用計画法に基づく土地取引届出制度の事後届出制への移行]

- ・ 国土利用計画法の届出勧告制については、原則として、事後届出に移行するなど制度の改善を行うこととし、所要の法律案を次期通常国会に提出する。事後届出とした場合、利用目的に関する極めて不適切な土地取引に対しては適切な対応を行うことができることとするが、個々の取引価格については勧告等の措置は行わないこととする。また、地価水準の上昇の状況に応じ、機動的に事前届出とすることができることとする。

[工業（場）等制限法による規制の抜本の見直し]

- ・ 工業（場）等制限法の工場跡地に関する制限の緩和、除外業種の拡大等について、平成10年1月中に前倒し措置を行う。さらに、制度の枠組みのあり方及びその手法の妥当性についての抜本の見直しの検討については、平成10年夏までに中間的な論点整理を行い、首都圏基本計画及び近畿圏基本整備計画が策定される平成10年度中に結論を得る。

[臨港地区の迅速かつ的確な見直しの促進]

- ・ 港湾機能の沖合展開等により臨港地区としての性格が低減・消失した地域の土地の有効利用を図るため、地方公共団体に対して、臨港地区の指定・変更等のための基準を明確化した平成9年3月の運輸省・建設省共同通達の周知徹底を行い、臨港地区の見直しを迅速に進める。

[工場立地法の見直し]

- ・ 地方公共団体が、地域の実情に応じた

緑地面積率の設定を可能にすること等により、緑地の整備や工場施設のリニューアルが促進されるよう、工場立地法の改正を行う。

[不良債権の償却等を促進するための赤字会社の指名排除扱いの是正]

- ・ 早期かつ計画的な不良債権の償却等を促進するため、国、地方公共団体において、単に赤字決算であることのみをもって直ちに指名から除外しない取扱いを徹底する。このため、先般、建設省・自治省連名で通達を発出したところであり、今後、赤字決算となった建設業者の指名の取扱いについて実態調査を行うとともに、通達の趣旨の徹底を図る。

[国鉄清算事業団用地の売却促進]

- ・ 地方公共団体による先行取得、購入者に対する政策金融の適切な活用、規制緩和措置の周知徹底、郵便入札売却・公募型売却の対象拡大により、国鉄清算事業団用地の売却促進を図る。

[高速自動車国道の早期施行命令]

- ・ 昨年末の国土開発幹線自動車道建設審議会に係る新たな整備計画区間について、調査が完了し地元の協力体制が整ったところから早急に施行命令を出し、円滑な着工を図る。

[土地の有効活用の促進]

- ・ 将来の公共用地の需要に備えて、公有地拡大法等による公有地の先行取得を適切に進める。

4. 不動産等の証券化等

[不動産の証券化等]

- ・ 不動産・債権等の資産流動化促進のための特別目的会社（SPC）に係る法案を次期通常国会に提出する。
- ・ 債権譲渡の第三者対抗要件の具備を簡素化し、債権流動化の促進を図るべく、特例法案を次期通常国会に提出する。
- ・ 不動産特定共同事業の推進方策を拡充する。

[虫喰い・不整形状態で低未利用となっている担保土地の有効利用]

- ・ 虫喰い・不整形状態で低未利用となっている担保土地の有効利用を図るため、敷地整序型土地区画整理事業等の実施に

より、土地の集約化・整形化を推進する。
[担保土地の国民生活に密着した公共的な用地需要への活用]

- ・ 国民生活に密着した公共的な用地需要にこたえるべく、住宅金融債権管理機構等の保有する担保土地の国・地方における積極的な活用を促す。

[担保不動産の情報化の推進]

- ・ 当面、債権回収機関において、担保不動産について迅速なデータベース化を進める等、担保不動産の情報化を推進する。

Ⅲ. 中小企業対策

景気が足踏み状態にある中で、厳しい経営を強いられている中小企業への資金供給が円滑に行われるようにするとともに、中小企業の積極的な事業活動を支援するため、以下の措置をとる。

1. 金融対策

中小企業に対する金融措置については、既に、政府系金融機関における金利減免措置を平成10年10月18日まで延長したところであるが、バブル期の反省などを踏まえ民間金融機関において貸出に慎重さがみられる中、健全な事業を営む中小企業に対して、必要な資金の供給が阻害されることは適切ではない。このため政府系金融機関において、当該金利減免措置に加え、財政投融資を適切に活用しつつ、貸出・保証条件の緩和等を行うことにより、中小企業者の実情及びニーズに応じた資金対策に万全を期す。また、中小企業庁及び各通商産業局等において中小企業の実情を十分把握し、必要な対応を行うための体制を整備するとともに、都道府県に対しても、同様の体制整備を要請する。

- ・ 年末の金融繁忙期を控え、中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、政府系金融機関の本店・支店及び信用保証協会に、本年11月30日までに、特別な相談窓口を設置し、貸出・保証手続きの迅速化、一定の条件の下での返済猶予など既往債務に対する適切な対応を図る。

また、国民金融公庫等の政府系金融機関において、代理店を拡充し、中小企業者への資金供給の円滑化を図る。

- ・ 政府系金融機関に、金融機関との取引が著しく変化し、運転資金の確保に困難

が生じるなど、資金繰りに支障をきたす恐れのある中小企業者に対する別枠の融資制度（担保徴求特例を導入）を創設し、本年12月1日より実行する。

（中小企業金融公庫：一般枠4億8000万円＋別枠1億5000万円。国民金融公庫：一般枠4800万円＋別枠3000万円。環境衛生金融公庫：一般枠4800万円＋別枠3000万円。）

なお、商工組合中央金庫においてもこれに準じた措置を講じる。

- ・ 中小企業金融公庫において、新規事業の創出、新たな事業展開等中小企業の経済構造改革を支援するための融資制度（別枠4億円）について、新事業育成関連資金に関し担保徴求特例を導入し、また、新分野進出関連資金を本融資制度の対象に追加し、本年12月1日より実行する。

なお、商工組合中央金庫においてもこれに準じた措置を講じる。

- ・ 国民金融公庫の小企業等経営改善資金（マル経）融資について、平成10年度末までの間、別枠措置を拡充し貸付限度額を1000万円とするとともに、新規開業者を貸付対象とする。
- ・ 担保不足等により資金繰りが悪化している中小企業を支援するため、特定業種の指定要件等を緩和し中小企業信用保険法の保険限度額が倍額（普通保険：2億円→4億円、無担保保険：3500万円→7000万円、特別小口保険：750万円→1500万円）となる対象業種について、小売関連業種、建設関連業種等を追加（現行指定18業種→44業種）するとともに、平成9年度末に期限の到来する保険料率の引き下げ措置を延長する。
- ・ 職場の安全衛生に配慮しつつ設備投資を行う中小企業に対して、労働福祉事業団が行う労働安全衛生融資制度について貸付金の用途の拡大、審査手続きの簡素化等の拡充等を図る。

2. 中心市街地活性化対策について

関係省庁の連携により総合的な対策を推進すべく、下記の対策について、速やかに所要の措置を講ずる。

- ・ 各種基盤施設や公共施設等の整備・有効利用を図るとともに、それと一体として、空き地・空き店舗を利活用しつつ、単独大型店から中小主導の商店街まで多種多様な商業集積について、個々の整備を図るのみならずその面的な展開による中心市街地商業集積の魅力の向上の推進を図る。特に、中心市街地の中小小売業の活性化のため、中小企業事業団の高度化資金の積極的活用を図る。具体的には、中心市街地における商業施設等の整備に対する無利子融資を行う際の要件を緩和し（中小企業面積要件：2/3以上→1/4以上）、キーテナントの誘致の円滑化を図るとともに、中小企業事業団の高度化資金を活用した中心市街地の中小商業活性化のための基金により、店舗賃借料の低減等を行い、空き店舗を活用した中心商店街の活性化を図る事業を支援する。また、商業・サービス業における情報化の推進、各種活性化事業の実施の支援、工場リニューアルに対する資金調達支援等の産業業務機能の集積の促進等を行う。
- ・ 市町村における中心市街地の活性化を図るため、新たな計画の策定や人材確保・育成、観光客の来訪促進等を支援するとともに、商店街等振興整備特別事業、都市生活環境整備特別対策事業、ふるさとづくり事業等を活用し、市町村が地域の実状に応じて行う計画的街づくりを積極的に支援する。
- ・ 「まちなか再生」を実現する土地区画整理事業等を積極的に進めることにより、商業、業務、居住などの都市機能や文化・福祉などの公益施設の集積・再配置、これを支える道路、駐車場等の基盤施設の計画的な整備を推進する。
- ・ 中心市街地において、道路整備、交通安全施設等整備、駐車場整備、電線類の地中化等を推進し、街並みのぎわいや快適性を向上させるとともに、バス、鉄道等の交通施設、物流施設の整備及びその利活用、更に、情報通信ネットワークの整備を推進する。また、街づくりと連携したウォーターフロントの整備を図り、中心市街地の利便性を高めるとともに、

にぎわいを創出する情報通信拠点施設の整備を推進する。

- ・ 安全性の確保に十分留意しつつ、地下街の新設等に当たっての公共比率等の規制緩和を推進することにより、地下街の整備を推進する。
3. その他
- ・ 事業協同組合等がその所有する施設を用いて行う事業について、当該事業を継続するために必要と認められる場合には、員外利用制限（組合員以外の者が組合の事業を利用する際の制限）を緩和するなどの措置を講ずる。（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の改正法案を今臨時国会に提出中。）
 - ・ 政府や政府関係機関における物品、役務及び工事の発注に際し、中小企業者の受注の機会を増大に努める。
 - ・ 政府や政府関係機関における一般競争入札等において、技術力を有する中小企業や開業後、日の浅いベンチャー企業の入札機会が増大するよう制度改善を図り、これらの企業の成長を支援する。
 - ・ 中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売等の不公正な取引に対して、独占禁止法の厳正な運用に努める。

IV. 科学技術の振興

喫緊の経済対策としての研究開発活動の活性化のみならず、21世紀における我が国経済の発展の礎となるべき科学技術の振興を図るため、産学官連携による研究開発環境の整備に向けて以下の措置をとる。

- [大学・国立試験研究機関等における受託研究による研究開発の推進]
- ・ 国立試験研究機関において、研究成果、能力及び施設を活用して、政策的に意義の深い受託研究を促進するための所要の措置を講ずる。
 - ・ 民間資金の導入の円滑化による国立大学等の研究の一層の活性化を図るため、学外からの受託研究費について経理及び執行手続きの簡素化等の改善を進め、プロセスの迅速化、研究者の負担軽減及び受託研究費の効率的活用を図る。
- [産学官連携による共同研究の推進及び大学等の研究成果の活用等]

- ・ 国立大学の構内における国以外の者による官民共同研究施設の整備を促進するため、早期に大学敷地の使用条件等の整備を図る。
- ・ 産学官連携を推進し、大学等から生じた研究成果についての民間企業等における活用及び共同研究の促進等を図るため、所要の法的措置を含め検討を進める。また、可能な限り早期に、国立試験研究機関における共同研究規程の充実等の措置を講ずるとともに、平成10年度可能な限り早期に、大学等における特許等の取扱いに関する規程の明確化を図る。

V. 市場アクセス改善の加速化

開かれた経済社会システムを創造し、内外の企業による多様な競争を通じた我が国経済の効率化・活性化を図るため、市場開放問題苦情処理体制（OTO）の積極的活用や規格・基準の国際統合化及び明確化並びに適合性評価手続きの簡素化等、以下の市場アクセス改善措置をとる。

1. OTOの積極的活用

- ・ 過去のOTO案件の現状の総点検を平成10年度中に行い、その改善状況に応じて更なる対応を行う。また、OTO対策本部決定（平成9年7月18日）を踏まえ、OTO推進会議建議を最大限尊重し、必要な対応を積極的に実施する。

2. 市場アクセス改善のための具体的方策

[薬事法]

- ・ 医薬品について、医薬品承認審査等に関する国際的な調和の動きを踏まえ、試験データ等に関する国際的な共通ガイドラインの作成と実施を進める。また、医薬品と食品の区分方法に関し、医薬品的な形状のカプセル等を使用した一部のミネラルについて、平成10年度中に食品として流通を認める。

また、JIS規格適合品以外の医療用具について、電動マッサージャー、磁気健康器具等の家庭用医療用具について、平成10年3月末までに承認を不要とする方向で結論を得る。

[JAS規格の国際化対応]

- ・ JAS規格について、国際規格との統合化を進めるとともに、生産・流通・消費

の実態を踏まえ、不要となった規格の廃止やニーズに即した改正を積極的に進める。具体的には、構造用合板について、強度等の性能を重視する等の観点から平成10年度中に見直しを行う。

また、国際規格作成会議（コーデックス委員会）へ我が国が主体となって作成した規格案を提案する等国際化対応への取り組みを推進する。

[JIS規格と強制法規基準等との統合化、重複検査の排除]

- ・ 関係省庁が連携して、可能な限り、JIS規格と強制法規の技術基準や政府調達の調達基準等との統合化を図る。また、強制法規、工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を実現する。（規格・基準の統合化の具体例）

1) 電気用品取締法の技術基準とJIS規格との統合化を図り、平成10年度中を目途にJIS規格を改正する。

2) 圧力容器関連のJIS規格の改正作業を平成9年度中に着手し、関係省庁が連携して可能な限り強制法規との統合化を図る。

3) カーベットについてJISマーク難燃表示方法についてのJIS改正を平成9年中に行うとともに、当該改正を受け、消防法の指定表示について所要の措置を講じる。

[道路運送車両法]（再掲）

- ・ 自動車の検査・認証制度の国際調和、自動車マーケットの活性化支援を図るため、自動車の装置の認定制度を創設し、外国政府による自動車装置の認定との相互承認制度を導入（ECE1958年協定への加入）すること等を内容とする道路運送車両法改正案を次期通常国会に提出する。

[携帯電話等の技術基準適合証明]（再掲）

- ・ 携帯電話、自動車電話、PHS（簡易型携帯電話）等に関する技術基準適合証明については、本年中に手数料の引下げ、書面審査化、審査期間の短縮を行う。さ

らに、来年度において、手数料を一層大幅に引き下げ（現行水準と比較して3分の1以下を目途とする）、審査期間を一層短縮するため、大量生産機種向けの簡素な制度を新たに導入する旨、次期通常国会に所要の法律案を提出する。

[労働安全衛生法]

- 電気機械器具防爆構造規格について、適合性評価に関する相互承認の推進について検討を進めつつ、外国検査データ受入れの拡大により、国内検査の簡素化を図る。

[建築基準法]（再掲）

- 仕様を詳細に規定する現行の建築基準（仕様規定）を、一定の性能さえ満たせば具体の仕様の如何を問わないこととする方法（性能規定化）を導入するため、次期通常国会に建築基準法の一部改正法案を提出するとともに、国際規格等との調和に努める。

[トレーラーハウスと我が国法令等との関係]

- トレーラーハウスについて、トレーラーハウス等に関する各種スペック及び米国における規制等の明確化に伴い、関係省庁において我が国の現行法令等との関係について早急に検討を進め、積極的な対応を行う。

[公益法人に対する検査等の委託]

- 公益法人については、「『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」（平成8年9月20日閣議決定）において、検査等の基準の明確性や当該法人の役職員に係る中立性等の要件が満たされる場合のみ、国は検査等の委託を行うこととする等の措置を平成12年度末までに行うものとされているが、これを可能な限り前倒しして行う。

特に、かつてOTOの苦情の対象となった公益法人については早急に措置する。

[総合的な通関処理システムの構築]（再掲）

- 平成11年度までを目途に、外国為替及び外国貿易管理法に基づく輸出入許可及び承認の手續と、主要港湾及び国際空港における出入港、検疫等の行政手續をE

DI（Electronic Data Interchange：電子データ交換）化して、関税法に基づく輸出入許可の手續等を処理する通関情報処理システム等との連携を図ることにより、輸出入及び港湾諸手續のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現を目指す。

また、G7間での税関及びその他の行政機関が求めるデータの標準化・最小限化についての取り組みを次回サミットまでに報告する旨の、デンバーサミットにおけるG7首脳によるイニシアティブに積極的に参画する。

[貿易金融EDIの推進]

- 我が国企業の貿易事務の効率化・迅速化を図るため、銀行・商社・海運会社等の間で行われている、船荷証券をはじめとする貿易関連書類の電子データ交換（EDI）化についての調査・研究を踏まえて、所要の検討を行う。また、銀行・商社・海運会社等の中で、平成9年度中に貿易関連書類のEDI化に係る実証実験を立ち上げ、民間事業者間の貿易金融EDIを推進する。

VI. 税制の見直し

税制については、公平・中立・簡素の租税原則、国際的な視点にも配慮した事業環境の整備、土地有効利用の促進、民間活力の一層の発揮等の観点を踏まえ、平成10年度税制改正において、法人課税、金融・証券関係税制、土地税制等を含めた幅広い措置について検討を行い、結論を得る。

VII. 民間活力を活用した社会資本整備その他の施策

1. 情報通信基盤整備の促進のための各種施策

[光ファイバ網全国整備]

- 光ファイバ網全国整備の2005年への前倒しに向けて、民間事業者の活力をいかに、できるだけ早期に実現できるよう努力する。

[広域的な情報通信ネットワーク整備]

- 広域的な情報通信ネットワークを整備するため、平成10年度より新たに河川管理用光ファイバー収容管路等を民間事業者に開放する。

- ・ 現行の財政投融资制度を適切に活用し、電線共同溝及び共同溝に係る民間事業者の建設負担金・関連施設整備について支援する。

[情報通信ネットワークの整備の促進]

- ・ 放送分野のデジタル化の進展に対応して、放送ソフトのデジタル制作環境の整備によりコンテンツ制作を支援するため、財政投融资を適切に活用する。
- ・ 移动通信技術をはじめとする無線通信技術やデジタル放送技術の研究開発を促進するため、PFI手法を活用して、ITS（高度道路交通システム）の実用化に向けた移动通信実験用サーキット、その他無線通信・放送研究開発施設を整備することを検討する。
- ・ FM放送に係る規制についてその緩和を検討する。

[情報流通コストの低減]

- ・ インターネットなど多様なネットワークインフラの整備、ネットワークビジネスの創出に資するため、全国どこかのパソコンからでも3分10円（市内通話料金）でインターネットにアクセスできるようにすることを旨とし、財政投融资を適切に活用して、インターネットのアクセス拠点の整備の促進を支援する。

2. 物流基盤整備の促進のための各種施策

[物流基盤施設の整備]

- ・ 高速自動車国道等のインターチェンジ周辺に、財政投融资の適切な活用により、運輸事業者による物流の効率化に資する施設（倉庫、一般トラックターミナル、配送センター、共同配送センター、省力化対応倉庫、物流近代化ターミナル）の整備を促進する。
- ・ 製造事業者、卸小売事業者による物流の効率化に資する物流センター整備に係る投資の早期実施を支援するため、財政投融资を適切に活用する。

[高速道路空間等を活用した民間事業機会の創出]

- ・ 高速道路等に関し、次期通常国会において所要の法令改正を行い以下の措置を講ずるとともに、民間事業者のインターチェンジ設置等に対し、財政投融资を適

切に活用することにより、その整備を促進する。

- 1) 既存インターチェンジ等の利用可能地に民間企業が多様な便利施設を設置。
- 2) 民間企業が既存のサービスエリア、パーキングエリア等を活用したインターチェンジを設置。
- 3) サービスエリア・パーキングエリアに隣接する土地について、民間企業による便利施設の設置。

3. 環境政策の推進のための各種施策

[ダイオキシン対策の促進]

- ・ 産業廃棄物焼却施設の改修を促進するため、ダイオキシン対策を行う既設の産業廃棄物焼却施設に対し、財政投融资を適切に活用し、環境事業団の融資制度の活用を図る。
- ・ ダイオキシン対策のために整備するRDF利用施設、再生利用施設については、既存の財政投融资制度を適切に活用し、民間事業者への支援を図る。

[新エネルギー・リサイクル関連等の社会資本整備]

- ・ 廃棄物発電、風力発電等の新エネルギー・リサイクル関連施設等について、日本版PFIの確立による整備の推進について検討することとし、「新エネルギー・リサイクル等PFI推進協議会」を設立し、案件の発掘・具体化を進めるとともに、BOT方式等による整備についても検討する。

[一般廃棄物処理施設の整備]

- ・ ごみ焼却施設などの一般廃棄物処理施設の整備に係る事業にPFIを導入し、民間事業者への支援を検討する。

[企業の環境対応支援]

- ・ オゾン層保護対策、低公害車・低燃費車普及に係る企業の環境対応投資の早期実施を支援するため、財政投融资を適切に活用する。

[エコ・トラック推進プログラム]

- ・ 民間活力を通じ、低公害タイプのトラックの導入、トラック輸送の効率化に資する共同集配施設の整備の促進、積載効率の向上を図るため、官民による推進体制を整備し、環境にやさしいトラック

事業を構築する。

[自然エネルギーの導入促進]

- ・ 太陽エネルギーなど自然エネルギーの一層の導入促進を図る。

[低環境負荷型製品の普及促進]

- ・ 低環境負荷型製品の市場育成に資するとともに、その普及促進を図るため、率先実行計画に基づく対策を一層推進し、政府におけるグリーン調達を参考とする物品調達推奨リストを今年度中を目途に策定する。

4. 新しい社会資本整備手法の活用

[新しい社会資本整備手法 (PFI・BOT等)の検討]

- ・ 公共施設空間の有効活用や民間の高い技術力、経営力と豊かな資金力の活用による社会資本等の新たなPFIやBOT等整備方策について検討を行い、来春を目途に、新たな社会資本整備手法等の導入が期待される分野、事業成立を可能とするための諸条件等を明らかにしたガイドラインを策定する。
- ・ 海外において経済協力等を通じて蓄積してきたBOT等に係る経験・ノウハウを活用し、我が国における日本版PFIやBOT等による新たな社会資本整備の在り方や手法等について検討する。

[地方公共団体におけるPFIの活用の検討]

- ・ 地方公共団体におけるPFIの活用の可能性について検討する。

5. 公共事業の効率的執行の確保等

公共事業の端境期における効率的な執行を確保する観点からいわゆるゼロ国債の活用(事業費ベースで1兆円)を図るとともに、災害対策について適切な対応を図る。

また、これと併せて、地方公共団体に対し、地方単独事業についても債務負担行為の活用などによる工事発注時期の平準化等を要請する。

6. その他

[国際拠点空港の整備]

- ・ 国際化に対応した国際拠点空港の整備が急がれることにかんがみ、中部新空港については、2005年の愛知万博の開催をふまえ、PFI手法も活用しつつ、定期航空路線の一元化等の諸問題の早期解決を

図り、予算編成過程における結論を得て、その整備を推進する。

[観光による地域活性化とゆとりある生活スタイルの実現]

- ・ 官民一体となった観光の促進による地域の活性化を図るため、モデル地域を選定して、観光地評価を実施の上当該地域に係る「観光地づくりプログラム」を策定し、当該地域に観光関係団体による観光振興イベント支援事業等の事業を集中的に実施するとともにPRや観光客誘致等を行う「観光地づくり推進モデル事業」を新たに実施することとし、年内に着手する。

[ふるさと融資制度の活用]

- ・ 民間活力の活用により地域の活性化を推進するため、ふるさと融資制度について臨時的な設備投資額要件の引下げ、融資限度額の引上げ等により、その活用を図る。

[規制緩和等に伴う投資の支援]

- ・ 規制緩和等に伴って行われる工場建て替え・新增設等に係る企業投資の早期実施を支援するため、財政投融资を適切に活用する。

[輸入・対内直投促進のための支援]

- ・ 輸入・対内直投に係る企業投資の早期実施を支援するため、財政投融资を適切に活用する。

[食品産業における品質管理の高度化]

- ・ O-157食中毒事件を契機とする食品産業の品質管理の徹底に対する要請の高まり等に応じて、食品産業における品質管理の高度化への取り組みを支援する。

[国民金融公庫の教育資金貸付限度額の引上げ]

- ・ 国民金融公庫の教育資金貸付限度額を一学生・一生徒あたり150万円から200万円に引き上げる。

(出所) 内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ (http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。

8-11 「緊急経済対策」

平成10年11月16日

はじめに

今次の緊急経済対策は、現下の厳しい情勢に鑑み、日本経済を一兩年（平成11年度、12年度）のうちに回復軌道に乗せる第一歩として立案されたものである。

そのためにまず、来たる平成11年度には、次の三つの目標を達成することとする。

- (1) 平成11年度の経済を、はっきりプラス成長と自信を持って言える需要創造
- (2) 失業者を増さない雇用と起業の推進
- (3) 国際協調の推進、とりわけ対外経済摩擦の抑制 である。

政府は、以上の目的を達成するために、全力をあげて諸施策を推進する。

同時に、日本が直面している構造変化と国民のニーズの変質、高度技術の発達などを考慮した「未来」を創造することも大切である。本対策においては、日本が21世紀においても活力と創造性と楽しさを持ち、すべての人々が安全で安心して暮せる国であることを目指す未来創造型プロジェクトをも発足させることとしている。緊急対策とはいえ、夢と理想のある長期展望こそ、国民を勇気づけ、世界に日本の理念を発信する上で大切と考えたからである。

第1章 緊急経済対策と日本経済再生の道筋

1. 経済情勢の認識

我が国経済は、金融機関の経営に対する信頼の低下、雇用不安などが重なって、家計や企業のマインドが冷え込み、消費、設備投資、住宅投資といった最終需要が減少するなど、極めて厳しい状況にある。また、世界経済は、アジア諸国を始め厳しく、アメリカでは、先行きに対する不透明感が見られる。さらに、金融機関の再編と体質強化の過程では信用収縮が生じる可能性があり、今年度後半から来年度にかけて、十分な対策と監視が必要である。

2. 緊急経済対策の基本的考え方

こうした厳しい状況から脱却し、11年度にはっきりプラス成長と自信を持って言えるよう、政府は、まず、金融システム安定・信用収縮対策、併せて、景気回復策を緊急に実行

する。

景気回復策は、景気回復への、①即効性、②波及性に加え、21世紀に向けた、③未来性の3原則に沿って実施することが重要であり、短期的な施策も、こうした観点を踏まえつつ推進する。すなわち、景気回復の動きを中長期的な安定成長につなげていくためには、短期的に十分な需要喚起を行うとともに、21世紀の多様な知恵の時代にふさわしい社会の構築に向けて、供給サイドの体質強化を図るための構造改革も進める必要がある。

また、世界経済、中でも、我が国と密接な相互依存関係にあるアジア経済にとって、我が国経済の再生が極めて重要であるとの認識に立って本対策を実施する。

政府としては、このような方針の下に、100万人規模の雇用創出・安定を目指して、総事業規模17兆円超の事業を緊急に実施する（これに恒久的減税6兆円超を含めれば、20兆円を大きく上回る規模となる）。

なお、緊急経済対策を実施するに当たっては、極めて厳しい地方財政の状況も踏まえ、適切な配慮を行う。

3. 経済再生の道筋

(1) 緊急経済対策により、現下の厳しい状況から脱却

緊急経済対策により、デフレスパイラルの懸念は取り除かれ、現在の厳しい経済状況を脱することができると確信する。本対策は、我が国経済を一兩年のうちに回復軌道に乗せるための政策対応の第一歩であり、今後、平成12年度までに経済再生を図ることとし、機動的弾力的な経済運営を行う。

(2) 11年度ははっきりとしたプラス成長へ転換

11年度は、3年連続のマイナス成長を回避し、回復基盤を固める年にしなければならない。また、21世紀型社会の構築に向けた構造改革に取り組む。

有効な資本増強をはじめとする金融システム安定策を実施し、不良債権処理、金融機関の再編が進む結果、金融機関に対する信頼は回復に向かい、我が国実体経済の回復を阻害していた要因が取り除かれる。

設備投資については、設備過剰感が強い現状からみて、回復にはしばらく時間がか

かることも予想される。雇用情勢は厳しいものの、公共投資の拡大、恒久的な減税の実施等により、所得の落ち込みは避けられるため、民間消費は緩やかながらも回復に向かい、住宅投資も底打ちする。また、在庫調整が終了し、徐々に生産が回復に向かう。

民間需要の緩やかな回復を公的需要が十分下支えするとともに、信用収縮を起こさせることのないよう、金融面からも企業の資金需要に応え、量的緩和を図るよう、経済運営を行う。

(3) 12年度には、回復軌道へ

12年度は、回復軌道に乗せる年としなければならない。

恒久的な減税の効果が現れ、家計のマイナスが好転する結果、民間消費、住宅投資ともに本格的に回復する。また、企業マイナスも好転し、実体経済の回復と金融再生が好循環を生む結果、設備投資を含め、民需主導の景気回復が始動し、安定成長軌道に復帰するものと期待される。この結果、拡大していた需給ギャップも縮小に向かう。

公的需要から民間需要に円滑にバトンタッチが行われ、民間需要の腰折れを招くことのないよう、十分に配慮した経済運営を行うとともに、金融再生を完了させる。併せて、21世紀型社会の構築にむけた構造改革を引き続き強力で推進する。これらの進捗状況を見極め、13年度からは、民需中心の安定的な成長軌道に乗って我が国経済が発展していくことを期待する。

(4) 中期展望の策定

以上の経済再生の道筋を踏まえ、今後の中期的な経済の姿と政策対応の在り方について、展望を策定する。

第2章 経済再生のための緊急対策

I. 金融システムの安定化・信用収縮対策

1. 金融システムの安定化対策

金融システムは、経済全体にとっていわば動脈と言うべき役割を果たしており、日本経済の再生のためにまず成し遂げるべきことは金融システムの再生である。このため、金融再生関連法及び金融機能早期健全化法を制定し、それぞれ18兆円・25兆円の政府保証枠を措置したところである。金融システム全体の

危機的な状況を絶対に起こさない、日本発の金融恐慌を決して起こさないとの固い決意の下、更に次の取り組みを行う。

(1) 資本増強制度の実効ある運用

金融機関は、抜本的な業務再構築に取り組みつつ資本増強を図ることによって、市場からの信認を高め、経営基盤を強化させることが強く望まれる。

このため、金融機能早期健全化法を早急に実効性あるものとして機能させる必要があり、資本増強を申請する金融機関が実施すべき事項を定める承認基準等を策定し、本日告示した。当該基準は、金融機関の業務再構築等を促進しつつ、中小企業を中心とする国内向け信用供与に配慮した内容となっており、当該基準等に基づき、資本増強制度の実効ある運用を図る。

なお、資本増強後も経営健全化計画の履行状況の報告及び公表等によって適切に点検する。

(2) 検査監督行政の効果的な運用

金融機能の早期健全化の観点から、早期是正措置の発動基準等を改正し、本日より施行した。さらに、「金融監督等に当たっての留意事項」として公表されている金融監督庁の事務ガイドラインを改正し、全ての金融機関に対し、①信用供与の円滑化と資本増強、②経営の効率化、③審査体制の強化を促すこととする。

(3) 金融機関の主体的な取り組み

検査監督行政と資本増強制度との効果的な連携に加え、承認基準の内容等の周知徹底により、金融機関が速やかに体制整備を行い、資本増強に取り組みよう促していく。各金融機関は、自らの社会性・公共性を十分に認識しつつ、戦略的な業務再構築やリストラに主体的に取り組み、資本の充実等に関するそれぞれの方針に応じ、必要があれば、早急に臨時株主総会を開催することも含め、資本増強制度を効果的かつ十分に活用することが期待される。

(4) 情報開示の改善

証券取引法上の情報開示において、連結財務諸表作成に当たっての子会社及び関連会社の範囲を拡大し、実質的な支配力基準・影響力基準¹を導入するとともに、税

効果会計²をこれまでの連結財務諸表に加えて個別財務諸表においても導入する。

金融機関については、早期に内外の信認を高めるために、1年前倒して来年3月期より上記基準を実施し、米国SEC基準と同様の基準によるリスク管理債権額についても実質的な連結基準により開示する。さらに、金融再生緊急措置法に基づき、主要行については来年3月期から資産査定の開示を義務付けることとしており、債務者分類を基礎とした更に踏み込んだ情報開示が行われる。

¹ 支配力基準・影響力基準とは、従来、持株比率50%超を子会社、20%以上を関連会社としていたものを、持株比率がこれらを下回っていても、株主総会等を支配している場合を子会社、財務等の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合を関連会社とするものである。

² 税効果会計とは、例えば、有税引当てをした場合に、法人税等の支払いを企業会計上は前払いとして扱い、費用とせず資産に計上する会計処理である。

(5) 金融機関の財務状況等の把握の強化

金融機関に対し実効性ある監督を行っていくため、金融機関の財務状態について正確かつ継続的な把握を行っていくことが必要不可欠である。このため、検査マニュアルの整備・公表や金融機関の財務状況等の継続的把握のためのコンピュータ・システムの開発、海外当局との人材交流等を通じて検査・監督手法の一層の充実を図るとともに、民間からの幅広い人材確保に努めつつ、金融機関の財務状況等の把握のための体制整備を図る。

2. 信用収縮対策等

(1) 信用収縮対策

いわゆる貸し渋り・融資回収等による信用収縮を防ぎ、中小・中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、先般閣議決定された「中小企業等貸し渋り対策大綱」に盛り込まれた信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による信用保証制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充等の施策を強力に推進する。

これに加え、中堅企業等向けの貸し渋り対策を抜本的に強化するため、日本開発銀

行等の政府系金融機関において、代理貸しの導入、転貸資金融資の導入や融資比率の弾力化を含めた融資制度の拡充、保証料率下限の引下げ等による保証制度の強化を行うとともに、非不動産担保の活用を図る。さらに、今後見込まれる社債の大量償還に対応すべく融資機能等を活用するとともに、企業の資金需要に機動的に対応すべく長期運転資金の融資を本格化する。このため、平成10年度における財政投融资の補正及び弾力条項の発動を含め、所要の資金量の確保に努めることとする。

また、破綻金融機関の貸出先の中堅企業向け対策として、信用保証協会及び中小企業信用保険公庫による新たな信用保証制度の導入を行うこととする。

以上の施策により、事業規模5.9兆円程度を追加する。これにより、資金規模ベースでは、「中小企業等貸し渋り対策大綱」で特に確保した中小企業に対する20兆円の信用保証規模と並んで、新たに中堅企業等への融資・債務保証について、従来の資金量に加えて、7兆円を上回る規模の資金量を確保する。

さらに、中小企業等への貸し渋りに対する監視体制を強化するため、金融取引に関する金融機関と利用者との苦情相談窓口の周知等を行い、その活用を図るとともに、各都道府県単位で、金融機関の融資動向に関する情報交換会を開催する。

また、農林漁業者、木材産業等の資金調達円滑化を図るための施策を推進する。

なお、北海道等において、厳しい経営状況に置かれている中小企業の支援や中堅企業等への貸し渋り対策の一層の強化を図る観点から、北海道東北開発公庫における中小企業向け既往債権の金利の減免、信用保証協会の保証の活用を新たに行うとともに、財政投融资を適切に活用し、融資及び債務保証を充実する。

(2) 資金供給ルートの拡充・多様化

従来型の間接金融ルート中心による金融仲介機能は低下しており、証券化等の新たな資金調達方法の早期確立が求められる。このため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（SPC法）については、

その施行状況等を踏まえ、一層の制度整備の検討を行うとともに、本年12月から導入予定の会社型投資信託の投資対象について、その導入後の状況等を踏まえ、検討を行う。また、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案の早期成立が求められる。このような環境整備により、証券化等の多様な資金調達方法の確立と新たな金融サービス業の創出を促す。

3. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

日本銀行は、11月13日、資産の健全性に留意しつつ、企業金融の円滑化に資することを狙いとして、①CPオペの積極的活用、②企業金融支援のための臨時貸出制度の創設、③社債等を担保とするオペレーションの導入の措置を講じることを決定し、公表した。

金融システム安定化を進めていく過程で、信用収縮が生じる可能性があることから、日本銀行においては、これらの措置の実施や潤沢な資金供給等、金融政策を引き続き適切かつ機動的に運営するよう要請する。

II. 21世紀型社会の構築に資する景気回復策

今日、国民の間に、我が国経済・社会の将来に対する不安感が生まれているが、これを払拭するため、国民が将来にわたり夢と希望を持てるよう、21世紀に向けて以下のような新たな施策を展開することとする。

1. 21世紀先導プロジェクトの実施

21世紀型社会の構築のため、経済戦略会議の緊急提言で示された5分野（都市、情報、教育・人材育成、福祉、環境）のプロジェクトの実現に取り組む。特に、次の視点に立って、未来を先取りするモニュメントとなるプロジェクトに焦点を置き、今後新たに、各省庁連携して、4つのテーマのプロジェクトに積極的に取り組む。

(1) 先端電子立国を形成するための2つのプロジェクト

① 次世代インターネット構想を推進するとともに、国、地方公共団体等の情報化を進め、強力な電子政府、ワンストップ行政サービス等情報化を図る。また、全国的に地域や産業の情報化の取り組みを一層加速させる。2000年問題への対応を進める。

② 通信コストの引下げと情報ハイウェイ、光ファイバ網・CATV網等の整備・高度利用を引き続き推進し、通信容量の大幅な拡大、情報内容の充実を図り、我が国のネットワーク環境を一変させる。

(2) 来来都市の交通と生活を先取りする3つのプロジェクト

① 世界に先駆け、高度道路交通システム(ITS)を実用化し、近年中に全ての高速道路で、電子マネー技術にもつながるノンストップ自動料金収受システム(ETC)等を実現する。また、2003年を目途に、モデル道路で世界初のスマートウェイ(知能道路)、スマートカーの走行実現に取り組む。

② 国際ハブ空港・ハブ港湾の整備、高速鉄道網、高規格幹線道路、都市圏自動車専用道路網の整備、大規模都市開発プロジェクトの実施等により、国際社会での都市間競争力を向上させる。また、都市鉄道、高速交通ネットワーク等未来都市の交通を先取りする。

③ 危機に直面している日本の都市を、「生活機能の復権」という視点で再生し、環境、安全、居住、産業の4分野について、質的転換を図る。

(3) 安全・安心、ゆとりの暮らしを創る2つのプロジェクト

① 世界に先駆け、高齢者が安全で安心して暮らせる国土づくりを実現する。中心市街地の再開発・商業集積の活性化、電線共同溝等の整備、生活支援型産業の育成・振興、街灯の機能改善、街区公園の高度利用、交通機関・公共空間におけるバリアフリー化、テレワーク(在宅勤務等)の推進、安全で安心な保健介護施設の配置、子育て支援施設の整備など、少子高齢化社会に向けて、全ての人々が安全で安心な暮らしの場を形成する。

② 地方文化施設のネットワーク化と交通ネットワーク、全年齢層を対象とした観光とイベントを振興する。また、廃棄物処理の技術と体制を発展させるとともに、ダイオキシンの対応施設整備等を進め、循環型経済システムの完成を図る。

(4) 高度技術と流動性のある安定雇用社会の構築のための4つのプロジェクト

- ① バイオテクノロジーなど、高度未来技術の開発・研究、人材・組織形成、研究施設整備、情報収集を積極的に推進する。
- ② ベンチャーの事業化のために公的技術開発費の集中投下制度を創設する。
- ③ 新規起業者育成のための資金調達面を始めとする支援を行う。
- ④ 新技術、新種起業、産業転換に対応した「流動性のある安定雇用社会」への転換を進める勤労者教育訓練を推進する。

2. 生活空間活性化策

(1) 生活空間倍増戦略プランの策定

国民が、多様化した価値観をそれぞれに活かして、ゆとりとうるおいのある行動ができるよう生活空間の倍増に向けた戦略的なプラン（生活空間倍増戦略プラン）を明年1月中を目途に策定し、向こう5年間で視野において、明日への投資を積極的に推進することとする。

このプランの推進に当たっては、都市の住空間、遊空間・田園空間・健康空間、教育・文化空間、高齢者にやさしい空間、安全で環境にやさしい空間、交通・交流空間の拡大など民間投資の誘発や投資の拡大といった経済効果の高い施策に特に配慮し、重点的な予算配分を行う。

また、都市と地方の各地域自らがテーマを選んで、活力とゆとり・うるおいのある生活空間を創造するための総合的な地域戦略プランを策定することが重要である。その際、地域の数としては、400ヵ所程度、1地域当たりの事業規模は平均して約100億円との想定の下、総額は5年間4兆円程度とするものとする。これに対して、国としても、国土庁を総合的窓口として、関係省庁が一体となった推進体制の下、重点的な予算配分を行うとともに、事業の円滑な推進を図るための予算措置のほか、プランの策定経費について地方財政措置を講ずる等、最大限の支援を行う。

(2) 土地・債権流動化

金融機関等が保有する不良債権等の実質的な処理を早急に進めるため、整理回収機構や債権管理回収業法などの新しい不良債

権処理の市場環境の基盤も活用するとともに、公的機関等の活用を図りつつ都市再開発を促進することにより土地の有効利用を推進し、土地・債権の流動化を進める。

(3) 住宅投資の促進

低水準が続いている住宅投資の現状に鑑み、経済波及効果の大きい住宅投資に関して、住宅市場の活性化と良質な住宅ストック形成の支援を図る。

住宅金融公庫等の融資について、貸付金利の大幅な引き下げ、基準金利等の適用される融資額の大幅拡充、既存ストックの有効活用、流通の促進、住宅ローン返済困難者対策等を着実に実施することにより、事業規模1兆2兆円程度を追加する。また、公共賃貸住宅等のリフォーム、建替えの積極的推進、21世紀にふさわしい広くて良質な住宅の整備促進、優良な木造住宅の建設、住宅・都市整備公団等による定期借地権付住宅の供給促進、定期借家権の導入促進、良好な居住環境の整備推進等を図る。

3. 産業再生・雇用対策

(1) 産業再生計画の策定（中小企業関連施策を含む）

「経済構造改革」に一層強力に取り組んでいくため、新事業の創出による良質な雇用の確保と生産性向上のための投資拡大に重点を置いて、「産業再生計画」を明年1月中を目途に策定し、我が国産業の再生に全力を傾注する。

計画の内容としては、

- ① 資金調達面、ハード面、ソフト面での支援等による新規開業及びその成長支援
 - ② 既存企業を核とした産業活性化・企業内起業支援
 - ③ 新規・成長15分野における技術開発・普及等
 - ④ 雇用の安定及びミスマッチ解消に向けた人材移動の円滑化
- などを推進する。さらに、知的資産の倍増に向けて、
- ⑤ 国際研究交流施設等も含めた公的研究施設・設備の整備、知的基盤整備等創造的技術開発・普及に向けた投資
 - ⑥ 経済・社会の情報化や次世代の情報

通信基盤の整備に向けた投資

⑦ 物流システムの高度化に向けた投資などを推進する。

さらに、これらの措置とあわせ、対日投資の円滑化のための施策の実施を図る。

また、活力ある中小企業の成長は経済構造改革の推進力の源泉であるため、中小企業対策として、研究開発費補助金等のベンチャー等中小企業への重点的投下等による中小企業の技術の事業化促進を図るとともに、地域の活力向上のため中心市街地の商業等の活性化支援及び地方の製造・物流拠点の強化を促進する。

さらに、対応の遅れが懸念される中小企業のコンピュータ2000年問題対策として、相談事業の充実、システムエンジニアの派遣等の支援を行う。

なお、施策の推進にあたっては、重点的な予算配分を行うとともに、規制緩和や公的な支援措置の充実に努めることとする。

(2) 雇用対策

早急な雇用の創出及びその安定を目指し、中小企業における雇用創出、環境整備のための支援事業の創設、失業給付期間の訓練中の延長措置の拡充、「緊急雇用開発プログラム」の実施期間延長、中高年労働者の失業なき労働移動・再就職支援対策の拡充、民間教育訓練機関の活用も含めたホワイトカラー離転職者向け訓練の拡大など職業能力開発対策の拡充等を内容とする「雇用活性化総合プラン」を実施するとともに、産業再生計画に沿った新規開業及びその成長支援等による新規雇用の創出を行う。特に、雇用情勢に臨機に対応して、中高年の非自発的失業者に必要な雇用機会を提供できるよう「緊急雇用創出特別基金（仮称）」を創設する。

以上より、事業規模1兆円程度の施策を実施する。

また、労働者派遣法の改正、職業安定法の見直し等を通じて労働力需給調整機能を強化し、労働移動の円滑化を図る。さらに、労働移動に対応したポータビリティの確保を含め、確定拠出型年金について、公的年金制度改正に向けての全体的な検討作業とともに、その導入を検討する。

4. 社会資本の重点的な整備

緊急の内需の拡大を図るため、以下のような方針の下で、事業規模8.1兆円程度（公共事業5.7兆円程度、施設費等1.8兆円程度、災害復旧0.6兆円程度）の21世紀を展望した社会資本の整備を進める。

- (1) 社会資本整備に当たっては、①景気回復に即効性のあること、②民間投資の誘発効果が大きく、地域の雇用の安定的確保に資すること、③従来が発想にとられることなく21世紀を見据えて真に必要な分野に重点化することを基本原則とする。
- (2) 具体的には、21世紀に向けて省庁横断的に実施する「21世紀先導プロジェクト」、 「生活空間倍増戦略プラン」及び「産業再生計画」も踏まえ、
 - ① 情報通信・科学技術
 - ② 環境
 - ③ 福祉・医療・教育
 - ④ 物流効率化・産業競争力強化
 - ⑤ 農山漁村等地域活性化
 - ⑥ 民間投資誘発等都市再生
 - ⑦ 防災

に重点的な投資を行い、21世紀を展望した社会資本の緊急整備を行う。

また、災害復旧対策についても適切に対応する。

- (3) 北海道など特に厳しい経済状況にある地域や不況業種の実情に十分配慮し、地域経済の活性化にも資する即効性の高い社会資本整備の重点的な傾斜配分を行う。
- (4) 社会資本整備の執行に当たっては、早期の景気回復を図る観点から、国・地方の協力の下に、施行の促進に全力を尽くす。なお、高速道路について早期施行命令を行うとともに、4車線化を進める。また、民間資金を活用する観点から、PFI（民間の技術力、経営力及び資金力を活用した新たな手法による社会資本整備）を推進するため、所要の措置を講ずる。

5. 恒久的な減税等

- (1) 個人所得課税について、平成11年から最高税率の50%への引下げ等による4兆円規模の恒久的な減税を行うとともに、

法人課税について、平成11年度から実効税率の40%程度への引下げを行うこととし、その具体的内容について結論を得る。

その際、地方財政の円滑な運営には十分配慮する。

- (2) 現下の厳しい経済情勢に対応するため、景気回復に資するよう、住宅建設・民間設備投資等真に有効かつ適切な政策税制について精力的に検討し、早急に具体案を得る。
- (3) 個人消費の喚起と地域経済の活性化を図るため、一定年齢以下の児童を持つ家庭及び高齢福祉年金等の受給者等に、事業規模0.7兆円程度の「地域振興券」を交付する。

6. 財政構造改革法の凍結

財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、まずは景気回復に向けて全力を尽くすため、財政構造改革法を凍結することとし、所要の法案を次の国会に提出する。

Ⅲ. 世界経済リスクへの対応

世界経済、中でも、我が国と密接な相互依存関係にあるアジア経済の安定にとって、我が国経済の再生が、極めて重要であるとの認識、また、世界経済リスクへの対応に際しての我が国の役割の大きさを踏まえ、上記対策を緊急に実施するとともに、以下の事業規模1兆円程度のアジア支援策等を実施する。

1. アジア諸国の通貨危機等への対応

通貨危機に見舞われて経済的困難に直面し

ているアジア諸国等の実体経済回復の努力を支援するため、先進諸国等との協調を図るとともに、財政投融资等を適切に活用し日本輸出入銀行の融資や円借款の供与等を行うほか、アジア通貨危機支援資金（仮称）を設立し利子補給及び保証等を行い、また、国際開発金融機関の保証機能の積極的な活用を促すことにより、これら諸国の資金調達を支援し、国際金融資本市場の安定化を図る。更に、無償資金協力等の活用により、これら諸国の経済・社会基盤の整備、社会的弱者救済等の諸問題への対処を図る。

2. アジアの現地日系企業等に対する支援

アジア経済で重要な役割を果たす現地日系企業が現下の経済危機を克服できるよう、本年12月1日から中小企業金融公庫・国民金融公庫による本邦親企業経由の現地子会社向け融資制度を創設するとともに、商工組合中央金庫においても、これに準じた措置を講じる。また、我が国企業の事業参加機会の拡大を図るため、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、貿易保険、無償資金協力等のアジア諸国やアジアの現地日系企業等に対する資金支援の活用・充実や情報提供等を行うとともに、円借款に関し、関係省庁においてアジア諸国等の経済構造改革を進めるための特別の円借款の創設について早急に検討する。併せて、中核人材の大規模な研修や国内産業人材活用による専門家派遣を通じて、現地の社会・産業基盤の維持・強化を支援する。

緊急経済対策（平成10年11月16日）の効果・財政措置

対策の効果：

金融システムの安定化・信用収縮対策等：
実体経済回復のための条件を整備

+

社会資本整備及び所得課税減税等による今後1年間のGDPへの効果：
名目2.5%程度、実質2.3%程度

+

このほか、住宅投資の促進策、雇用対策、法人課税減税等により、
景気回復に大きな効果



わが国経済を厳しい状況から脱却させ、11年度はプラス成長へ

事業規模：

17兆円超。減税6兆円超を含めれば、20兆円を大きく上回る規模。

	財政措置	事業費（兆円程度）
1. 社会資本整備	・一般公共	5.7
	・施設費等（非公共）	1.8
	・災害復旧	0.6
2. その他	・貸し渋り対策	5.9
	・住宅投資の促進	1.2
	・雇用対策	1.0
	・地域振興券	0.7
	・アジア対策	1.0
	計	17兆円超

3. 減税	・所得課税減税	6兆円超
	・法人課税減税	

※ 一般公共については5%程度の用地費を含む。

（出所）内閣府ウェブ・ページ（https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/keizaitaisaku_kako.html）。

8-12 「経済新生対策」

平成11年11月11日
経済対策閣僚会議

経済新生対策

日本経済にとって、喫緊の重要事であり避けがたい必要事でもあるのは、経済社会の基本構造と、その根底にある発想と概念を改めることである。

政府は昨年来、大規模かつ迅速な経済政策によってデフレスパイラルに陥りかねない厳しい経済状況からの脱却に努めてきたところであり、経済界においても従来の発想の転換が見られるようになってきた。

この結果、金融改革をはじめとする構造改革が進捗すると同時に、我が国経済は5四半期連続マイナス成長から2四半期連続プラス成長となるなど、緊急経済対策をはじめとする各般の政策は着実な成果を上げつつある。しかし、いまだ民需の回復力は微弱であり、雇用情勢は依然として厳しい。また金融再編や産業再編が進んでいるものの、21世紀の知恵の時代にふさわしい経済社会の発想転換と基盤の整備も未だしの感が深い。

今次の経済新生対策は、このような現状認識に立って、雇用不安を払拭しつつ、公需から民需へのバトンタッチを図り、我が国経済を早急に本格的回復軌道に乗せるとともに、21世紀型社会への新たな考え方の確立と基盤の整備への契機を創ろうとするものである。

このために、中小企業政策の理念を改め、情報化の推進、社会資本の整備、都市・地域開発、技術開発などの発展基盤の整備においては、新規性、期待性、訴求性を持つ施策を盛り込むこととした。

対策のとりまとめに当たっては、従来の概念や計画、省庁の枠組みにとらわれない新たな構想と目標を策定し、投資効率と利用者の使いやすさを考えた、ハード、ソフト、制度改革の同時実施に最大限配慮した。

また、対策の成果・効果が国民の目にはっきり見えるように、施策の目標と全体像と目標年次の明示に極力努めることにした。

第1部 基本的考え方

1. 経済情勢の認識

(1)我が国経済は、緊急経済対策などをはじめとする各種の政策効果の浸透などにより、緩やかな改善が続いている。しかし、民間需要に支えられた自律的回復には至っていない。一方、世界経済では、アメリカ経済は先行きに不透明感もみられるものの、景気は拡大を続けており、ヨーロッパ経済は緩やかに改善してきている。昨年は厳しい状況にあったアジア諸国も総じて回復してきている。

(2)構造的に見れば、我が国経済は、バブル崩壊から10年、戦後の高度成長時代に確立した規格大量生産型の経済社会構造から脱却し切れず苦闘してきたが、今年に入って金融再編成の進捗、産業競争力の強化、企業体質の改善など、ようやく積極的な動きが現れている。しかし、この過程では雇用の流動化、過剰設備、過剰負債の整理などに伴い、問題が生じるおそれがある。日本経済を21世紀の知恵の時代にふさわしいものとするには、こうした産業経済界の変革を積極的に評価する一方、中小企業政策の理念の変更や、情報化社会への基盤整備、新技術の開発などを急速に進める必要がある。

2. 対策の基本方針—景気本格回復への道

(1)今次の経済新生対策には、2つの役割がある。その第一は、公需から民需への円滑なバトンタッチが行われ、民需中心の本格的な回復軌道に乗せるための新規需要の創造である。これには、民間投資などの民間需要を喚起するとともに、公的投資の拡充、雇用不安を払拭するための施策等を実行する。

(2)第二は、我が国社会経済の構造改革の方向を決定的にすることである。このために中小企業を日本経済のダイナミズムの源泉として、また、地域経済の基盤の存在として振興するとともに、多様な起業の支援、ベンチャー企業の育成、ミレニアム・プロジェクト等の技術開発、新たな概念に基づく発展基盤の整備など、ハード・ソフト両面からの政策を総動員して、情報化・高齢化に対応した経済新

生を実現する。

- (3)政府としては、以上の方針の下に、社会資本整備、中小企業等金融対策の他、住宅金融対策、雇用対策を含め全体としての事業規模17兆円程度、さらに、介護対策を含めれば18兆円程度（事業規模の内訳は別紙参照）の事業を早急に実施する。

なお、本対策を実施するに当たっては、地方財政の極めて厳しい状況にかんがみ、これに適切な配慮を行う。

3. 日本経済新生への道筋

- (1)日本経済の新生には、景気回復と構造改革の二つを同時に進める必要がある。まず、景気回復の道筋としては、平成11年度は、当初政府見通しの実質0.5%程度の経済成長を達成しうる見込みである。

平成12年度には、企業の雇用・設備の調整の進展、海外経済の動向など、不確定要因が多いが、本対策をはじめ必要な諸施策を強力かつ機動的に推進することにより、民需の回復を図り、年度後半には、本格的回復軌道に乗せる。

平成13年度からは、民需を中心とした自律的な回復から新たな成長軌道に乗せることで、日本経済の長期的発展を確実にする。

- (2)構造改革の面では、今年度は金融再編が本格化するとともに、第1次補正予算において雇用政策の抜本的な強化がなされた。続いて、本対策における中小企業・ベンチャー企業の見方を変えた振興、新たな概念に基づいた発展基盤の整備、ミレニアム・プロジェクト等の技術開発などを推進し、構造改革の初期段階を完成するとともに、改革を後退のない確実な軌道に乗せる。

第2部 具体的施策

I. 日本経済のダイナミズム発揮のための施策

景気を本格的な回復軌道に乗せ経済を新生させるためには、短期的な景気対策とともに、経済社会の概念を改め、経済フロンティアへの挑戦等を通じて民間の経済主体がダイナミズムを発揮させていくことが重要である。

そこで、この対策においては、第一に日本経済がダイナミズムを発揮するための施策、

特に新しい知恵の時代の経済活動の主体となる創造的な中小企業・ベンチャー企業振興、新たな産業を生み出す大胆な技術開発を通じたフロンティアの拡大、成長分野における規制緩和・制度改革等に取り組むこととする。

第二に、21世紀の新たな発展基盤の整備、第三に金融市場活性化と不動産の証券化等、第四にその他の4つに分類している。これらの間に軽重の差はないし、一つの施策が二つ三つの効果を上げる場合もあるが、これは第1部の基本的考え方を受けた一応の分け方である。

1. 中小企業・ベンチャー企業振興

(1)産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築

規格大量生産型産業の拡大が限界に達した今日、我が国経済が新たなフロンティアを切り拓く上で多様性と独創性の発揮が不可欠である。しかしながら、近年の開業率の趨勢的低下に見られるように、我が国経済の活力の減退が懸念される状況にある。日本経済のダイナミズムを発揮するためには、多数の中小企業が創意工夫を生かして活躍し、日本経済の牽引車となることが期待される。

このため、これまでの中小企業政策の理念を転換し、中小企業を我が国経済のダイナミズムの源泉と位置づけるとともに、多様で活力ある中小企業の成長発展を目指すことを基本理念とする。個々の政策については、利用者の立場に立った使いやすいのとすることとし、①経営革新・創業の促進、②経営基盤の強化、③環境の激変への適応円滑化へと再構築する。

このような産業と雇用を生み出す中小企業政策の構築を行うため、今臨時国会において中小企業基本法の改正を期すとともに、後述のとおり、関係法令の改正をはじめ、必要な施策を推進する。

今回の総合的な政策により、新規株式公開企業数の大幅な増加とともに、「起業の倍増」即ち

- 1) 5年後において、年間開業企業数が10万社程度増加（現在14万社）
- 2) 今後3～5年の間に、創造的な中小企業数（注1）が1万社程度増加することが期待される（注2）。

(注1) 創造的な中小企業

新規性を有する生産、販売及び役務提供の技術の開発、その成果の利用のための需要開拓等を行う中小企業（創造的中小企業として中小創造法の認定を受けている企業数は現在約5000社）

(注2) これらの数値は多様で活力ある中小企業の望ましい姿を展望したものであり、企業の設立または上場は本来的に個人ないしは企業の自主的判断によることから、他の政策目標と比べて、政策との因果関係が弱いことに留意する必要がある。

(2) 創業・ベンチャー等の振興

1) 資金供給の円滑化・多様化

中小企業等の資金調達は、これまで間接金融を中心とするものであったが、今後、民間のリスクマネー供給の円滑化等により需要に応じた多様な資金調達の手段を確保する観点から以下の措置を講ずる。

(資金調達の選択肢の拡大)

- ・一定の要件を満たす中小企業の私募債発行に対する信用保証の付与
- ・投資事業組合（ベンチャーキャピタルファンド）への公的機関による出資の拡充
- ・無議決権株式の発行上限の拡大等商法上の特例措置

(担保の乏しい企業に対する資金供給)

- ・担保の乏しい中小企業のワラント債を中小企業金融公庫が引き受ける制度の創設
- ・ベンチャー企業等に対する日本政策投資銀行等の知的財産権担保融資等の積極的活用

(創業者、小規模企業等に対する資金供給)

- ・創業者、小規模企業等を対象とする無利子設備資金貸付・リース制度の創設
- ・国民生活金融公庫の新規開業支援貸付制度の拡充
- ・新規開業向け貸付等マル経融資制度⁽ⁱ⁾の特別措置の延長

- ・女性起業家・高齢者起業家支援資金の拡充

2) 人材・組織面の制度改正

中小企業・ベンチャー企業の人材確保の円滑化を図り、また、組合形態での創業の促進など、企業の発展・成長段階に応じた多様な組織形態の選択を可能とするため、以下の措置を講ずる。

- ・ストックオプション⁽ⁱⁱ⁾制度の拡充、事後設立に係る検査役調査の扱い等高法の特例措置
- ・中小企業組合から会社への組織変更制度の導入

(3) 人材・技術・情報等経営資源の確保の円滑化

1) 中小企業の多様なニーズに対応して、人材、技術、知識、情報等のソフトな経営資源の円滑な確保をワンストップサービス型できめ細かく支援できる体制を整備する。このため、国レベルの支援センター、都道府県等のレベルでの支援拠点、さらに中小企業が抱える悩みを気軽に相談できるより身近な地域毎の支援拠点を整備する。その際、情報ネットワークの活用等により、これら3者間の連携を促進するとともに、従来の中小企業団体に限定せず、民間専門家の能力の最大限の活用を図ることとする。

2) 中小企業技術革新制度（SBIR）⁽ⁱⁱⁱ⁾や産学官の連携を充実するとともに、中小企業、ベンチャーの情報化の施策として、中小企業等の競争力強化、雇用拡大を図るため、情報技術を有効活用した経営効率や経営環境の改善に資するソフトウェア等を開発し、その普及を積極的に推進する。

3) フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等新事業展開に向けた経営資源

⁽ⁱⁱ⁾ 業績向上意欲を高めることなどを狙いに、経営者や従業員に一定の価格で自社株を買い取る権利を与える制度

⁽ⁱⁱⁱ⁾ 新規産業・雇用の創出を強力に進めるため、中小企業の技術開発からその成果を利用した事業化までの一貫した支援を行う制度（Small Business Innovation Researchの略）

⁽ⁱ⁾ 小企業等経営改善資金融資制度

の相互補完の促進を図る。

- 4) 後継者問題が深刻となっている地場産業や伝統的工芸品産業について、人材の育成・確保や事業活動の普及、啓発の促進を図る。また、中小小売業等の経営資源の活用を進め、中心市街地の活性化を図る。

(4)金融経済環境の激変への適応円滑化

金融経済環境の激変への適応円滑化を図るため、中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加するとともに、雇用の増大等建設的努力の計画を有することを対象要件に加える。その際、本年9月から実施している創業・ベンチャー向け特別保証について、来年度も引き続き保証枠を適用する。また、中小企業者・農林漁業者等に対する政府系金融機関等による金融環境に対応した融資制度及び金利減免措置の延長等を行う。さらに、後述のとおり倒産法制の整備を行う。

2. 戦略的重点的技術開発の推進

ミレニアム・プロジェクトとして決定された情報化、高齢化、環境対応の3つの重点分野についての、以下のプロジェクトやその他の技術開発を推進する。

(1)ミレニアム・プロジェクト等重点分野の技術開発の推進

1) 情報化

平成17年度までに、すべての国民が場所を問わず超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する。また、平成15年度までに電子政府を実現させるために不可欠な技術開発を行う。

これにより、現在のインターネットの1万倍の処理速度と3万倍の接続規模(注)を有し、利用者を目的の情報に安全かつ的確に導くスーパーインターネットを実現する。また、安心して、誰もが高度な情報処理とネットワーク接続を簡単に行える新世代コンピューティングを実現する。

注：現在のインターネットの処理速度：

数十～数百Mbps

現在の接続規模：コンピュータ3700万台

2) 高齢化

平成16年度を目標に痴呆、がん等の高齢者の主要疾患のオーダーメイド医療^(iv)を実現し、画期的な新薬の開発に着手するとともに、拒絶反応のない自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療を実現する。疾患予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルギーフリー^(v)等高機能食物及び農薬の少ない稲作を通じて、健康な食生活と安心して暮らせる生活環境を実現する。

このため、痴呆、がん等の遺伝子情報の解明、ヒトゲノム^(vi)の多様性の解明、イネゲノム^(vii)の有用遺伝子解析、遺伝子情報を利用した実用化技術の開発等を行う。

3) 環境対応

地球温暖化防止のため、次世代燃料電池実用化技術、テクノスーパーライナーのトータル・サポート・システム(最適運航支援等)等次世代技術の開発を行う。また、安心・安全の生活のため、ダイオキシン関連技術開発、環境ホルモン(内分泌攪乱物質)のリスク評価、適正管理技術の開発、処理困難廃棄物等のリサイクル・リユース技術の開発を行う。

4) その他

メガフロート、フリーゲージトレイン等重点分野の技術開発を推進する。

(2)創造的な研究開発体制の整備と産学官の連携推進

1) 研究者側のイニシアティブにより先導的・独創的な研究や産学官共同の研究開発を飛躍的に発展させるための基盤となる施設、設備の整備等を行う。また、国立大学、国立試験研究機関等の研究施設、知的基盤の整備を図る。

計量標準、化学物質の安全性データ等研究開発活動、経済社会活動を支える知的基盤については、平成13年までに欧州

(iv) 遺伝情報を活用して個々人の特性に応じて行う医療

(v) アレルギー反応を起こす物質の含まれていない状態

(vi) 人間の遺伝情報の総体

(vii) イネの遺伝情報の総体

並み水準に整備することを旨とするともに、分野毎に機動的に対応しながら、平成22年を目途に米国並みの整備状況を目指す。

- 2) 産学官連携の一層の推進を図るため、国立大学教官等の民間企業役員との兼業規制のあり方について検討を進め、早急に結論を得る。

3. 成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

(1) 規制緩和推進3か年計画の前倒し等

規制緩和推進3か年計画における各項目については、その実施や検討を可能な限り前倒しする。

基準認証等については、製品安全等一部の制度においては既に国際的な相互承認への対応や自己確認・自主保安を基本とした制度へ移行させるための法律改正がなされているが、その他の制度についても、国が関与する範囲の必要最小限化、自己責任原則への移行、国際整合化等の観点から、早急に見直しを行い、必要な法令改正等の措置を講ずる。

(2) 成長分野における規制緩和・制度改革

インターネットとの接続に関し、新規事業者がMDF（主配線盤）接続により、DSL（デジタル加入者回線）サービスを競争的環境下で提供できるようNTTアクセス網のオープン化を推進する。このための新たな接続ルールを平成12年度中を目途に策定することにより、インターネット通信料金の低廉な定額料金制の導入を促進する。

(3) 事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革

- 1) 中小企業を中心とした事業者の事業再建を迅速かつ柔軟に行えるようにするため、再建型の倒産手続の一般法としての民事再生法案の成立を期する。
- 2) 会社の資産・負債を複数の会社に分割し、企業がその経営資源を効率的に活用できるようにするため、次期通常国会において会社分割制度に係る法案を提出する。
- 3) 企業会計に関して、国際的調和の観点も踏まえた一連の会計基準の変更（注）を着実に実施する。また、このような新

しい会計基準への円滑な移行に関連する諸制度の整備を行う。

- (注) 新しい会計基準移行のスケジュール
- ・ 連結財務諸表作成に際し従来の持ち株基準に代え実質的な支配基準・影響力基準を導入し、対象子会社・関連会社の範囲を拡大（平成11年4月以後開始する事業年度より適用）
 - ・ 税効果会計を連結財務諸表に加え個別財務諸表にも導入（同上）
 - ・ 金融商品、年金資産・負債の時価評価等の導入（平成12年4月以後開始する事業年度より適用予定）
- 4) 港湾運送事業の効率化と日曜・夜間荷役の推進等による港湾運送サービスの向上を図るため、京浜港等9港における港湾運送事業について、需給調整規制の廃止や料金認可制から届出制への移行等を平成12年内に行う法案を次期通常国会に提出するとともに、港湾運送事業者の集約・協業化を推進する。

4. 雇用対策

(1) 中小企業の創業支援等による雇用創出・安定対策

- 1) 地域の特性等を活かして、新たに労働者を雇い入れ良好で魅力的な雇用機会の創出を行う先導的な中小企業に対し、人材開発・労務管理等を支援するため、中小企業地域雇用創出特別奨励金（仮称）（510億円）を創設する。
- 2) 人材の確保、円滑な移動の促進、雇用管理の支援等新規・成長分野の事業所、求職者に対する総合的支援を行うため、新規・成長分野人材サービスセンター（仮称）を全国主要都市に設置する。
- 3) 中小企業の個々具体的な人材ニーズに応じ、その発展を担う人材育成を専修学校等を活用しつつ推進する。
- 4) NPO等を含め、介護分野での雇用機会の創出を図るため、介護労働者法改正案を次期通常国会に提出する。
- 5) 大規模なリストラの実施により、大きな影響を受ける地域における雇用創出を図るため、特定地域・下請企業離職者雇用創出奨励金（仮称）（321億円）を創設する。

6) 就職環境の厳しい新卒者をはじめとした若年者及び障害者の就職支援対策を強化するため、大学・高校新卒者や若年早期離転職者等を対象とした就職面接会や相談コーナーの設置、経営者団体と連携して障害者のトライアル雇用などを実施する「障害者緊急雇用安定プロジェクト」を行う。

7) 外国人観光客の訪日の促進等により国内観光需要を早急に拡大するとともに、観光産業における良質なパート労働力の育成を促進し、雇用創出を図る。

(2)「21世紀人材立国計画」の推進等

1) 産学官の連携により、各人・各企業のニーズに応じた人材育成のためのツール開発、教育訓練の斡旋を行うシステムの先導的構築を行うとともに、特に、新規事業展開を担う人材育成を図る中小企業や高齢起業者に対し特別の支援を行う「21世紀人材立国計画」を推進する。

2) 改正労働基準法による新裁量労働制に基づき、創造性豊かな人材がその能力を存分に発揮しうる主体的な働き方ができるよう条件整備を行う。

(3)早期再就職の促進とセイフティ・ネットの確立

1) 労働力需給調整機能の強化を図るため、改正職業安定法、改正労働者派遣の円滑かつ効果的な施行、公共職業安定所のインターネットによる情報提供等を行う。

2) 雇用保険制度の安定的運営を確保するとともに、労働者の就職を一層促進するため、雇用保険法改正案を次期通常国会に提出する。

3) 中高年齢者の雇用環境の深刻化に的確に対応して、再就職の援助を行うとともに、65歳までの雇用の確保を図るため、高年齢者雇用安定法改正案を次期通常国会に提出する。

(4)安心して働けるゆとりある勤労者生活の実現

1) ゆとりある勤労者生活の実現、家庭と地域の連携強化等により少子・高齢化社会に適切に対応するため、長期休暇制度の早期実現に向けて、有識者、労使代表等からなる長期休暇制度と家庭生活の在

り方に関する国民会議（仮称）を開催し、国民的な運動を展開するとともに、調査研究を行う。

2) 勤労者財形持家融資制度の積極的活用を図ることにより、勤労者の住宅投資を促進する。

5. 少子化・高齢化対策等、年金改革

(1)介護対策

1) 介護保険法の円滑な実施のため、制度導入当初の半年間（平成12年4月から9月まで）について、高齢者の保険料を徴収しないことができるよう財政措置を講ずる。さらに、平成12年10月からの1年間について、高齢者の保険料の1/2を軽減するほか、平成11年度以降の準備経費等の一部に充てることのできるよう財政措置を講ずる。

2) 第2号被保険者の負担については、介護保険法の施行に伴う医療保険者の負担のうち、すでに老人医療で負担している分を除いた負担増の1年分について、全体として、新たな負担増をおさえることとし、このため個々の保険者の財政状況等をくみ取りつつ、国が医療保険者に対し財政支援措置を講ずる。

3) 介護保険法の円滑な実施のため、介護関連施設の整備促進等の措置を講ずる。

4) 在宅介護サービスについては、現行制度でも民間企業等の参入が可能となっているが、介護サービス利用の際の選択の自由度を一層高めるため、介護保険法の円滑な実施に向けて、多様な事業主体の参入を促進する。

(2)少子化・高齢化対策等

1) 平成13年度までに高齢者の作業適性に関する調査を実施し、将来の勤務・作業形態、高齢者対応機器等のあるべき姿を解明する大規模な調査研究を行い、高齢者の雇用・就労を可能とする経済社会の実現を目指す。

2) 子育て支援を推進するため、保育所等の整備を進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報の流通システムの構築による情報提供を行う。

3) 平成11年度に公営住宅へのエレベーター設置等少子・高齢化に対応した良質

な公共賃貸住宅3万戸の追加を図る。

- 4) 少子・高齢化に対応した医療提供体制整備及び保健衛生対策を実施するとともに、障害者プランに基づく関係施策等を推進する。

(3)年金改革

年金制度については、国民の将来に対する不安を払拭するため、以下の改革を実施する。

- 1) 将来世代の過重な負担を防ぎ確実な給付を約束するため、年金改革関連法案について、その一日も早い成立に向けて取り組む。
- 2) 老後における所得確保を図るため、確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、自己責任を原則とする確定拠出型年金の平成12年度からの導入を目指す。
- 3) 企業年金の統一の基準を定める企業年金法の制定の検討等、包括的な企業年金制度の整備を促進する。

II. 21世紀の新たな発展基盤の整備

日本経済を新生させる21世紀の新たな発展基盤を築くため、生活基盤、基幹的なネットワークインフラ等を戦略的、重点的に整備する。また、地域経済の動向にも十分配慮しつつ、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進めるとともに、災害対策を推進する。

公共事業については、近年、費用対効果分析を含む新規事業採択時評価や再評価を導入したところであるが、引き続きその着実な実施と適切な情報の開示に努め、効率性や透明性の一層の向上を図る。さらに事後評価については、本格的な導入に向けて平成11年度に試行に着手する。また、透明性の確保と行政コストを分析するための手法等について調査研究を行う。また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的・効果的に社会資本整備を行うため、PFI^(viii)を積極的に推進する。

^(viii) Private Finance Initiative (民間の資金、ノウハウを活用し、効率的・効果的に社会資本の整備を行うおうとする手法)の略

1. 21世紀に向けた生活基盤の整備・充実

(1)都市・地域基盤の再構築

- 1) 「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進

少子・高齢社会にふさわしい安全・安心でゆとりのある暮らしを実現するためには、通常の生活者が暮らしに必要な用を足せる施設が混在する街、自宅から街中まで連続したバリアフリー空間が確保された夜間も明るく安全な歩行者、自転車中心の街、幅広い世代の住民からなる街、住民主役の永続性のある街づくりが重要となる。このため、「歩いて暮らせる街づくり」構想を積極的に推進することとし、全国10カ所程度の地区においてモデルプロジェクトを実施すべく、平成11年度中に対象自治体を選定する。

- 2) 電線地中化3000kmプロジェクト、街灯設置5000基プロジェクト

都市景観の向上、都市災害の防止等の観点から、電線類地中化約3000kmを平成15年度までに実施する。また美しい街並みの形成及び安全な道路交通環境を実現するため、主要都市の市街地等に平成11年度中に街灯約5000基を設置する。

- 3) 都市内の遊休地を活用し、市街地開発事業等により都市基盤を総合的・集中的に整備することにより、国際競争力を備えた都市を戦略的に再構築する。都心居住の推進、密集市街地における老朽住宅の共同建替え等を推進し、良好な住宅市街地の整備を図る。

- 4) 既存住宅の積極的な改装・活用

バリアフリー化、耐震化等住空間の質的向上に資する既存住宅の積極的改善を推進し、リフォーム投資を促進する。

- 5) 田園空間等の形成

暮らしやすく自然豊かな田園・森林・漁村空間を形成し、都市住民の利用にも供するための伝統的な景観の復元や住環境を形成するための整備を行うとともに、定年帰農への支援、菜園併設型の緑住空間の形成等により地域の活性化を推進する。

(2)総合的な渋滞対策

- 1) 渋滞ボトルネック10箇所の重点的解消

主要都市の交通体系のボトルネック解消のために、すでに事業実施中の箇所のうち全国で約100箇所について、平成12年度までに事業を完了し、都市環境の改善と都市内における移動時間の短縮を図る。また、ボトルネックとなっている踏切を解消するため、連続立体交差事業等を推進する。

2) 3大都市圏における構造的な渋滞解消を図るため、通過交通の都心部への流入を抑制する効果の高い環状道路に重点投資を行う。また、都市鉄道の整備等都市内公共交通機関の整備を積極的に進める。

(3) 弱者にやさしい街づくり

あらゆる人に利用しやすい生活空間を実現するため、公共施設、公共交通機関、歩道等におけるバリアフリー化等について所要の措置を講じる。原則として、段差が5m以上あり、かつ、1日の乗降客数5000人以上の鉄道駅について、平成22年までにエレベーター・エスカレーターを整備することを目標とする。

2. 基幹ネットワークインフラの整備

(1) 高速交通体系の整備とETC^(ix)設置目標の引上げ

人・物の交流をより効率的で安全なものにするための高速交通ネットワークの整備を図る。多様なITS^(x)のサービスを支えるスマートウェイ^(xi)の本格的整備に向け、ETCについて、平成14年度までに全国約900箇所を導入という整備目標を設定する。

(2) 情報通信ネットワークの高速・大容量化

1) 今後の日本全土の情報流通を想定し、情報通信網等の情報通信基盤のあり方等について平成11年度を目途に21世紀への

架け橋となる情報通信ビジョンを策定する。

2) 研究開発用ギガビットネットワーク^(xii)を活用した超高速ネットワークの利用技術の研究開発を一層推進するとともに、既に構築されている幹線系ネットワークについて、さらなる高速・大容量化を推進するため、テラビット^(xiii)に関する基礎・応用研究に加え、平成12年度よりペタビット^(xii)通信技術の基礎研究を開始する。また、加入者系^(xiii)光ファイバー網については、民間主体原則の下、平成13年度末で全国の約50%の地域がカバーされる見込みであり、平成17年度を目途に全国整備が実現できるよう努力する。

3) 民間主導の情報通信ネットワーク整備に要する時間の短縮とコストの削減に資するよう、公共施設管理用等の光ファイバー網及びその収容空間(情報BOX^(xiv)等)の民間事業者等による活用のための環境整備を積極的に推進する。

(3) 国際拠点インフラの整備とアクセス強化
三大都市圏における拠点空港、港湾等競争力の高い国際拠点を整備する。また、国際拠点へのアクセス強化を進める。

3. 情報化の飛躍的推進

(1) 教育の情報化

1) 平成13年度までに、全ての公立小中高等学校等がインターネットに接続でき、すべての公立学校教員がコンピュータの活用能力を身につけられるようにする。平成14年度には、我が国の教育の情報化の進展状況を、国際的な水準の視点から総合的に点検するとともに、その成果を国民に周知するため、国内外の子供たちの幅広い参加による、インターネットを

(ix) ノンストップ自動料金収受システム(有料道路の料金所で一旦停車することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払を行うシステム、Electronic Toll Collection Systemの略)

(x) 高度道路交通システム(最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称、Intelligent Transport Systemsの略)

(xi) 最先端のITS技術を統合して組み込み、安全性、円滑性などに優れた、高度な道路交通の受け皿となる道路

(xii) 通信システムの容量の大きさを示し、1ギガビットは10億ビットに相当し、ギガの1000倍がテラ、その1000倍がペタ

(xiii) 都市部を結ぶ通信網を幹線系といい、家庭やオフィスと電話局を結ぶ通信網を加入者系という

(xiv) 道路管理用光ファイバーを収容するために道路の地下に設置する構造物であり、空間に余裕がある場合には、民間通信事業者も単独で埋設する場合に比べ低コストで利用可能

活用したフェスティバルを開催する。

平成17年度を目標に、全ての小中高等学校等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備する。

- 2) 教員養成課程を有する全ての大学において、平成12年度からコンピュータの操作に関する科目を必修とする。

(2)地域の情報化

- 1) 地域内及び地域間の教育、行政、福祉、医療、防災等における情報網の高度化を図るため、地域の高速LAN整備等を促進するとともに、地域の創意工夫に基づくインターネット等の情報通信のソフト面及びハード面の利用環境の向上に資する事業を推進する。
- 2) 地域に密着した情報通信メディアであるケーブルテレビ網の整備を促進する。
- 3) 文化等の便益を享受でき、定住性の高い農山漁村生活を実現するとともに、農林漁業生産を核とする多彩なアグリビジネスを創出するため、未来型の高度情報化農村システムの開発を推進するとともに、高度情報基盤の整備を図る。

(3)電子政府の実現

- 1) 平成15年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続をインターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築する。具体的な電子申請システムの構築に当たっては、必要な規制緩和、制度改革との同時実施を目指す。
- 2) 国税の電子申告については、必要な実験を行うなど、その実現に向けての基盤の整備を推進する。
- 3) 輸出入及び港湾諸手続きについては、ペーパーレス化、ワンストップサービスの早期の実現を目指す。
- 4) 郵便局等のワンストップ行政サービスステーション化を推進する。

(4)電子商取引の法整備等

- 1) インターネットを活用した電子商取引等を促進するために、相手方を確認する電子認証業務の健全な発展を促すとともに、電子署名が少なくとも手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤を整

備するため、電子認証業務に関する法整備を行う。

- 2) インターネット上の個人情報保護の確保、情報セキュリティ技術の開発等を推進し、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図る。
 - 3) 地理情報システム (GIS)^(xv)について、官民が協力して幅広い実証実験を実施し、データの利活用に関する技術開発等を行い、平成15年度以降、全国レベルでGISの効率的整備及び相互利用を行えるようにする。
 - 4) 新たな市場創出に結びつく創造的な情報通信技術・システムの開発や、それを活用したサービス開発に取り組むベンチャー企業、SOHO^(xvi)等に対する支援を行う。
- ## 4. 環境への負荷の少ない経済社会構築のための環境整備

(1)循環型社会形成のための基礎調査・研究の推進

平成13年度までに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現行の経済社会システムを静脈産業（循環型経済社会を支える産業）という新たな視点から見直すため、産業経済構造、技術開発、技能普及、関連産業の育成等に関する大規模な調査研究を実施する。

(2)廃棄物処理・リサイクルの推進、ダイオキシン対策の推進

1) 廃棄物処理・リサイクルの推進

廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、リサイクルの推進、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るとともに、次期通常国会に所要の法律案を提出する。

2) ダイオキシン対策の着実な推進

ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、必要な諸対策に取り組み、平成14年度までに全国のダイオキシン類の排出総量を平成

^(xv) 電子化された地図や台帳・統計情報をコンピュータ上で統合的に管理、利用するシステム (Geographic Information System) の略

^(xvi) Small Office Home Office (情報通信を活用して自宅または小規模オフィスで仕事をする自営業者) の略

9年比で約9割削減する。

5. 国民の安全対策

(1)安全な街づくり

1) 震災・風水害に対応できる災害に強い国土を形成するため、平成15年度までに浸水常襲地区(約350河川)の治水対策や平成14年度までに土砂災害の発生した危険箇所(約3000箇所)の解消対策等の防災対策を推進する。

2) 地震災害等に対し大都市の既成市街地における構造的な防災機能の強化を図るため、避難地・防災活動拠点となる防災公園と周辺市街地の一体的な整備等を推進する。

(2)コンクリート構造物の安全対策

最近のトンネルにおけるコンクリート片の落下事故等を教訓とし、鉄道、道路等のコンクリート構造物に対する安全性・信頼性を向上させるため、必要な箇所に補修等の対策を講じるとともに、検査・維持・管理技術の高度化を図る。

(3)原子力防災・安全対策

東海村ウラン加工施設事故にかんがみ、初期動作の迅速化や国と地方自治体の有機的連携の強化等を図るための「原子力災害対策特別措置法案(仮称)」及び加工事業に係る定期検査の追加等を行うための原子炉等規制法改正法案を今臨時国会に提出すること等により、原子力防災や安全規制について、国や地方公共団体の体制整備を図る。

6. アジア対策

経済危機を脱却し回復過程に入りつつあるアジア諸国の中長期的な経済再生の基盤強化としての人造り・国造りを支援するため、産業人材育成を目的とした専門家派遣等、及び、将来の指導者層への投資としての留学生受入等の人的交流を拡充する。

また、アジア経済への積極的貢献を引き続き行うため、アジア諸国等の経済構造改革支援のための特別円借款について、対象国及び対象分野の拡大につき検討する。

さらに、国際開発金融機関と協力しつつ、国際協力銀行を通じたアジアの民間セクターへの投資による支援について検討を行う。

Ⅲ. 金融市場の活性化と不動産の証券化等

金融市場は、経済全体にとって言わば動脈とも言うべきものであり、資金の円滑な仲介とリスクの適切な配分という金融市場が本来果たすべき役割を十分に発揮するよう、証券市場の改革など金融市場の活性化のための諸施策を講じるとともに、不動産の証券化をはじめとする資産の流動化等に取り組む。

1. 金融市場の活性化

(1)証券市場の改革・活性化

1) 個人金融資産のより有利な運用の道を開くとともに、中小・ベンチャー企業や次代を担う新規産業への円滑な資金供給を実現するため、店頭登録市場、未公開市場、取引所市場に係る証券市場の抜本的、総合的改革(注)を着実に推進する。

(注)証券市場の改革

(店頭登録市場)登録基準の弾力的見直し、

店頭登録企業の四半期毎のディスクロージャー制度導入等

(未公開市場)インターネットを利用した気配公表システムの稼働、週一回以上への気配公表頻度の増加等

(取引所市場)新興企業を対象とした新市場の創設、会社型投信等新商品に対応した上場制度の構築等

2) 決済期間の短縮等決済リスクの更なる低減、決済システムの効率化を図り、安全で国際的に通用するシステムを構築するため、取引の全過程を通じた電子化、CPのペーパーレス化、社債等登録法等の関連法制の見直しを行う。

3) 現在紙媒体で提出されている有価証券報告書等の開示書類の電子化について、必要なシステムの開発の推進等を行い、平成13年度からの導入を目指す。

(2)検査監督体制の強化等

1) 先端金融技術の活用によるモニタリングの向上、海外当局や国際監督機関との連携強化を図るとともに、民間ノウハウを積極的に活用しつつ検査・監視・監督体制の強化を図ることにより、金融機関の財務状況の把握の強化、市場ルールの遵守の徹底を行う。また、信用組合の検査・監督事務の円滑な移管のため都道府県との連携強化を図る。

- 2) 破綻金融機関の預金者保護を図るため預金保険機構の特例業務勘定に交付した国債について、その円滑な償還を確保する。

2. 不動産の証券化等

(1) 不動産の証券化等

- 1) 不動産の一層の流動化等を図り、金融イノベーションを促し、より多様で魅力的な商品の組成を可能とするため、投資家保護の視点も踏まえ、SPC法（「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」）の改正法案を次期通常国会に提出するなど、諸制度の整備を図る。
- 2) 本年9月に創設された投資ファンド型（対象不動産変更型）不動産特定共同事業の活用促進、不動産投資顧問業登録制度の創設、商品の共同売買市場の整備、最低出資額制限の撤廃を行う。
- 3) 良質な賃貸住宅等の供給を促進する観点から定期借家権の導入に係る法案の早期成立を図る。

(2) 住宅金融対策

住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠を10万戸追加し、65万戸とするとともに、生活空間倍増緊急融資の適用期間の延長等を行う。また、良好な住宅ストック形成に資する融資制度の見直しや貸付債権の証券化等資金調達手法の多様化を図るため、住宅金融公庫法の改正法案を次期通常国会に提出する。年金住宅融資について、融資限度額の引上げ措置の延長等を行う。

3. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

日本銀行においては、経済の回復を確実なものとするため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うな

ど、引き続き適切かつ機動的に金融政策を運営するよう要請する。

IV. その他

1. 税制

景気の本格的回復と新たな発展基盤の確立を目指す観点から、中小企業・ベンチャー企業支援に資する措置、民間投資の促進に資する措置等、真に有効かつ適切な措置について検討を行い、結論を得る。

2. 国債発行の多様化

国債の発行については、確実かつ円滑な消化を図る観点から、市場のニーズを踏まえ、国債の多様化を進めるとともに公社債市場の活性化を図るため、平成12年2月を中途に5年利付国債を導入する。

3. 2000年問題への対応

コンピュータ西暦2000年問題に的確に対応するため、引き続き事業者等に対してプログラムの修正等の対応や、危機管理計画の策定を行うよう指導等を行う。また、万一の事態に対応するため、中小企業向けの相談・支援体制の充実など必要な措置を講ずる。さらに、アジア・太平洋地域諸国において我が国の国際的リーダーシップを具体的に発揮するため、これらの諸国における不測の事態に対応できるよう、所要の措置を講ずる。

4. 新千年紀記念行事

2001年を「ニュー・ミレニアム・ゲート・イヤー」と位置づけ、新しい世紀の技術、産業、国民生活の盛り上げを目指した祝祭行事を、2000年末から2001年にかけて行う。

具体的には、地方公共団体と民間企業に参加を求めつつ、インターネットの全国普及と全国各地の個性的な文化の振興を目指す。このため、広くアイディアの公募を行う。

(別紙)

	事業規模	国費
社会資本整備	6.8兆円程度	3.5兆円
(1)物流効率化・競争力強化	1.1兆円程度	
(2)生活基盤充実	1.2兆円程度	
(3)情報通信・科学技術振興等経済発展基盤強化	1.2兆円程度	
(4)少子高齢化・教育・環境	1.1兆円程度	
(5)緊急安全防災	0.9兆円程度	
(6)災害復旧	0.7兆円程度	
(7)公共事業の契約前倒し	0.6兆円程度	
中小企業等金融対策	7.4兆円程度	0.7兆円強
住宅金融対策	2.0兆円程度	0.2兆円程度
雇用対策	1.0兆円程度	0.3兆円程度
金融システム安定化対策	———	0.9兆円程度
計	17兆円程度	5.6兆円程度
介護対策	0.9兆円程度	0.9兆円程度
再計	18兆円程度	6.5兆円程度

(出所) 内閣府ウェブ・ページ (https://www5.cao.go.jp/keizai/keizaitaisaku/keizaitaisaku_kako.html)。

8-13 「日本新生のための新発展政策」

平成12年10月19日
経済対策閣僚会議

日本新生のための新発展政策

今次の日本新生のための新発展政策は、景気の自律的回復軌道の確立と多様な知恵の時代にふさわしい未来型社会への出発の二つを目的としている。

我が国経済は、一昨年以来の大規模かつ迅速な経済対策により、デフレスパイラルに陥りかねない危機的状况を脱却、昨年春頃を底として緩やかながらも改善しつつある。特に企業部門は好調で、企業収益は拡大し、設備投資は回復している。しかし、雇用情勢は未だ厳しく、消費は一進一退の状況が続いている。こうした状況で、政府がまずなすべきことは、景気に今一押しを活力を加え、しっかりとした自律的回復の軌道に乗せることである。

一方、人類の文明は今、産業革命以来の大変革期を迎えている。規格大量生産型の工業社会から、多様な情報と個性の沸き立つ知恵の社会への飛躍である。我が国が21世紀においても、世界経済の主要なプレーヤーであり続けるためには、この大変革を率先実行しなければならない。今次、新発展政策のもう一つのより重要な役割は、このための構造改革と意識変革の方向を明確にすることである。

以上のような観点から、今次の新発展政策では、未来型社会において特に重要と考える4分野—IT革命の飛躍的推進、循環型社会の構築などの環境対応、活力と楽しみに満ちた未来社会を創る高齢化対策、便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備—に重点を置くことにした。

歴史的な大変革に乗り出すには、既存の制度や慣例に捉われず、実効性の高い政策と実現方法を大胆に採り入れなければならない。今次の新発展政策には、早急に講ずべき財政金融面での施策はもちろん、司法制度の改革や基本法の整備を含め規制改革や企業活動の活性化のための法制度の整備、人的能力の開発と社会的効率向上のための積極的行動、施設と利用面での新たな発展基盤の確立など、斬新な政策体系を盛り込む。

第1部 基本的考え方

1. 景気動向の認識

(1)世界経済は、総じて見れば引き続き拡大基調にある。しかしながら、いくつかの気懸りな点が現れている。すなわち、長期好調を続けてきた米国経済の不透明感の増大、経済危機後の急回復期を過ぎたアジア経済の動向、原油価格の上昇とその影響などである。

(2)我が国経済は、一昨年の緊急経済対策、昨年の経済新生対策をはじめとする各種の経済政策の効果の浸透やアジア経済の回復の影響などもあり、企業部門を中心に緩やかな改善が続いている。しかしながら雇用情勢は、幾分改善したものなお厳しく、消費の動向も一進一退の状況にある。このため、我が国経済全体としては、民間需要を中心とした自律的回復には至っていない。

(3)加えて、我が国経済には、景気への影響を考える上で気懸りな点が現れている。雇用面では求人が増加傾向にありながら求職とのミスマッチがあり、改善を遅らせている。企業部門では収益の増加や設備投資の拡大が見られる半面、倒産件数や負債金額が高水準になっている。地価は、地域により差異はあるものの引き続き下落しており、株価もこのところ下落している。過剰設備と過剰債務の問題はなお解消しきれていない等々である。

2. 知恵の社会への飛躍

(1)人類は、18世紀後半の産業革命以来、規格大量生産を基盤とする工業社会の形成に努めてきた。ところが、80年代からはじまった情報化、ソフト化、グローバル化の波は、新しい知恵の値打ちを生み出し、人類文明の方向を大きく変えた。特に90年代前半に米国からはじまったインターネットの急激な発展は、欧州諸国や東アジア、さらにはより広範囲な地域へと拡大、これまでとは違った価値観と人間関係を持つ社会を生み出している。

(2)世界経済は国境を越えた企業の統合提携、地球規模での情報と資金と人材の交流、全産業へのIT技術の浸透などによって、産業革命以来の大変革期を迎え、新しい発展段階に飛躍しつつある。21世紀における経

済と文明の基盤となるのは、盛んな情報交流から生れる知恵の値打ちであろう。

(3)我が国が、21世紀においても、世界経済の主要なプレーヤーとして、人類の繁栄と平和に貢献するためには、インターネットを中心とするIT革命を先取りするとともに、経済性と倫理観に裏付けられた循環型社会を構築し地球環境問題で他に先んじることが大事である。また、間近に迫った高齢化社会において、活力と楽しさに満ちた世の中を形成することは、同じ問題を抱えた諸外国の先駆的存在として、全人類の貢献となるであろう。

(4)今一つ、構造的な問題として重要なのは都市基盤の整備をはじめとする地域構造の問題である。我が国の地域構造は、規格大量生産型の工業社会に適したように造られているが、多様な知恵の時代という観点から見れば、施設の面でも制度や慣習の点でも立ち遅れが大きい。グローバル化時代は都市の競争力強化と地域構造の効率化が重要であり、そのための制度変更や基盤整備を急がなければならない。

3. 取りまとめの基本方針

(1)今次の日本新生のための新発展政策の主題は、21世紀の多様な知恵の社会にふさわしい経済社会の構造と志向に向って、大変革期に乗り出すことである。そのためにも、我が国の景気をしっかりとした自律的回復軌道に乗せ、盤石の状況を固める必要がある。

(2)このため、現下の状況では、急激な公需の落ち込みを避け、景気を確実に自律的回復軌道に乗せることが急がれる。この場合、それが持続性のある自律的發展につながるような構造的気風の改革の醸成を図ることが大切である。

(3)従って、今次政策の重点は、次の4分野におくこととし、時代を先取りした経済構造改革を推進する包括的な政策とする。

①IT革命の飛躍的推進

施設の充実、利用技能の普及、情報の中身の増強の三本柱を明確に打ち立てることによって、ITの自転的な発展を確実にする。

②循環型社会の構築など環境問題への対応

個別廃棄物の規制から前進、経済社会システムの転換と技術や施設の開発により環境産業、静脈産業の振興等を通じて経済性と倫理観に裏付けられた循環型社会を目指す。

③活力に満ちた未来社会を目指す高齢化対策

高齢化社会にふさわしい社会条件を整え、高齢者が働くことを選べる社会と楽しく暮らせる社会の形成を目指す。

④便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備

情報化、少子高齢化、グローバル化などの新しい文明条件の中で、便利で競争力があり暮らしに楽しさがある都市づくりを目指す。

(4)政策の取りまとめに当たっては、未来社会実現の中で各施策の位置付けを明確にするなど、国民の理解と参加が得られるような説得性が重要である。このためにも政策の効果が国民の目にはっきり見えるよう各施策毎の目的と目標年次を極力明示し、集中的な実施が望まれる。

(5)政策としては、以上の基本方針の下に、全体として事業規模11兆円程度の事業を早急に実施する。

また、事業の実施に当たっては、地域経済の動向にきめ細かく配慮するとともに、地方財政の極めて厳しい状況に鑑み、これに伴う地方負担に対しては、万全の地方財政措置を講じる。

なお、中長期的な経済財政運営の基本方針の検討に向けて、必要なデータの整備やマクロ経済モデルの作成等の準備を進める。

第2部 具体的施策

I. 日本新生プラン具体化等のための施策

1. IT革命の飛躍的推進のための施策

(1) E-JAPAN構想の推進

IT革命の飛躍的推進は、21世紀という時代に合った豊かな国民生活の実現と我が国の競争力の強化を実現するための鍵であり、日本新生の最も重要な柱である。このため、IT革命の飛躍的推進を目指して、明確な国家戦略を打ち立て、官民一体となって迅速かつ集中的に必要な施策を実施

していくための基本的な枠組みとなる法律案（「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案」）を今国会に提出したところであり、その早期成立を期する。また、年内に、IT国家戦略（E-JAPAN構想）を取りまとめる。

IT革命の推進のためには、その基本戦略として、ハードウェアである施設、ソフトウェアである技能、そして中味たるコンテンツの三本柱を同時並行的にかつ飛躍的に拡大発展させることが重要である。このため、以下のとおり、三本柱のそれぞれについての緊急の課題に対応した施策を講じる。

(2) IT社会の基盤となる制度、施設の整備、技術開発の推進

①制度改革

- ・技術革新を伴う市場環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるような新たな競争環境を整備することを通じて、電気通信事業の効率化、合理化を進め、インターネットを中心とする低廉、高速、安全な通信サービスへのニーズに的確に対応できるようにすることが重要である。こうした観点から、通信と放送の融合の進展に伴う技術的、制度的な諸課題への対応方策、電気通信事業における競争政策の在り方等について、IT戦略本部・会議、電気通信審議会等で議論が行われているところである。これらの諸課題について、法令の改正等を含めた検討を行い、できるだけ早期に結論を得て必要な措置を講じる。
- ・個人情報保護に関する基本法制について、次期通常国会への提出を目指し、立案作業を進める。
- ・地域アクセス市場における競争条件の整備の観点から、NTT局舎の開放、工事期間・料金の明確化等DSL¹サービスに必要な設備の設置の容易化を推進するとともに、年内を目途にNTTの光ファイバー網の開放ルールを設定を進める。

- ・線路の敷設に係る許可手続のワンストップ化について検討するとともに、電柱・管路の開放及び道路、河川、下水道等の施設管理用光ファイバーの収容空間の共同利用の推進を図る。

②施設の整備

- ・地域における行政庁舎、学校、駅、商店街等の施設を幅広く超高速ネットワークで結ぶ地域イントラネット基盤整備事業、約8千ヶ所の公民館、図書館等におけるパソコン等のIT学習環境の整備等を通じ、全国1万数千ヶ所に十数万台のネットワーク端末からなる地域情報ネットワーク等を整備し、公衆インターネット拠点の設置等を推進する。
- ・国公私立大学等を接続している学術情報ネットワーク（SINET）²の高速化、高度化を図る最速10ギガビットのスーパーSINETの構築に向け、学内LANをギガビットレベルの超高速システムとして整備する。
- ・約1000校以上の学校を光ファイバー等の高速アクセス回線でインターネット接続し、既に接続済の学校とあわせ、教育方法等の研究開発を推進する。（前述の地域イントラネット基盤整備事業における約1000校、既に高速通信網に接続されている全国約2000校とあわせて約4000校の学校が高速通信網に接続されることになる。）
- ・校内LANについては、平成16年度までに大規模校等約8000校を整備する目標を約2年程度前倒しする。
- ・5年後には我が国を情報通信の最先端国家にすべく、民間主導の下、加入者系光ファイバー網の全国整備の実現を目指して、事業者への支援を行うとともに、DSL、ケーブルテレビ等の普及のための政策支援を行う。また、道路、河川、下水道等の施設管理用光ファイバー収容空間の積極的な整備を進める。
- ・放送のデジタル化を推進する。

③技術開発の推進

¹ デジタル加入者線（電話用のメタリックケーブルに専用モデムを設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称、Digital Subscriber Lineの略）

² Science Information Networkの略

- ・「平成17年度までに、全ての国民が、場所を問わず、超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・確実に行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する」とするIT21（情報通信技術21世紀計画）の推進プロジェクト（ミレニアム・プロジェクト）の実施を加速化し、産官学の適切な役割分担及び連携のもとに、IPv6³への対応に向けた情報家電インターネット技術に関する研究開発、スーパーインターネット⁴の研究開発、材料ナノテクノロジー⁵を応用したITデバイス⁶の開発、半導体デバイスプロセス⁷技術開発、セキュリティ関連技術開発等を行い、その成果を活用する。
- ・ギガビットネットワークの拡充・強化、ペタビット⁸通信技術の研究を促進する。
- ・高齢者、障害者等に使いやすいIT技術開発を推進するとともに、ITS⁹関連の技術開発等を推進する。

(3) IT普及国民運動の展開を通じたIT利用技能の向上策

(2)②で述べた学校の情報関連施設、公共施設、公衆インターネット拠点等を積極的

に活用し、以下のIT利用技能の向上策を講じる。

- ・IT及びIT社会を巡る状況が急激に変化することにかんがみ、IT基礎技能の出来る限り早期の普及を図る観点から、地方公共団体が、地域の実情に応じて、学校、公民館、図書館、地方公共団体の庁舎及び施設、その他民間の施設等を利用して行うIT基礎技能講習において、国民の自発的な参加、地方公共団体の創意工夫、機動的かつ円滑な講習の供給等により、約550万人程度の者が受講できるよう、政府としても、特例的に、事業の円滑な実施に向けて支援を行う。
- ・IT化に対応した職業能力開発施策として、ITに係る公共職業訓練の拡充等を図る。中小企業者、農業従事者等のIT活用を促進するため、セミナー、研修、アドバイス人材の育成等を行う。また、消費生活センターにおいて消費者向けIT利用講習会等を行う。これらの施策により、約150万人に対しITの技能習得の機会を提供する。
- ・競争環境の整備と需要の拡大により光ファイバー専用線料金的大幅引下げを図ることとし、特に学校でのインターネット利用の拡大を図るため、学校向けインターネット利用料金の低廉化を促進する。

(4) IT利用の利便性と楽しさを増進させる施策

①最高水準の電子政府の早期達成

- ・インターネット等を利用してペーパーレスで手続を完了できる申請・届出等国の行政手続のオンライン化の実現について、平成15年度までの完全実施及びその実施の前倒しを目指す。
- ・上記目標を達成する上での、データ量に係る課題、国、地方公共団体の証明書を利用する手続きに係る課題、インターネット等を利用した手数料等の納付に係る課題等について、その解決に向け、遅くとも今年度内には、具体的なスケジュールと方策を策定する。
- ・平成13年春から夏にかけて、各省庁において、現行の個別手続のオンライン化に係るアクション・プランを見直しの上改

³ 次世代型IP（インターネット上で通信を行うための規約）（現在のバージョン4のアドレス数が約43億個であるのに対し、バージョン6は、この4乗倍程度のアドレス領域を有することが最大の違い、Internet Protocol version 6の略）

⁴ ICカード、メモリ、CPU等、身の回りのあらゆる機器がネットワークに接続される段階のインターネット

⁵ 物質を原子分子レベル（ 10^{-9}m ）で制御することで、特性向上や新機能発現を図る材料創製技術

⁶ ナノサイズ（ 10^{-9}m ）に特有な電気的効果等を利用した情報技術用の電子素子

⁷ 極微細な電子回路を半導体シリコン基板上に形成する半導体集積回路の製造工程

⁸ 通信システムの容量の大きさを示し、1ギガビットは10億ビットに相当し、ギガの1000倍がテラ、その1000倍がペタ

⁹ 高度道路交通システム（最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称、Intelligent Transport Systemsの略）

定し、新たなアクション・プランを策定する。その際、手続そのものの抜本的見直し、事務処理の電子化等も併せ検討・導入する。

- ・地方自治体については、平成15年度までに全ての地方公共団体が総合行政ネットワークに接続し、霞が関WANとも接続することを旨とする。また、自治事務等のオンライン化推進に関する政府の取り組み方針を年内に策定する。また、地方公共団体が行う体制整備を支援する。

②電子商取引拡大に向けた環境整備

- ・電子商取引の拡大に向け、民間同士の書面の交付又は書面により手続等を義務付けている法律について、送付される側の同意を条件に電子的手段による送付も認めるための法律案（「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案」）を今国会に提出する。
- ・電子商取引の特質に応じた新たなルールなど、情報化社会の基本ルールの整備を行うべく、次期通常国会に向けて必要な法律案の策定を進める。
- ・株主総会の招集通知、議決権行使等従来書面で行うものとされてきたものについてインターネットの利用が平成14年の株主総会で実行できるよう所要の商法改正案を国会に提出する。
- ・アジア各国における相互運用性のあるPKI¹⁰（公開鍵基盤）システムを構築すべく、相互認証を可能とするシステムを開発する。

③国民生活、産業活動におけるITの利便性の享受

- ・行政機関を中心としたICカード¹¹の利用方法を調査するため、モデル事業を実施する。
- ・各省庁の保有する基盤的地理情報を原則

として平成13年度までにインターネット上で公開するなど地理情報システム（GIS）¹²の整備・活用を推進する。

- ・インターネットを活用した職業紹介事業の円滑な実施のため、対面行為が必須でないこと等、その取扱いを年内に明確にするとともに、書面交付規制や事業所面積規制については、インターネットを活用する場合に弊害となる点を整理し、本年度中に当該規制の緩和による見直しを行う。
- ・我が国の国際競争力の源泉であるものづくりの基盤をITを活用して強化するため、技能者の技能等を活用したIT社会資産の形成（デジタル・マイスター・プロジェクト等）を推進する。
- ・カルテの電子化等を推進する。

④インターネット博覧会の推進

インターネットの国民全般への普及・利用の促進、多様なコンテンツの創造・蓄積等を目的として、本年12月31日から1年間、インターネット博覧会（通称「インパク」）を開催する。また、インパクの場等を活用し、インターネット社会の実態、展望等に関する調査分析を行う。

2. 循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策

- (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備、法運用的確化
 - ・国・地域・産業界の協力のもと関係省庁が連携して行う広域的な廃棄物処理施設や先進的なりサイクル施設との一体的な整備の促進等円滑な廃棄物処理・リサイクルに向けた取組みを進める。
 - ・平成14年12月から完全施行されるダイオキシン類濃度基準に適合させるためのごみ焼却施設の新設・改造等施設の整備を図る。また、環境分野においても活用が期待されるPFI¹³の推進を図る。

¹⁰ 公開鍵暗号技術とデジタル署名技術を用いて、通信データの秘匿性、安全性などを実現するシステム（Public Key Infrastructureの略）

¹¹ プラスチックカードの中（又は券面）にICチップを埋め込んだもの。カード内に格納した暗号鍵による認証等に用いる。

¹² 電子化された地図や台帳・統計情報をコンピュータ上で統合的に管理、利用するシステム（Geographic Information Systemの略）

¹³ 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的・効果的に社会資本の整備を行おうとする手法（Private Finance Initiativeの略）

- ・PCB¹⁴廃棄物の処理の促進を図る。
- ・本年改正された廃棄物処理法に適合するように、電子 manifests 制度¹⁵システムの改善を図り、効果的に運用する。環境犯罪の抑止・撲滅を目指し、警察等の取締体制を強化する。

(2) 循環型社会構築のための技術開発等

- ・「平成14年度までに、優先的に取り組むべき環境ホルモンのリスク評価を実施する。平成17年度までに、処理困難廃棄物等のリサイクル・リユース技術を開発・導入する」等の環境対応のミレニアム・プロジェクトの実施を加速化するとともに、所要の技術開発等を行う。
- ・循環型経済社会構築等のため、産業経済構造、技術開発等に関する調査研究等を推進するとともに、民間団体が実施するリサイクル活動等を支援する。
- ・ディーゼル車等の自動車排出ガス対策をはじめ、都市交通に係る環境対策を強化する。
- ・間伐の促進等を推進することにより、健全な水循環系の確保等を図る。

(3) 環境産業の振興と環境対応製品の普及

- ・自動車、パソコン、パチンコ台等について資源の有効な利用の促進に関する法律の対象化を図り、廃棄物の発生抑制、資源の再利用、再使用を促進する。また、使用済み自動車処理に伴うカーエアコン等に係るフロン回収を促進する。
- ・住宅用太陽光発電システムの導入促進を図り太陽光発電市場の自立化を加速させる。
- ・平成13年1月施行が予定されているグリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）の効果的運用を図る。また、環境ラベル等製品の環境情報の提供を推進する。

(4) その他

- ・大気汚染・騒音対策として、沿道環境対策を推進する。
- ・2005年日本国際博覧会（愛知万博）においては、「自然の叡智」にふさわしい万博となるよう、例えば間伐材や回収ペットボトルを利用した建材でパビリオンを建設するなど最新のリサイクル技術を博覧会会場に積極的に取り入れる。
- ・COP6¹⁶に積極的に対処する。
- ・新日中漁業協定を踏まえ、水産資源の適切な管理と漁業経営の安定を図るため、所要の措置を講じる。

3. 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す 高齢化対応のための施策

(1) 高齢者が楽しく暮らせる生活空間の創出

① 公共空間のバリアフリー化

公共施設、公共交通機関、歩道等におけるバリアフリー化等に積極的に取り組む。駅のバリアフリー化については、平成22年までを目標年次とする計画の達成に向け、整備の加速化を図る。その他の交通分野についても、全体計画の整備目標を策定し、積極的な整備を図る。

② 住宅のバリアフリー化

住宅のバリアフリー化に関する目標を本年度末までに設定し、エレベーターの設置を含めその整備促進を図る。また、公共賃貸住宅における社会福祉施設の併設等を促進する。

③ その他

高齢者の「生活の楽しみ」や「社会参画」を支える様々な取組みをテーマとする「シニア市場活性化フォーラム（仮称）」等を今年度中に開催し、高齢者が楽しく暮らせる社会に向けた国民各層への意識の浸透を図る。

(2) 70歳まで働くことを選べる社会

- ・中高年齢者の就業機会の拡大を図るため、中高年齢者を一定期間試行的に受け入れ

¹⁴ ポリ塩化ビフェニール（化学的に安定で絶縁性が良い等の性質を有し、トランス・コンデンサ用絶縁油等として使用された。人への有害性等を有することから、現在では製造・使用等が規制されている。Polychlorinated biphenyl'sの略）

¹⁵ 廃棄物処理の委託の際に使用する紙 manifests に代えて電子情報を活用する制度

¹⁶ 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議（The 6th Session of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Changeの略）

る事業主に対して支援するとともに、高齢者雇用確保の観点から事業主が行う職場のバリアフリー化等を推進する。

- ・年齢に関わりなく働ける社会（エージフリー社会）の実現に向け、国民各層の参加を得て会議を開催し、国民的コンセンサスの形成を図る。
- ・長期休暇制度、フレックスタイム制の普及等による労働時間の短縮を推進するため、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」の改正法案を次期通常国会に提出する。

(3) 高齢者の健康、社会参画のための研究開発等

- ・「平成16年度を目標に、①高齢者の主要な疾患のオーダーメイド¹⁷医療を実現し、画期的な新薬の開発に着手するとともに、拒絶反応のない自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療を実現する、②疾病予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルゲンフリー¹⁸等高機能食物及び農薬使用の少ない稲作を実現する」とするミレニアム・ゲノム・プロジェクトの実施を加速化するなど、ヒトゲノム¹⁹研究、イネゲノム²⁰研究等を推進する。
- ・「メディカル・フロンティア戦略」を前倒して実施するなど、疾病関連の先端的研究を実施するための機器整備等を行う。
- ・高齢者等が自由に使いこなせるIT機器、システム、サービスを開発、提供するとともに、IT製品の開発に資する高齢者のIT利用特性データベースの構築を推進する。
- ・高齢者の雇用・就労を可能とする経済社会の実現のため、将来の勤務・作業形態、高齢者対応機器等に関する調査研究を推進する。

(4) 介護サービス基盤の整備

- ・介護保険制度の円滑な実施、定着を図るため、ゴールドプラン21の達成に向け、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、介護予防拠点等の整備を加速化する。
- ・訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化のためのシステム整備、市町村や医療保険者と社会保険診療報酬支払基金の間における報告・通知業務のインターネット化等を通じ、介護保険関連業務の効率化、ペーパーレス化等を図る。

(5) 高齢者が安心できる制度の確立

① 社会保障改革

- ・年金、医療、介護、雇用等生涯を通じた社会保障全般について、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」における議論を早期に取りまとめ、国民的議論を喚起するなど、その横断的・総合的な見直しを進める。
- ・確定拠出年金法案の一日も早い成立を期する。また、企業年金制度間の円滑な移行を含む受給権保護のための統一的企業年金制度を実現するため、本年度中に結論を得て次期通常国会に向けてその法制化を図る。

② 情報化の推進など医療提供体制の整備

- ・主治医や看護婦等医療従事者間での診療情報の共有化を通じて医療サービスの質の向上を図るため、電子カルテ等の導入を推進する。また、地域医療情報ネットワーク基盤整備等を図り、病診連携、遠隔医療等を推進する。
- ・高齢化に対応した医療提供体制の整備等を行う。

4. 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策

(1) 渋滞解消への抜本的取組み

① 渋滞ボトルネックの重点的解消

主要都市の交通体系のボトルネック解消のために、事業実施中の箇所のうち、経済新生対策において平成12年度まで事業を完了するとして100箇所に加え、約100箇所について平成13年度までに事業を完了し、渋滞の解消・緩和を図る。ま

¹⁷ 遺伝子レベルでの個人の体質の違いを把握し、個人の特性にあった診断・治療・予防、薬の投与が可能となること。

¹⁸ アレルギー反応を起こす物質の含まれていない状態

¹⁹ 人間の遺伝情報の総体

²⁰ イネの遺伝情報の総体

た、ボトルネックとなっている踏切を解消するため、連続立体交差事業等を推進する。

②三大都市圏の環状道路の重点的整備

三大都市圏における構造的な渋滞解消を図るため、通過交通の都心流入を抑制する効果の高い首都高速道路中央環状線、東海環状自動車道等の環状道路について、一日も早い完成を目指して重点的整備を図る。

③ETC²¹の整備推進

平成14年度までに全国約900料金所で導入することを目標としているETCについてその着実な推進を図り、特に都市高速道路においては、完全ETC化を目指して一層の推進を図る。

(2) 快適で活力ある街づくりの推進

①電線類地中化、街灯の整備

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等のために、電線類の地中化については、平成15年度までに約3000km整備する目標の達成に向け、平成12年度までに約1300km整備するなど整備の加速化を図る。また、夜間においても安全な歩行空間を確保するため街灯を平成12年度に約5000基整備するなど積極的な整備を図る。

②歩いて暮らせる街づくりの推進等

- ・引き続き「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進を図る。また、高齢者、障害者等に対応し、暮らしの質を高める豊かな生活空間づくりに資する都市公園の整備等を推進する。
- ・都市の文化創造機能を高めるための文化発信基盤等の整備を行う。

③大都市居住者の通勤改善と既成市街地の再構築

都心居住、老朽化マンションの建替え円滑化、市街地の整備改善等を推進するとともに、都市鉄道等都市内公共交通機関の整備を進める。

④都市産業の新生等

- ・都市部に若く活力のある企業群育成に資する施設を整備するとともに、中心市街地の活性化を図る。
- ・我が国の国際・国内ネットワーク形成の拠点となる、大都市圏における拠点空港、中枢・中核国際港湾等の整備を推進する。

(3) その他

①不動産の証券化の促進

不動産ファンドの組成の円滑化を図るなど不動産投資市場の活性化を推進するとともに、不動産投資顧問業者登録情報のデータベース化等不動産の証券化に資する流通市場の環境整備を検討する。

②土地適正利用の推進

都市内の低・未利用地の実態調査等を実施し、都市基盤整備公団等による土地の有効利用に資する事業を推進する。また、都市内の未利用国有地の詳細情報の提供、大深度地下の利用を推進する。

③土地収用法の見直し

土地収用手続の透明化等を図り、円滑かつ迅速な事業の実施に資するため、現行の土地収用制度の問題点を整理し、必要な改正案をできるだけ早期に国会に提出すべく検討する。

5. 教育・青少年健全育成対策の推進

(1) 学校施設の整備等

児童・生徒及び地域住民にとっての「生活の場」でもある学校や大学等において、教育や研究に係る施設、設備の整備等を図る。

(2) 育英奨学事業の充実

保護者の失職や倒産、また、突然の災害等により、家計が急変し、学業の継続が困難となった学生・生徒が経済的に自立して学べるようにするための、育英奨学事業の充実を図る。

(3) 保育施設の整備

仕事と子育ての両立を図るために、新エンゼルプランの達成に向け、子育てのための拠点整備をさらに促進し、以下の施策を行う。

①多機能保育所の整備

地域における子育て支援のための一時

²¹ ノンストップ自動料金収受システム（有料道路の料金所で一旦停車することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払を行うシステム、Electronic Toll Collection Systemの略）

保育、育児相談等の多様なサービスを提供できる多機能保育所について平成12年度に90箇所程度の追加を図り、整備の加速化を図る。

②ファミリー・サポート・センター

地域において育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを平成12年度までに82箇所設置することをはじめとし、整備の加速化を図る。

(4) 薬物乱用防止対策

青少年の薬物乱用防止のため、キャラバンカー等により、学校、家庭等における効果的な啓発活動を実施する。

(5) 青少年育成・更生対策

- ・児童虐待への対応の充実を図るため、児童養護施設の改善等を図る。
- ・情報通信機器を使用した教育、情報処理科職業訓練の充実など効果的で社会の要請に即した矯正処遇及び更生保護等の体制を確立するとともに、矯正施設等の整備を図る。

6. 生活基盤の充実・防災のための施策

(1) 生活基盤の充実

- ・生活基盤の充実を図るため、食生活向上に向けた条件整備を図るとともに、特に污水处理施設の整備が必要な地域における下水道、集落排水等の効率的整備等の措置を講じる。
- ・地域間の交流・連携を支援する観点から整備が緊急の課題となっている箇所の地域高規格道路等の交通網の整備を図る。
- ・障害者プラン関連施設の整備等を図る。

(2) 防災、災害復旧のための施策

- ・平成15年度を目標年次とする浸水常襲地区（約350河川）の水害対策、平成14年度を目標年次とする土砂災害の発生した危険箇所（約3000箇所）の解消対策や道路の防災対策（約56700箇所）の目標の達成に向け、整備を加速化するとともに、都市部における緊急的浸水対策を重点実施するなど、防災対策の推進を図る。
- ・最近の有珠山の火山活動、三宅島の火山活動及び新島・神津島近海等の地震活動、東海地方豪雨、鳥取県西部地震等の頻発する災害に対し、災害復旧事業等の緊急対策をできる限り早期に実施する。

(3) 住宅金融対策

住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠を5万戸追加し、60万戸とするとともに、二世帯住宅に対する融資の充実等を行う。

また、官民の適切な役割分担のもと、民間住宅ローンの一層の促進を図るための住宅融資保険制度の拡充、一次取得者等を中心に必要な公庫融資額を確保するための特別割増融資制度の延長等を行うこととし、住宅金融公庫法等の改正法案を次期通常国会に提出する。

II. 産業新生のための事業環境整備

1. ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備

(1) 企業法制の見直し

- ・株主総会運営等におけるITの活用のための措置（前掲）及びストックオプション制度の機動的効果的な活用のための付与対象者の制限や付与上限規制の見直しについて、平成14年の株主総会で実行できるよう商法の改正案を国会に提出する。
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し、純資産額規制及び出資単位規制の見直し等を含む商法の抜本的改正について、平成14年の通常国会までに遅滞なく法改正を図るべく総合的な検討を進める。

(2) 構造変化に対応した雇用システムの整備

- ・効率的・効果的な労働需給調整システムを確立するため、インターネットを活用した職業紹介の推進（前掲）を図るほか、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークについて平成13年度から運用を開始する。
- ・良好な雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進による雇用の安定を確保する等の観点から、国と地方との連携強化を図りつつ、雇用対策法等の雇用関連法律の改正案を次期通常国会に提出するとともに、雇用保険3事業の各種給付金による助成内容の重点化・体系化の見直しを行う。
- ・個人主導の能力開発への支援の強化など労働者のキャリア形成の促進に向けた具体的措置について早急に検討を行い、来

年度から実施する等ニーズに応じた人材育成・能力開発の推進を図る。

- ・ 求人増加傾向の下での求職とのミスマッチの解消を促進するため、中高年失業者等に対する求人未充足分野に係る高度な専門知識、技能の訓練機会の確保、中高年ホワイトカラーの非自発的失業者の再就職支援、高校新卒者や障害者に対する就職支援、公共職業安定所の求人情報閲覧体制の整備等の施策を推進する。
- ・ 労働者派遣については、今年度からその実態調査に着手し、派遣期間や派遣対象の在り方も含めた今後の検討の方向について、改正派遣法に基づく所要の検討を行う。

2. 創造的技術革新のための基盤整備

(1) 大学の国際競争力の強化と競争的研究資金の拡充等

- ・ 経済社会の急速な変化に対応し、国立大学の講座等の組織編成が柔軟にできるようにするための法案を次期通常国会に提出すべく検討する。
- ・ 国際的水準の高度な教育研究を推進する大学院の整備、大学の責任ある組織運営体制の確立等を図る。
- ・ 科学技術の振興を図るとともに、研究開発システムに競争原理を導入し、研究活動を活性化するため、公正かつ確かな評価に基づく競争的研究資金の拡充、研究施設、知的基盤の整備等を図る。

(2) 産学官の連携を促進する人材の流動化の推進

- ・ 国立試験研究機関における任期付任用制度について、更に弾力的な運用が可能となるよう、「若手育成型」の任期等に関して早急に検討を進める。
- ・ 産学官の間での研究者の流動性を高めるため、次期科学技術基本計画の検討を踏まえ、公的研究機関がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定するなどを検討し具体化を図る。

3. 中小企業対策

(1) 金融対策

中小企業等を巡る金融情勢は、一昨年よりも好転しているものなお厳しい状況から脱却していない中で、来年3月に期限が

到来する中小企業金融安定化特別保証制度の円滑な終了に向けて、年度内の保証需要に関し十分な保証枠を確保することにより万全の対応を行うとともに、一般信用保証制度の拡充や大型倒産、災害等のためのセーフティネットに係る対策の充実等を図る。

① 一般信用保証制度の拡充

一般信用保証制度の無担保保証の限度額を現行の5000万円から8000万円に引上げる。

② セーフティネットに係る対策の充実等

取引先企業の倒産や取引先金融機関の破綻、さらには災害等に起因して経営の安定に支障を生じる中小企業者に対する特例保証について、対象範囲を拡大する。また、政府系中小企業金融機関においても同様の貸付制度を整備し、担保徴求等につき従来以上に制度・運用を充実するほか、経営革新を支援する。さらに政府系金融機関等については、中小企業者、農林漁業者等に対する金利減免措置の延長等を行う。

(2) 中小企業のIT革命への対応支援

平成15年度を目途に電子政府の構築が進められており、中小企業についても、オープンネットワークを通じた商取引に対応できることが必要不可欠になってきている。このため、平成15年度末において、中小企業の概ね半数程度がインターネットを活用した電子商取引等を活用することを目標として、以下の措置を講じる。

- ・ ITに関する的確な知識や、中小企業におけるIT活用事例やノウハウなどを、セミナー・研修等を通じて提供するための支援を行う。(I. 1. (3) 再掲)
- ・ 技能の客観化・マニュアル化などを通じたものづくりとITの融合、商取引や物流分野のEDIシステム²²など、中小企業者向けの標準的ソフトウェア等の開発と提供及びITを活用した商業等の活性化を推進する。

²² 主に企業間の商取引や決済処理などの情報を、ネットワークを介して交換するためのシステム (Electronic Data Interchangeの略)

- ・各中小企業の経営に適したIT導入を円滑に進めるため、経営者の立場に立って、資金、情報等の経営資源の確保を支援する。

4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化

(1) 検査・監督体制の強化

インターネットを活用した金融業の進展等を受け、金融機関に対する専門性の高い検査・監督・モニタリングを一層充実するとともに、市場ルールの遵守及びコンプライアンス²³の徹底を図り、民間ノウハウを積極的に活用しつつ、検査・監督・監視体制を強化し、預金者及び市場等から信頼される揺るぎない金融システムの再構築を図る。

(2) 金融システムの安定化

自己資本の不足する金融機関については、早期是正措置等を的確に講じ、各金融機関の自助努力を促す。また、公的資本増強については、その申請期限が平成13年3月末（協同組織金融機関については平成14年3月末）までであることを念頭に置いて、金融機関の健全性の確保を図るため引き続き的確に対応する。金融システムの安定化に万全を期するため、新たに設置される危機対応勘定を含め、十分な公的資金枠を確保する。

(3) CPのペーパーレス化等

- ・CPのペーパーレス化のための法案を次期通常国会に提出する。株式、社債等各有価証券について決済の迅速化の早期実現を図るとともに、統一的なシステムでの決済を可能とするための法的整備を行う。
- ・国際的な会計基準等の動向等を踏まえた会計基準の着実な整備を図る。
- ・銀行の健全性を確保しつつ、我が国金融の活性化や利用者利便の向上を図る観点から、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について検討を進め、所要の制度改正を行う。

5. 債権流動化の促進等

今年度内を目途に債権譲渡登記のオンライン申請を可能とするとともに、債権譲渡登記に関する情報をインターネット経由で迅速に入手できるようにするための取組を早急に進める。また、中小企業の売掛債権の流動化を促進するための具体策について検討する。過剰債務を抱える企業の債務削減等による早期再建や迅速な清算が可能となるよう環境の更なる整備を図る。そのため、本年4月より民事再生法が施行されたが、今後、倒産法制の更なる改善に向けた検討に早急に着手する。サービサー²⁴による債権回収を進め、また、債権等の流動化を促進するなどの観点から、サービサー法における取扱い対象債権の範囲の見直しを行う。

これらの諸施策に加え、産業新生会議の議論を踏まえ、企業活動を支える制度を時代に即して迅速に見直し、年内に経済構造改革のための行動計画を策定する。

Ⅲ. その他

1. 税制

税制については、平成13年度改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、企業の組織再編成に係わる税制、国民生活に資する税制等、真に有効かつ適切な措置について、検討を行い、結論を得る。

また、株式譲渡益課税について、これまでの経緯を踏まえ、株式市場の役割や株式市場への影響、一般投資家の参加、公平な課税等の見地から、検討し、年度改正の中で早急に結論を得る。

2. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

日本銀行に対して、経済の自律的回復を確かなものとするため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うなど、引き続き適切かつ機動的に金融政策を運営するよう要請する。

²³ 各種法令等（公益を害する行為の禁止を含む。）の遵守

²⁴ 「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）により法務大臣の許可を得た債権回収会社

(別紙)

	事業規模	国費
社会資本整備	4.7兆円程度	2.5兆円程度
(1) IT	0.8兆円程度	
(2) 環境	0.6兆円程度	
(3) 高齢化	0.5兆円程度	
(4) 都市基盤整備	0.9兆円程度	
(5) 教育・青少年・科学技術等	0.2兆円程度	
(6) 生活基盤充実	0.6兆円程度	
(7) 防災	0.5兆円程度	
(8) 公共事業の契約前倒し	0.6兆円程度	
IT関連特別対策 (IT技能基礎講習等)	0.2兆円程度	0.1兆円程度
災害対策	0.5兆円程度	0.4兆円程度
中小企業等金融対策	4.5兆円程度	0.8兆円程度
住宅金融・雇用対策等	1.1兆円程度	0.1兆円程度
計	11兆円程度	3.9兆円程度

(出所) 内閣府ウェブ・ページ (https://www5.cao.go.jp/keizail/keizaitaisaku/keizaitaisaku_kako.html)。

8-14 「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改め、「国内総生産をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二号中「平成十四年度」を「平成十六年度」に改め、「発行する場合には、」の下に「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。)が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除き」を加え、「平成十五年度」を「平成十七年度」に改める。

第五条第一項中「平成十五年度」を「平成十七年度」に改める。

第八条第一項第二号中「平成十一年度及び」を削り、「当該各年度の前年度」を「平成十一年度」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額の平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

現下の経済情勢等にかんがみ、財政構造改革の当面の目標の年度を平成十七年度とすること等のほか、特例公債を発行する場合におけるその発行額の縮減に関し所要の規定を整備するとともに、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の量的縮減目標に関し所要の規定を整備する必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）

改 正 案	現 行
<p>(財政構造改革の当面の目標)</p> <p>第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。</p> <p>一 平成十七年度までに、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系（以下「国民経済計算の体系」という。）における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものをいう。以下同じ。）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。以下同じ。）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。</p> <p>二 平成十年度から平成十六年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。）を発行する場合には、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞（国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。）が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除きその発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出（同法第二十九条で定める補正予算（以下単に「補正予算」という。）が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）は、平成十七年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度（一般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般</p>	<p>(財政構造改革の当面の目標)</p> <p>第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。</p> <p>一 平成十五年度までに、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系（以下「国民経済計算の体系」という。）における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものをいう。以下同じ。）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。</p> <p>二 平成十年度から平成十四年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。）を発行する場合には、その発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出（同法第二十九条で定める補正予算（以下単に「補正予算」という。）が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）は、平成十五年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度（一般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）の額における公債金収入の額（同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。）の占める割合をいう。以下同じ。）を平成九年度の予算における公</p>

会計の歳入を含む。)の額における公債金収入の額(同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。)の占める割合をいう。以下同じ。)を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げること。

(財政赤字の対国内総生産比の公表)

第五条 平成十年度から平成十七年度までの間における各年度の予算及び当該各年度の地方団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第二条第二号に規定する地方団体をいう。第四十一条において同じ。)の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画(同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。第四十一条において同じ。)の国会への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。

2 (略)

(社会保障関係費の量的縮減目標)

第八条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保障関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

- 一 平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。
- 二 平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額の平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。
- 三 平成十二年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らないこと。

2 (略)

債依存度に比して引き下げること。

(財政赤字の対国内総生産比の公表)

第五条 平成十年度から平成十五年度までの間における各年度の予算及び当該各年度の地方団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第二条第二号に規定する地方団体をいう。第四十一条において同じ。)の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画(同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。第四十一条において同じ。)の国会への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。

2 (略)

(社会保障関係費の量的縮減目標)

第八条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保障関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

- 一 平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。
- 二 平成十一年度及び平成十二年の当初予算における社会保障関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らないこと。

2 (略)

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案 参照条文

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)(抄)
(財政構造改革の当面の目標)

第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

一 平成十五年度までに、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系（以下「国民経済計算の体系」という。）における中央政府の貯蓄投資差額及び地方自治体の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものをいう。以下同じ。）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。

二 平成十年度から平成十四年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。）を発行する場合には、その発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出（同法第二十九条で定める補正予算（以下単に「補正予算」という。）が作成された場合における一般会計の歳出を含む。）は、平成十五年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度（一般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）の額における公債金収入の額（同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。）の占める割合をいう。以下同じ。）を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げること。

（財政赤字の対国内総生産比の公表）

第五条 平成十年度から平成十五年度までの間における各年度の予算及び当該各年度の地方団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第二条第二号に規定する

地方団体をいう。第四十一条において同じ。）の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画（同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。第四十一条において同じ。）の国会への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。

2 (略)

（社会保障関係費の量的縮減目標）

第八条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保障関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

一 平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。

二 平成十一年度及び平成十二年の当初予算における社会保障関係費の額は、当該各年度の前年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らないこと。

2 (略)

（出所）財政制度審議会企画・法制合同部会及び総会（第1回）平成10年5月11日配付資料(3)「財政構造改革法の一部改正案について」（「財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」）（財政制度審議会『平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編』49-57ページ）。

8-15 「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律

（平成10年12月18日公布）

財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号。附則第十条、第十三条、第十五条、第十七条及び第十九条の

規定を除く。)は、別に法律で定める日までの間、その施行を停止する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 財政構造改革の推進に関する特別措置法の再施行のために必要な措置については、この法律が施行された後の我が国の経済並びに国及び地方公共団体の財政の状況等を踏まえて講ずるものとする。

理 由

我が国の厳しい経済情勢を踏まえ、財政構造改革を推進するという基本的考え方は守りつつ、我が国の経済の回復を図るため、財政構造改革の推進に関する特別措置法の施行を停止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律案 参照条文

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政構造改革の推進に関する国の責務、財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間(平成十年度から平成十二年度までの期間をいう。以下同じ。)における国の一般会計の主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めることを目的とする。

(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現する

ことが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

(財政構造改革の推進に関する国の責務)

第三条 国は、前条の趣旨ののっとり、財政構造改革を推進する責務を有する。

(財政構造改革の当面の目標)

第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

- 一 平成十七年度までに、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額(国際連合の定めた基準に準拠して経済企画庁が作成する国民経済計算の体系(以下「国民経済計算の体系」という。)における中央政府の貯蓄投資差額及び地方府の貯蓄投資差額を合算した額であって、零未満のものを用いる。以下同じ。)を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産(国民経済計算の体系における国内総生産をいう。以下同じ。)の額で除して得られる数値(次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。)を百分の三以下とすること。

- 二 平成十年度から平成十六年度までの間の各年度に国の一般会計において特例公債(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債であって、一会計年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。)を発行する場合には、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞(国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。)が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除きその発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出(同法第二十九条で定める補正予算(以下単に「補正予算」という。)が作成された場合における一般会計の歳出を含む。)は、平成十七年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもってその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度(一

般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）の額における公債金収入の額（同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。）の占める割合をいう。以下同じ。）を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げること。

（財政赤字の対国内総生産比の公表）

第五条 平成十年度から平成十七年度までの間における各年度の予算及び当該各年度の地方団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第二条第二号に規定する地方団体をいう。第四十一条において同じ。）の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画（同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。第四十一条において同じ。）の国会への提出後、遅滞なく、大蔵大臣及び自治大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。

2 大蔵大臣及び自治大臣は、前項に規定する各年度における国民経済計算の体系における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額が公表された場合においては、遅滞なく、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比を計算して、公表するものとする。

（国の財政運営の当面の方針）

第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額（一般会計の歳出の額から国債費（国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。）の額、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。）を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対

象とした改革を推進することを当面の方針とする。

- 一 行政の各分野において国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと。
- 二 行政の各分野において国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと。
- 三 国及び地方公共団体の施策により国民の受ける利益の水準とそれに要する費用を支弁するための国民の負担の水準との間の衡平を図ること。
- 四 活力ある経済社会を創出すること。
- 五 財政資金を効率的に配分すること。
- 六 国民負担率（一会計年度において国の収入となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共団体の収入となる租税の額を合算した額、当該会計年度における国民経済計算の体系における社会保障負担の額及び一般政府の無基金雇用者福祉帰属負担の額を合算した額並びに当該会計年度における国及び地方公共団体の財政赤字額を零から差し引いた額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。）を百分の五十を上回らないように抑制すること。

2 政府は、平成十年度の当初予算（補正予算及び財政法第三十条で定める暫定予算以外の予算をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、一般歳出の額が平成九年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようにするものとする。

第二章 各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

第一節 社会保障

（社会保障関係費に係る改革の基本方針）

第七条 政府は、社会保障制度の構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営することが可能な社会保障制度の構築を図るため、社会保障制度の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにより、人口構造の高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をできる限り抑制するも

のとする。

- 2 前項に規定する社会保障関係費とは、生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失業対策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(社会保障関係費の量的縮減目標)

第八条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保障関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

- 一 平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。
- 二 平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額を平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。
- 三 平成十二年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らないこと。

- 2 前項の場合において、社会保障関係費の範囲は、集中改革期間の各年度の当初予算で定める。ただし、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の範囲は、平成十年度の当初予算で定める。

(医療保険制度改革に関する検討)

第九条 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十二年度までのできるだけ早い時期に、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）その他の法律に基づく医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、平成十二年度までに、一定額以上の収入等を有する高齢者に対する老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療給付等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改革に関する検討)

- 第十条 政府は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び共済各法（国民年金法第五条第一項第二号から第五号までに掲げる法律をいう。）（以下「厚生年金保険法等」という。）に基づく年金たる給付に係る保険料等についての将来の世代における負担の抑制を図るため、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算（厚生年金保険法第八十一条第四項に規定する再計算等厚生年金保険法等の規定に基づく保険料率等の再計算をいう。第三項において同じ。）に当たり、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 主として高齢者が長期にわたり療養を行う医療施設その他の施設に入所している者に対する年金たる給付の在り方
 - 二 年金の額の改定の方法
 - 三 事業所に使用される六十五歳以上の者に対する年金たる給付の在り方
 - 四 年金たる給付を受ける権利を有する者（次項において「受給権者」という。）となる年齢
 - 五 年金たる給付の水準
 - 六 その他将来の世代の負担の抑制を図るための措置（次項に規定する措置を除く。）

- 2 政府は、平成十二年度までに、給付と負担の適切な関係を維持することが年金制度の円滑な運営に必要なことに配慮しつつ、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、一定額以上の収入等を有する受給権者に対する厚生年金保険法等による年金たる給付の額の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 3 政府は、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算に当たり、世代間及び世代内の負担の公平の観点から、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保険料率等に関し、厚生年金保険法第八十一条第六項及び国民年金法第八十七

条第五項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方

二 厚生年金保険法等に基づく年金たる給付に係る保険料及び掛金の賦課の対象となる報酬の範囲

(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十一条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八条第一項に掲げる量的縮減目標及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成十年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用（以下この条において「年金事業等の事務費」という。）の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

(雇用保険制度の見直し)

第十二条 政府は、平成十年度当初予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第三十七条の二に規定する高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、同法に基づく失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二節 公共投資

(公共事業予算に係る改革の基本方針)

第十三条 政府は、公共事業に係る予算について、経済構造改革を早急に推進する必要性、行政の各分野における国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点を踏まえ、重点化及び効率化を図るものとする。

(公共投資関係費の量的縮減目標)

第十四条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が

平成九年度の当初予算における公共投資関係費の額に百分の九十三を乗じた額を上回らないようにするものとする。

- 2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにするものとする。
- 3 前二項に規定する公共投資関係費とは、国、地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業（国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。）及び官公庁施設の建設等の事業（財政法第四条第一項ただし書に規定する公共事業費に該当するものに限る。）に関し一般会計予算に計上される経費をいう。
- 4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における公共投資関係費の範囲について準用する。

(公共事業に関する計画における事業の量の実質的縮減)

- 第十五条 政府は、公共事業に関する計画（公共事業に関し事業の実施の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であって、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。以下同じ。）のうちこの法律の施行の際現に存する平成八年度以前の年度を始期とするもの（住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）第四条第一項に定める住宅建設五箇年計画及び計画の終期を平成九年度とするものを除く。）について、前条の趣旨及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標を踏まえ、当該各計画を、当該各計画に定める事業の量を変更することなく当該各計画における期間に比して長期の期間の計画に改定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量（当該各計画に定める事業の量を当該各計画の期間の年数で除して得た量をいう。次項において同じ。）を縮減するものとする。
- 2 政府は、公共事業に関する計画であって平成九年度を始期とするもの（以下この項において「当該各計画」という。）について、前条の趣旨及び第四条に規定する財政

構造改革の当面の目標を踏まえ、長期的視点に立って、当該各計画の期間については当該各計画と同一の公共事業の分野における平成八年度を終期とする各計画における期間に比し長期の期間とするとともに当該各計画の事業の量については前項の趣旨を参酌して策定するものとし、これにより、一箇年当たり平均事業量を抑制するものとする。

第三節 文教

(文教予算に係る改革の基本方針)

第十六条 政府は、文教予算(学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図る等のための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。)について、児童又は生徒の数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方公共団体との適切な役割分担等の観点から、義務教育及び国立学校に対する一般会計の負担並びに私立学校に対する助成等の在り方について見直し、抑制するものとする。

(一般会計からの国立学校特別会計への繰入れ及び私立学校に対する助成の総額の量的縮減目標)

第十七条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)第三条第二項の規定による一般会計からの繰入金額が当該各年度の前年度の当初予算における同項の規定による一般会計からの繰入金額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第四条及び第九条の規定による私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金並びに同法第十条の規定による私立学校に対する国の補助金(私立学校の経常的経費に充てるための国の補助金に限る。)の総額が当該各年度の前年度の当初予算におけるこれらの規定による補助金の総額を上回らないようにするものとする。

(公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担の抑

制)

第十八条 第十六条の趣旨を踏まえるとともに第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、附則第二十四条の規定による改正前の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第十四号)附則第二項から第五項までに規定する学級編制及び教職員定数の標準に関し、これらの規定による経過措置の終了に伴い国及び地方公共団体が講ずるものとされる財政上の措置については、平成十二年度までの間に講ずるものとし、これにより、公立義務教育諸学校等の教職員の給与費等に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

第四節 防衛

(防衛関係費に係る改革の基本方針)

第十九条 政府は、我が国の安全保障上の観点と経済事情及び財政事情等を勘案し、防衛関係費について、節度ある防衛力の整備を行う必要があることを踏まえつつ、財政構造改革の推進の緊要性に配慮して、抑制するものとする。

2 前項に規定する防衛関係費とは、自衛隊の管理及び運営並びにこれに関する事務、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務並びに安全保障会議の事務に関するものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(防衛関係費の量的縮減目標)

第二十条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、防衛関係費(日米安全保障協議委員会の下に設置された沖縄県に所在するアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域に関連する諸問題を検討するための特別行動委員会において取りまとめられ、同協議委員会において承認された沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の施設及び区域の整理、統合及び縮小並びに沖縄県におけるアメリカ合衆国軍隊の運用の方法の調整方針に係る計画及び措置を実

施するため必要となる経費（第三項において「特別行動委員会関係経費」という。）を除く。以下この条において同じ。）の額が当該各年度の前年度の当初予算における防衛関係費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 前項に規定する日米安全保障協議委員会とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき、日本国政府とアメリカ合衆国政府の間の相互理解を促進することに役立つとともに安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するような問題であって安全保障問題の基盤をなすもののうち、安全保障問題に関するものを検討するために設置された特別の委員会をいう。
- 3 第八条第二項の規定は、第一項の場合における防衛関係費及び特別行動委員会関係経費の範囲について準用する。

第五節 政府開発援助

（政府開発援助に係る改革の基本方針）

第二十一条 政府は、政府開発援助について、その量的拡充が国際的に顕著なものとなっている一方で、我が国の財政が危機的状況にあることを踏まえ、その量的拡充から質の向上への転換を図るものとする。

- 2 前項に規定する政府開発援助とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 開発途上にある海外の地域等（以下この号において「開発途上地域等」という。）における経済及び社会の開発又は人道支援に寄与し、もって国際協力の促進に資することを目的として、政府が直接又は間接に開発途上地域等に対して行う協力のうち次に掲げるもの（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 技術協力
 - ロ 無償の資金供与による協力
 - ハ 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域等にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付けられているものに限る。）
 - ニ イからハマでに掲げるもののほか、この号の目的を達成するため必要な協力

二 前号の目的を達成するための活動に携わる国際機関等に対して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け（同号ハの条件が付けられているものに限る。）であって、同号の目的達成に係るもの

- 三 前二号に掲げるものに係る調査、研究、企画、立案、実施等に直接又は間接に関連する事務
（政府開発援助費の量的縮減目標）

第二十二條 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が平成九年度の当初予算における政府開発援助費の額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

- 2 政府は、平成十一年度及び平成十二年の当初予算を作成するに当たり、政府開発援助費の額が当該各年度の前年度の当初予算における政府開発援助費の額を下回るようにするものとする。
- 3 前二項に規定する政府開発援助費とは、前条第二項に掲げるものに関し一般会計予算に計上される経費をいう。
- 4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における政府開発援助費の範囲について準用する。

第六節 農林水産

（農林水産関係予算に係る改革の基本方針）

第二十三條 政府は、農林水産業の担い手に対して農林水産業に関する施策を集中的に行い、市場原理の一層の導入等を図ることにより、農林水産関係予算（農林水産業の改良発達及び農林漁家の福祉の増進並びに国民食糧の安定的供給を図るための行政事務及び事業を遂行するため、国の予算に計上される経費をいう。）について、重点化及び効率化を図るものとする。

（主要食糧関係費の量的縮減目標）

第二十四條 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、主要食糧関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 前項に規定する主要食糧関係費とは、主要食糧の計画的な流通を確保するための措置、政府による主要食糧の買入れ、輸入及

び渡渡しの措置並びに主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

- 3 第八条第二項の規定は、第一項の場合における主要食糧関係費の範囲について準用する。

第七節 科学技術

(科学技術振興費に係る改革の基本方針等)

第二十五条 政府は、科学技術基本法(平成七年法律第三十号)第九条第一項に規定する科学技術基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に関する経費等を極力抑制するとともに、同計画について、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

- 2 政府は、科学技術振興費について、当該経費に係る研究開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。
- 3 前項に規定する科学技術振興費とは、国の試験研究機関、大学、民間等において行われる研究開発に関し、主として科学技術の振興を図るために必要なものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(科学技術振興費の量的縮減目標)

第二十六条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が平成九年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね百分の百五を乗じた額を上回らないようにするものとする。

- 2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額の当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に対する増加額をできる限り抑制するものとする。
- 3 第八条第二項の規定は、前二項の場合における科学技術振興費の範囲について準用する。

(研究開発機関等の統合又は廃止に関する計画の作成)

第二十七条 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関、特別の法律により特別の

設立行為をもって設立された法人(以下「特殊法人」という。)等であって研究開発を目的とするもの及び特殊法人等に属する研究所等の統合又は廃止に関する計画を作成するものとする。

第八節 エネルギー対策

(エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第二十八条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定への繰入金の額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地対策及び電源多様化対策の一層の効率化を行うものとする。

(エネルギー対策費の量的縮減目標)

第二十九条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、エネルギー対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等のため、原子力及びエネルギー技術の研究開発の促進並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

- 3 第八条第二項の規定は、第一項の場合におけるエネルギー対策費の範囲について準用する。

第九節 中小企業対策

(中小企業対策費に係る改革の基本方針)

第三十条 政府は、中小企業対策費について、中小企業等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直すものとする。

- 2 前項に規定する中小企業対策費とは、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る施策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(中小企業対策費の量的縮減目標)

第三十一条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、中小企業対策費の額が当該各年度の前年度の

当初予算における中小企業対策費の額を上回らないようにするものとする。

- 2 第八条第二項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用する。

第十節 人件費

(人件費の抑制)

第三十二条 政府は、集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費（国家公務員以外の者に係る人件費に対する国の補助及び負担に要する費用を含む。）の総額を極力抑制するものとする。

第十一節 その他の事項に係る経費 (その他の事項に係る経費の抑制)

第三十三条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七条、第十四条、第十七条各項、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第二十九条、第三十条及び前条に規定する経費以外の経費（以下この条において「その他の事項に係る経費」という。）の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

第十二節 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第三十四条 国は、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金、負担金、交付金（国以外の者が実施する特定の事業等に要する費用の財源の配付を目的として国が交付する給付金をいう。）、補給金（国以外の者が事業等を実施するための経費について不足を生ずる場合にその不足を補うために国が交付する給付金をいう。）、委託費（国の事業等を国以外の者に委託する場合に国が交付する給付金をいう。）その他相当の反対給付を受けないで国が交付する給付金であって政令で定めるもの（以下「補助金等」という。）に関する見直しを行うものとする。

（地方公共団体に対して交付される補助金

等の削減等）

第三十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等（次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。）については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二 災害救助又は災害復旧に係るもの

三 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

四 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととしているものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、その他補助金等（一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。以下この条において同じ。）の額の各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算におけるその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合におけるその他補助金等の範囲について準用する。

（特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等）

第三十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であって特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人（次条において「特殊法人等」という。）に対して交付されるものについては、交付の対

象となる事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

(地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等の削減等)

第三十七条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る国の責務に関するもの

二 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

三 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととしているものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、一般会計予算に計上される補助金等であって地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、前項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算における同項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の補助金等の範囲について準用する。

(補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置)

第三十八条 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、補助金等の交付の決定に関し次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 補助金等の交付の目的等に応じ、当該

補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限を定めること。

二 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等の交付の決定の概要等を公表することとし、公表に係る具体的方法等について定めるとともに、補助金等における予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努めること。

第三章 地方財政の健全化

(財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務)

第三十九条 地方公共団体は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国の財政構造改革の推進に関する施策に呼应し、及び並行して、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

(地方公共団体に対する行財政上の措置)

第四十条 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(地方一般歳出の額の抑制等のための措置)

第四十一条 政府は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額(地方財政計画に記載された地方団体の歳出総額の見込額から当該見込額のうち地方債の利子及び元金償還金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。次項において同じ。)が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成十年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成九年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、財政構造改革の実施状況等を勘案し、

国及び地方公共団体の財政の在り方について検討を加え、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成のため必要があると認めるときは、更なる歳出の改革と縮減のための措置を講ずるものとする。

(港湾整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の港湾整備緊急措置法（以下この項において「新港湾整備法」という。）第三条第一項の港湾整備七箇年計画（以下この条において「新計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の港湾整備緊急措置法第三条第一項の港湾整備五箇年計画（以下この条において「旧計画」という。）を新計画とみなして、新港湾整備法第四条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている五箇年間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において七箇年間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

2 旧計画に係る港湾整備事業で既に行ったものについては、新計画に係る港湾整備事業で既に行ったものとみなす。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（以下この条において「新交通安全施設整備法」という。）第四条の総合交通安全施設等整備事業七箇年計画（以下この条において「新総合計画」という。）が作成されるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（以下この条において「旧交通安全施設整備法」という。）第四条の総合交通安全施設等整備事業五箇年計画（以下この条において「旧総合計画」という。）を新総合計画とみなして、新交通安全施設整備法第九条第二項及び第十一条の規定を適用する。この場合において、旧総合計画に定められている五箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項は、新総合計画において七箇

年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。

2 新交通安全施設整備法第七条第一項の特定交通安全施設等整備事業七箇年計画（以下この条において「新特定計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する旧交通安全施設整備法第七条第一項の特定交通安全施設等整備事業五箇年計画（以下この条において「旧特定計画」という。）を新特定計画と、旧交通安全施設整備法第八条第一項の実施計画を新交通安全施設整備法第八条第一項の実施計画とみなして、新交通安全施設整備法第七条第五項、第八条から第十条まで及び第十二条の規定を適用する。この場合において、旧特定計画に定められている五箇年間に行うべき特定交通安全施設等整備事業の実施の目標及び特定交通安全施設等整備事業の量は、それぞれ新特定計画において七箇年間に行うべき特定交通安全施設等整備事業の実施の目標及び特定交通安全施設等整備事業の量として定められたものとみなす。

3 前項の規定により新交通安全施設整備法第七条第五項の規定を適用する場合には、旧総合計画を新総合計画と、この法律の施行の際現に存する旧交通安全施設整備法第六条第一項の道路の指定を新交通安全施設整備法第六条第一項の道路の指定とみなす。この場合において、旧総合計画に定められている五箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項は、新総合計画において七箇年間に実施すべき交通安全施設等整備事業に関する事項として定められたものとみなす。

4 旧総合計画に係る交通安全施設等整備事業又は旧特定計画に係る特定交通安全施設等整備事業で既に実施したものについては、それぞれ新総合計画に係る交通安全施設等整備事業又は新特定計画に係る特定交通安全施設等整備事業で既に実施したものとみなす。

(下水道整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の下水道

整備緊急措置法（以下この項において「新下水道整備法」という。）第三条第一項の下水道整備七箇年計画（以下この条において「新計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の下水道整備緊急措置法第三条第一項の下水道整備五箇年計画（以下この条において「旧計画」という。）を新計画とみなして、新下水道整備法第四条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている五箇年間に
 行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において七箇年間に
 行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

- 2 旧計画に係る下水道整備事業で既に行ったものについては、新計画に係る下水道整備事業で既に行ったものとみなす。

（都市公園等整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 前条の規定による改正後の都市公園等整備緊急措置法（以下この項において「新都市公園整備法」という。）第三条第一項の都市公園等整備七箇年計画（以下この条において「新計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の都市公園等整備緊急措置法第三条第一項の都市公園等整備五箇年計画（以下この条において「旧計画」という。）を新計画とみなして、新都市公園整備法第四条及び第五条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている五箇年間に
 行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において七箇年間に
 行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

- 2 旧計画に係る都市公園等整備事業で既に行ったものについては、新計画に係る都市公園等整備事業で既に行ったものとみなす。
 （廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の廃棄物処理施設整備緊急措置法（以下この項において「新廃棄物処理施設整備法」という。）第三条第一項の廃棄物処理施設整備

事業の計画（以下この条において「新計画」という。）が定められるまでの間は、この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の廃棄物処理施設整備緊急措置法第三条第一項の廃棄物処理施設整備事業の計画（以下この条において「旧計画」という。）を新計画とみなして、新廃棄物処理施設整備法第四条の規定を適用する。この場合において、旧計画に定められている平成十二年度までの間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量は、それぞれ新計画において平成十四年度までの間に行うべき事業の実施の目標及び事業の量として定められたものとみなす。

- 2 旧計画に係る廃棄物処理施設整備事業で既に行ったものについては、新計画に係る廃棄物処理施設整備事業で既に行ったものとみなす。

（出所）財政制度審議会総会（第4回）及び法制部会（第2回）合同会議 平成10年11月27日 配付資料(4)「財政構造改革法の凍結法案について」（財政制度審議会『平成10年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会編』314-335ページ）。

8-16 「金融システムの安定化のための緊急対策について」

- 金融機関の相次ぐ破綻により、預金者に不安と動揺が広がるとともに、我が国の金融システムに対する内外の信頼が大きく揺らぎかねない状況にある。
- これに対し、金融システムに対する信頼を一刻も早く回復させ、経済全体が危機に陥る事態を防ぐための時限的な緊急対策として、預金の全額保護の徹底を図る体制を整備するとともに、金融危機時において金融機関の自己資本充実を図ることにより金融システムを守るための制度を創設することとする。
- このため、10兆円の国債と20兆円の政府保証、あわせて30兆円の公的資金を活用できるような措置し、預金者保護と金融システムの安定化に万全を期すこととする。

1. 預金の全額保護のための体制整備（預金保険法改正）

(1)趣旨

全ての金融機関における預金の全額保護の徹底を図るため、信用組合のみならず、一般金融機関全体を対象として、公的資金により預金保険機構の財政基盤の強化を図るとともに、破綻処理の受皿銀行となる整理回収銀行の機能の拡充及び預金保険機構における不良資産の回収体制の強化を図る。

(2)具体的な措置

①特別勘定の統合

預金の全額保護を図るため、2001年3月末までの時限措置として設けられた特別勘定について、一般金融機関と信用組合の区分を廃止し、全ての金融機関を対象とした一つの特別の勘定（特例業務勘定）に統合する。

②預金保険機構の財政基盤の強化

(イ) 7兆円の国債を預金保険機構の特例業務勘定に交付し、破綻処理に伴い発生する損失（特別保険料で賄えない破綻金融機関の債務超過相当分、及び買取った資産から2次的損失が発生した場合のその損失分等）について、国債の償還金（現金化）により補填できることとする。

(ロ) 特例業務勘定における資金調達が行われるよう、日銀等からの借入れに加え債券発行機能を付与するとともに、借入れ等に対し10兆円の政府保証限度枠を措置し、これにより調達した資金で破綻金融機関の資産の買取り等を行えることとする。

③整理回収銀行の機能の拡充

整理回収銀行を、信用組合のみならず一般金融機関の受皿銀行としての機能も果たせるようその機能を拡充する。これにより、一般金融機関の破綻処理において他に受皿銀行が見出せない場合においても、預金者が保護される仕組みが整うこととなる。

④預金保険機構の回収体制の強化

預金保険機構において、これまで住宅金融債権管理機構の貸付債権の回収

業務に限り認められていた罰則付立入調査権を、破綻した金融機関の貸出債権の回収業務にも拡大する等、預金保険機構の回収体制の強化を図る。

(注) これに関連し、預金保険機構において、破綻に関する厳格な責任追及を行うための体制を整備する予定。

2. 金融危機時における金融システム安定化のための制度創設（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律案（仮称））

(1)趣旨

金融の危機的な状況に対処するための緊急措置として、公的資金を活用して金融機関の発行する優先株等を引き受け、金融機関の自己資本を充実させることにより、金融システムの安定化を図る。その際、個別金融機関の救済とならないよう、厳正な審査基準に基づいて審査機関が審査・議決を行う。

(2)具体的な措置

①新たな勘定の設置

預金保険機構に新たな勘定（金融危機管理勘定（仮称））を設置し、2001年3月末までの間、金融機関の発行する優先株等を引き受けることを可能とする。

優先株等の引受けの業務は整理回収銀行に委託して行う。

②財政上の措置

(イ) 預金保険機構の金融危機管理勘定に3兆円の国債を交付し、優先株等の引受け、及び優先株等の売却等に伴い損失が発生した場合のその損失の補填等について、国債を現金化して充てられることとする。

(ロ) 金融危機管理勘定における日銀等からの借入れ等による資金調達が円滑に行われるよう、10兆円の政府保証限度枠を設ける。

③公正・中立な審査機関の設置

優先株等の引受けが厳正に行われるよう、法律に基づき、機構に審査機関を設置する。その構成員は、民間の有識者3名（両議院の同意を得て内閣が任命）及び大蔵大臣、金融監督庁長官、

日銀総裁、預金保険機構理事長の7名とする。

優先株等の引受けに当たっては、同審査機関は厳正な審査基準に基づき審査し、全員一致で議決する。また、審査機関での議決の後、閣議にかけて、決定しなければならない。

なお、透明性を高めるため、議事録等は公表する。

④審査基準

審査機関が定める審査基準は、個別金融機関の救済とならないよう、次の事項を含むものでなければならない。

(イ) 破綻処理における受皿金融機関の場合

- ・ 受皿金融機関となることで悪化した自己資本を改善しなければ、信用秩序の維持及び地域経済の安定に大きな支障が生じるおそれがあること

(ロ) 一般の金融機関の場合

- ・ 経営の状況が著しく悪化していない金融機関について、優先株等の引受けにより自己資本が改善されなければ、我が国の信用秩序の維持と国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じることとなる事態として次のいずれかの事態が生じるおそれがあること

① 金融機関の内外の金融市場における資金調達が極めて困難な状況に至るなどにより、我が国の金融の機能に著しい障害が生じる事態

② 金融機関の連鎖的な破綻を発生させることになるなどにより、当該地域・分野の経済活動に著しい障害が生じる事態

- ・ 優先株等の引受けが発行金融機関の経営再建を目的として行われるものではなく、信用秩序の維持を目的とするものであること
- ・ 発行金融機関が破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないこと、また、相当期間経過しても処分することが著しく困難であると認められる場合でないこと

⑤健全性確保のための計画

優先株等の発行金融機関は、次の事項を含む経営の健全性確保のための計画を提出しなければならない。審査機関はこれを適当と認める場合でなければ議決を行えないものとする。引受けが決定されたときは、これを公表する。

- ・ 経営の合理化及び健全な経営体制の確保に関すること
- ・ 財産の状況の健全性の確保に関すること
- ・ その他業務の健全かつ適切な運営の確保に関すること

(出所) 財政制度審議会法制部会(第2回)

平成10年1月14日配付資料(12)「金融システムの安定化のための緊急対策について」(財政制度審議会『平成9年度財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編』421-423ページ)。

8-17 「銀行の自己査定(試行)の集計額について」

◆銀行の自己査定(試行)の集計額について

大蔵省は、1月12日、「銀行の自己査定(試行)の集計額について」を発表した。その内容は以下のとおり。

1. 概要

一般、各銀行が本年4月の早期是正措置の実施に向けて試行的に行っている資産の自己査定の状況の報告を求めたところであるが、今般、公的資金の活用を含む金融システムの安定化のための緊急対策が取りまとめられ、国会における審議が予定されていることを踏まえ、不良債権問題についての国民間での論議の参考に供するため、各銀行の計数を集計して、公表するものである。

その概要は、以下のとおりである。(詳細は別紙⁽¹⁾。)

[1 出所における表記のとおり。]

- 総与信額 624兆8,640億円
- うち、I分類(総与信額からII分類、III

- 分類、Ⅳ分類の与信の額を控除したもの)
548兆1,560億円
- Ⅱ分類（個別に適切ナリスク管理を必要とすると判断された与信の額）*
65兆2,890億円
- Ⅲ分類（最終の回収について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失発生時、その損失額について合理的な推計が困難な与信の額）
8兆7,240億円
- Ⅳ分類（回収不可能または無価値と判定される与信の額）
2兆6,950億円

*：Ⅱ分類は、以下の点に特に留意する必要がある。

- Ⅱ分類には、各金融機関において債権管理上注意を怠らなければ、損失が発生しない債権が多数含まれていること。
- Ⅱ分類は、各金融機関において個別に適切ナリスク管理が必要であると判断した与信であり、こうした与信の選定と管理の基準は各金融機関の経営方針により相当異なること。

と。

2. 本集計額についての留意点

本集計額は、下記問題のあるところを前提として集計を行ったものであることに十分留意する必要がある。

- (1) 本集計額的前提となる自己査定は、昨年3月に大蔵省大臣官房金融検査部において公表した資産査定的基本的な考え方を参考としつつ、各行がそれぞれの独自の判断基準を加味して行うものであり、金融機関間で分類の方法等について質的な差があり得る。
- (2) 本集計額的前提となる自己査定は、各行が本年4月の早期是正措置の実施に向けて試行的に行っているものであり、対象となる資産の範囲や自己査定に係る内部統制についての監査法人による関与も緒についたところであるとともに、当局としてもこの計数の精度について何らの確認を行ったものではない。
- (3) この自己査定は、平成9年3月末から9月末までのいずれかの時点を行行が任意に選択して行ったものであり、ある一定の時点における計数ではない。
- (4) この自己査定は、一部の銀行を除き、中間期決算において償却・引当がなされる前の計数であり、その後、中間期決算時に各行において企業会計原則ののっとりて償却・引当がなされている。

銀行の自己査定（施行）の集計額について

	総与信額				
	うちⅠ分類	うちⅡ分類	うちⅢ分類	うちⅣ分類	
都長信銀	431兆6,820億円	377兆3,470億円	45兆3,020億円	6兆9,310億円	2兆1,030億円
地方銀行	139兆1,530億円	124兆6,920億円	13兆600億円	9,980億円	4,030億円
第二地方銀行	54兆280億円	46兆1,180億円	6兆9,270億円	7,940億円	1,890億円
合計	624兆8,640億円	548兆1,560億円	65兆2,890億円	8兆7,240億円	2兆6,950億円

(注1) 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

(注2) Ⅱ分類は、以下の点に特に留意する必要がある。

- ① Ⅱ分類には、各金融機関において債権管理上注意を怠らなければ、損失が発生しない債権が多数含まれていること。
- ② Ⅱ分類は、各金融機関において個別に適切ナリスク管理が必要であると判断した与信であり、こうした与信の選定と管理の基準は各金融機関の経営方針により相当異なること。

(注3) 本集計額は下記問題のあることを前提として集計を行ったものであることに十分留意する必要がある。

- ① 本集計額の前提となる自己査定は、昨年3月に大蔵省大臣官房金融検査部において公表した資産査定のための基本的な考え方を参考としつつ、各行がそれぞれの独自の判断基準を加味して行うものであり、金融機関間で分類の方法等について質的な差があり得る。
- ② 本集計額の前提となる自己査定は、各行が本年4月の早期是正措置の実施に向けて試行的に行っているものであり、対象となる資産の範囲や自己査定に係る内部統制についての監査法人による関与も緒についたところであるとともに、当局としてもこの計数の精度について何らの確認を行ったものではない。
- ③ この自己査定は、平成9年3月末から9月末までのいずれかの時点を行って各行が任意に選択して行ったものであり、ある一定の時点における計数ではない。
- ④ この自己査定は、一部の銀行を除き、中間期決算において償却・引当がなされる前の計数であり、その後、中間期決算時に各行において企業会計原則に則って償却・引当がなされている。

(出所) 日本銀行『日本銀行月報』1998(平成10)年3月号37-38ページ

8-18 「金融制度調査会 金融システム安定化委員会の審議経過報告」

平成7年9月27日

金融システム安定化委員会においては、金融機関の不良債権問題を早期に解決していくための諸方策について、7月4日の第1回会合以来鋭意検討を行ってきた。今後、更に諸方策の具体化に向けての審議を継続し、年末までには最終とりまとめを行う予定であるが、以下はこれまでの審議の経過を整理し、今後の検討の参考とするものである。

1 不良債権の現状

- (1) 金融機関の不良債権は、ひとたびその処理を誤れば経済全体を不安定化させかねないという意味で、我が国経済の先行きに不透明感をもたらしめている。また、金融機関が経済社会のリスクを消化し、融資機能を適切に果していくことは、我が国経済の持続的な発展のため不可欠の前提である。こうした意味で、金融機関の不良債権の早期処理は現下の喫緊の課題である。
- (2) 我が国金融機関の不良債権の総額(破綻先債権、延滞債権及び金利減免等債権の合計額)は、95年3月末時点で40兆円程度と推計される。但し、我が国においては間接金融のウェイトが高く、金融機関の貸出残高が米国の2倍超、英仏独の合計額とほぼ同等の規模を有しているため、貸出残高に占める不良債権額の比率では米国における最近の事例(91年)とほぼ同等と見ることができると留意する必要がある。

- (3) また、約40兆円の不良債権の全額について今後処理を要する訳ではない。因みに主要21行をみると、不良債権処理を積極化した結果、破綻先債権・延滞債権(95年3月末 約12.5兆円)のうち今後処理を要する額は、93年3月末にくらべ半額(約3.2兆円)まで減少している。また、全国銀行協会加盟行(150行)の業務純益は94年度4.5兆円、貸倒引当金は7.3兆円、株式の含み益は十数兆円であり、金融機関全体として見れば不良債権の問題を克服する能力を持っていると言える。更に、これまで懸案となっていた個別金融機関の経営を巡る大きな問題の処理にも目処が立つこととなった。

- (4) これらの点を踏まえると、金融機関の不良債権問題については、関係者の厳しい努力が前提ではあるが、金利減免等債権の処理を含め本格的な取組みを行う基盤が整ったと考えられる。

2 不良債権問題の背景と今後のあり方

- (1) 80年代後半、マクロ的に見た資金余剰の下で金融自由化が進展し、各金融機関は従来以上に融資態度を積極化させた。この過程で資産価値の極端な上昇と下落が発生したことにより、各金融機関は多額の不良債権を抱えることとなった。こうした金融自由化の進展の過程は、金融機関にとってリスクの増加する過程でもあり、各金融機関は経営の健全性確保に一層努めるべきであったが、実際には十分な対応がなされたとは言い難い。また、監督当局としても、

自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い新しい金融システムを早急に構築しておくべきであった。

- (2) 以上のような問題は欧米諸国においても金融自由化の過程で同様に生じたが、既に一部の国ではそれを克服するに至っている。金融自由化の実践の段階を迎えた我が国においても、新しい金融システムの構築に向けた構造的対応が必要であり、ディスクロージャーの一層の促進等による金融機関経営の健全性確保や預金者の自己責任原則の確立を図る必要がある。また、市場機能を補完するものとして、監督当局が金融機関経営の早期是正を促していくことや、金融機関が破綻した場合の透明性ある破綻処理方法の整備及び預金保険制度の拡充も重要である。
- (3) 一方、不良債権の早期処理が現下の喫緊の課題であることから、今後概ね5年以内の出来るだけ早期に不良債権の果敢かつ迅速な処理が求められており、その間における金融システムの安定性の確保を図るため、現行制度の枠組みを超えた特別の対応も必要となろう。

3 不良債権のディスクロージャー

- (1) 不良債権のディスクロージャーは、主要21行においては96年3月期より破綻先債権・延滞債権に加え金利減免等債権についても開示が行われることとなるが、他の金融機関についても信用秩序に与える影響等に配慮しつつこれを更に推進し、概ね5年以内の出来るだけ早期に預金者に自己責任を問うる環境を整備する必要がある。
- ① その他の普通銀行については、少なくとも海外に支店、現地法人を設けているものは96年3月期から延滞債権額までの開示を行うこととされているが、このうち地方銀行協会加盟行については96年3月期から一律に延滞債権額までの開示を行うことが望ましい。また、より多くの金融機関が金利減免等債権の開示も含め自発的に開示範囲の拡大に努めることが適当である。
- ② 協同組織金融機関についても積極的取り組みが求められるところであり、少なくとも一定規模以上の信用金庫について

は96年3月期から破綻先債権額の開示を行うことが望ましい。

また、信用組合については、組合員への開示の充実を図るとともに、一般の預金者への開示についても員外者の利用実態等に応じて段階的かつ着実に推進していく必要がある。

- (2) なお、個別金融機関がディスクロージャーを推進していく過程においても、行政当局が不良債権についての実態把握に努め、不良債権処理を進めていく上での議論の素材を提供していくことが適当である。

4 不良債権処理及び破綻処理の方法

- (1) 不良債権の処理は金融機関の自助努力により対応すべきものであり、各金融機関における最大限の合理化努力や早期の引当、償却等の実施が求められる。また、帳簿上の処理にとどまらない担保不動産の流動化のための取り組みも重要である。
- (2) 不良債権処理の過程で、限られたケースではあろうが、金融機関の経営破綻への対応が必要となる。

破綻処理において、預金保険等によって保護されるべきは預金者、信用秩序であって、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではなく、破綻した金融機関は存続させないことが原則である。また、預金保険の資金援助が発動される場合には、徹底的な合理化計画の策定や関係金融機関等による可能な限りの支援が行われることが前提となる。

これまでの破綻処理事例を見ると、こうした考え方に沿った措置が講じられてきていると言えよう。

- (3) しかしながら、現行制度の下では破綻処理等に関しいくつかの問題点があることも事実であり、以下の点を中心に制度面の整備等を早急に行うことが不可欠である。今後、本委員会において更に検討を進め、年内には具体的な制度等の枠組みにつき結論を得る。
- ① 金融機関経営の健全性確保のための早期是正と破綻処理手続の早期開始
金融機関経営の健全性を確保するための早期是正を促していくことが重要であり、監督当局が自主的な経営改善計画の

提出指導や業務改善命令等の法令上の措置を例えば自己資本の充実度等の一定の基準に基づき適時に講じていくことが必要である。そのため、米国等の例も参考に、検査頻度を高めること等により金融機関の実態を早期に把握すべきであり、検査・モニタリングに係る要員等の充実を早急に図る必要がある。また、金融機関自身においてもロスの早期認識を図っていく必要がある。

次に、最近の金融機関の破綻例を見ると、その財務内容が極度に悪化し実質的に破綻に陥っていたとしても、流動性が確保される限りは営業を継続でき、また経営者もそれを強く望む事情にあるため、結果として破綻処理が遅れ処理コストが拡大しやすいという問題がある。こうした事態を避けるためには、預金の払戻停止の危険が顕在化する前の早い段階、例えば債務超過に陥った時点から金融機関の破綻処理を開始しうような制度の整備が必要である。また、一金融機関の破綻処理手続の遅れが問題のない他の金融機関に悪影響を及ぼすことのないよう、処理の迅速化を図ることも必要である。

② 破綻処理方法の多様化

現行の預金保険の発動形態のうち預金保険金の直接支払（いわゆるペイオフ）については、ディスクロージャーが充実していく過程にあり、また信用不安を醸成しやすい状況にある現時点においては、ペイオフにより預金者に損失の分担を求めることは困難である。しかし、今後、預金者のモラルハザードを防止し、自己責任原則を徹底していくためには、破綻処理方法の多様化を図ることが必要である。

現行のペイオフについては預金者利便や地域の金融の円滑等への支障等の問題がある他、極めて多数の預金者が債権者として存在すること等から、清算配当の支払いがなされるまでに膨大な時間を要するという問題がある。このため、ペイオフについて実務的観点からの制度改善を行うとともに、例えば見込配当を速やかに行う制度を導入するなど、ペイオフと資金援助による預金の全額保護との中間的な処理を可能とする

制度の整備を行い、社会的コストのより小さい破綻処理方法の選択を可能としていく必要がある。

③ 当面の破綻処理を円滑に行うための民間による資金拠出の枠組み整備

関係金融機関等による可能な限りの支援や預金保険による資金援助のみでは営業譲渡等の処理を行うことが困難な場合が予想されるが、今後概ね5年の間においては、その不足する処理費用を当該金融機関の預金者に直接分担させることは難しい事情にある。

こうしたことから、従来は民間金融機関によるアドホックな資金拠出等がなされているところであるが、今後は透明性の高いシステムを設ける必要があり、例えば現行の預金保険ではまかなえない破綻処理費用を、民間金融機関からの特別保険料の徴収等によりカバーしていく制度の具体化について、早急に検討を進める必要がある。ただし、このような負担が過重となることにより、我が国金融機関の国際競争力に悪影響を及ぼすことのないよう留意すべきである。

- (4) このほか、今般の個別金融機関の破綻処理により、預金保険機構の責任準備金が枯渇することが予想されることから、預金保険料率の引上げ及びつなぎ資金としての日本銀行からの借入枠の拡大を早急を実施する必要がある。

5 信用組合等の経営の健全性確保

- (1) 先般の東京の二つの信用組合の破綻や、最近相次いで生じた東京、大阪の信用組合の破綻の基本的な背景は、都市部の信用組合を中心に組合員の相互扶助という信用組合制度の基本理念と現実の信用組合の業務運営との間に大きな乖離が生じ、経営者による放漫経営を是正することが出来なかったことにある。
- (2) こうした点を踏まえると、都市部を中心に協同組合としての基本理念が薄れ一般の金融機関としての性格を強めている信用組合については、今後、協同組織性を重視していくか否かについての経営判断を明確にさせていく必要がある。その上で、引き続き協同組織性を重視するものについては行

政上の是正措置等を通じ員外取引規制等の遵守を徹底するとともに、一般の金融機関と同じ業務展開を指向するものについては他業態への転換につき法令の規定に基づき適切に対応していく必要がある。

- (3) 信用組合に対する検査・監督の充実を図るため、自治体と国との連携強化のための定例協議の設置、検査における自治体と国の役割の調整、自治体と国の共同検査の発動条件の明確化等を図る必要がある。
- (4) 信用組合の破綻処理については、最近の事例に見られるような信用組合を巡る厳しい状況及び全体として信用不安を醸成しやすい金融環境に鑑み、破綻処理を速やかに進め、他の金融機関への波及を防止するため、処理についての費用負担のあり方、時限的な受け皿金融機関の整備等について早急に対応する必要がある。
- (5) 信用組合について、ディスクロージャーの推進に加え、経営の健全性確保のために以下の方策が必要である。

① 理事の兼職

事業規模の拡大等により一般の金融機関と同様の性格を強めてきている信用組合については、理事の兼職に制度上新たに何らかの制限を設けることが適当である。また、兼職が認められる場合であっても、兼職状況や理事及びその関連会社への当該組合からの投融資状況等についてのディスクロージャーが行われる必要がある。

② 監査機能の充実

監査機能の一層の充実を図るため、外部の金融精通者等の員外監事への登用や民間団体の監査機能の活用等を図る。外部監査制についても段階的導入に向けて検討する。なお、他の協同組織金融機関についても事業規模等の拡大が見られるところであり、あわせて検討を行う。

6 住専問題

- (1) 住宅金融専門会社（以下、「住専」という）の問題は、その抱える不良債権が極めて多額であり、また関係する金融機関が多数にのぼることから、金融システム全体の安定性に与える影響も大きく、現在の不良債権問題の中で、象徴的かつ緊要な問題となっている。
- (2) 住専は、昭和40年代後半から、昭和50年代前半にかけて、当時の旺盛な住宅資金需要に応じていくべく、金融機関等の共同出資により、個人に対する住宅ローンの提供を主たる目的に設立された。母体行は、個別に程度の差はあると思われるが、主要役員への派遣等、住専の経営に関与した。当時の金融制度調査会においては、住専については、国民の住宅需要に対する充足の手段として育つことが望ましいとしつつも、利用者保護の観点からは規制の必要性は薄いものであるという議論がなされた。
- (3) その後、金融を取り巻く環境の変化の中で、民間金融機関が個人向の住宅金融の分野へ前向きに取り組むようになってともに、住宅金融公庫の役割も増大していった。こうした中において、住専は、当初の目的である個人向の住宅ローンの提供から、次第に住宅開発業者、不動産業者への融資へと傾斜していった。このような住専の動向の中で、住専への貸し手である金融機関は、住専に対する融資を拡大させていくこととなった。特に、農協系統金融機関については、不動産業向け融資の総量規制が行われた前後において、その融資が増加している。一方、行政当局も、住専は預金取扱金融機関とは異なるものであるが、住専の急激な事業者向け融資への傾斜に十分な指導を行えなかった。
- (4) バブルの崩壊に伴い、これら事業者向け融資が不良債権化し、住専の経営を圧迫することとなった。住専は二次に亘り、母体行が主体となって再建計画を策定し再建を図ってきたが、金利の低下や地価の一層の下落等の中で、現在、その抜本的な見直しを迫られている。大蔵省が本年8月から実施している住専への立ち入り調査によると、住専8社の不良債権の合計額は、8.4兆円、うちロスとなる懸念のある部分は、6.3兆円に達する見込である。
- (5) 住専問題解決の緊要性に鑑み、経営にあたっている住専自身及び母体行が主体的役割を果たし、今後の基本的な方針や債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要である。この過程で、農協系統金融機関や一般金融機関とも、処理方策につき協

議を行うことが必要であり、その際、経緯等を踏まえ、当事者それぞれが責任を自覚しつつ、出来る限りの歩みよりの努力が行われることが要請される。

- (6) また、行政当局は当事者間における議論を踏まえつつ、個別住専を超えた全体的枠組みの整備についての検討を並行して進め、適時に当事者間の合意形成を促進する必要がある。

特に、住専の抱える不良債権の回収には長期間を要するものと見込まれるため、こうした不良債権等の受け皿となり処理をすすめる機関を設けることにつき、早急に検討を進めることが望ましい。

また、多額の不良債権への対応は金融機関や経済に及ぼす影響も大きいため、段階的な対応について検討する必要がある。

- (7) 住専問題の早急な解決は、国内外から要請されているところであり、本年末までに、処理策が策定されるよう、すべての関係者が強い決意をもって取り組むことが必要である。

7 公的関与のあり方

- (1) 本来、金融機関の破綻処理は預金保険の発動等の公的な手段を含め、金融システム内の処理と負担により行われることが大原則であり、納税者に負担を求めることについては、慎重な検討が必要である。事実欧米諸国においても基本的には同様の対応がとられている。

米国においては、80年代に貯蓄貸付組合の大量破綻が生じたことにより預金保険制度自体が破綻し、これを契機に預金保険料の大幅引上げ等金融システム内での厳しい対応が行われた一方で財政資金の導入が行われた。また、北欧諸国においても90年代前半に生じた大銀行の破綻に際し、民間金融機関の対応だけでは十分でないことから、システミックリスクを回避するため財政資金による銀行の国有化や資本注入、銀行の資金調達への政府による保証の供与が行われた。

なお、我が国においても、預金保険制度の存在しない昭和初期には、震災手形の割引により日本銀行に生じた損失を補填するために日本銀行への交付国債の発行が行わ

れたり、台湾銀行救済等のための日本銀行の特別融通に対し政府による一定限度額の損失補償が行われたところである。

- (2) 金融機関の破綻処理については、まず、金融機関の自助努力、最大限の保険料引上げを含む預金保険の発動等金融システム内での最大限の対応により、破綻処理に対処しうるかどうかの検討が求められる。その上で、これらの措置が講じられた後にもなお、今後概ね5年程度の間において、金融機関は清算・消滅させるが預金者に破綻処理費用を直接分担させることを避ける必要のあるような場合には、公的資金の時限的な導入も検討課題となろう。

- (3) また、金融機関が破綻に陥る以前の段階にあっても、不良債権処理の遅れが我が国金融システム全体に著しい悪影響を及ぼすこととなる場合には、公的資金の導入も含めて早期に問題の解決を図ることも止むを得ないとの意見がある。

他方、こうした観点からの公的資金の導入論については、納税者の理解を得るには未だ十分な議論が尽くされておらず、金融機関経営者のモラルハザードの問題等が懸念されるとの意見がある。いずれにせよ、今後、問題の規模、当事者のみによる早期処理の困難性等を含め、引き続き検討を行うことが必要である。

- (出所) 社団法人金融財政事情研究会『週刊金融財政事情』1995年10月9日号、22-26ページ「資料 金融制度調査会金融システム安定化委員会の審議経過報告」。

8-19 北海道新得町訓令第15号「地域振興券交付要綱」

平成10年12月30日

(目的)

第1条 この要綱は、町が国から地域振興券交付事業費補助金を受け、期間を限定して使用できる地域振興券を、15歳以下の児童の属する世帯の世帯主及び老齢福祉年金等の受給者に交付することにより、若い親の層の子育てを支援し、あるいは老齢福祉年金の受給者等の高齢者層の経済的負担を軽減し、もって早期に町内の個人消費を喚起

し、地域経済の活性化と地域振興を図ることを目的とする。

(地域振興券)

第2条 町において発行する地域振興券の名称は新得町地域振興券（以下「地域振興券」という。）とする。

2 地域振興券は、物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供に際して、別に定める地域振興券を取り扱う民間事業者（以下「特定事業者」という。）への取引の対価（間接税を含む。）として使用することができる。

ただし、次の条件に該当する取引の対価としては使用できないものとする。

- (1) 出資、有価証券の購入、債務の支払等消費に当たらないもの
 - (2) 商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等換金性があり、また、広域的に流通し得るものの購入
- 3 地域振興券を使用して行われる取引（以下「特定取引」という。）においては、釣り銭は支払われないものとする。
- 4 交付対象者及び特定事業者は、地域振興券の交換、譲渡及び売買を行うことはできないものとする。
- 5 地域振興券は、別に定める交付開始の日から6か月間に限り使用することができる。
- 6 地域振興券は、交付された本人、その代理人及び使用者に限り特定取引に使用することができる。

ただし、第3条の2の交付対象者が地域振興券の交付を受けた後に死亡した場合にあっては、新たにその者に係る基準日における年齢15歳以下である者の属する世帯の世帯主となった者、その代理人及び使用者が当該地域振興券を特定取引に使用することができる。

- 7 地域振興券の額面は、1,000円とする。
- 8 地域振興券の券面には、以下の事項を記載する。
 - (1) 地域振興券の名称
 - (2) 発行町名
 - (3) 額面の金額
 - (4) 釣り銭は支払わない旨
 - (5) 交換・譲渡・売買はできない旨
 - (6) 使用期限、換金申出期限に関する事項

(7) 使用者は、交付された本人、その代理人及び使用者に限られる旨

- 9 地域振興券の規格については、別に定めるものとする。
- 10 地域振興券には、偽造防止のため所要の措置を講ずることとする。
- 11 地域振興券の交付開始日及び券面の記載事項については、広報等により周知徹底を図ることとする。
(交付対象者)

第3条 地域振興券の交付対象者は、平成11年1月1日（以下「基準日」という。）において次の各項のいずれかに該当する者（地域振興券の交付の開始の日までに本町から転出した者を除く。）及び基準日に他の市町村において次の各項のいずれかに該当する者であり、当該他の市町村における地域振興券の交付の開始の日において、本町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている者（住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されていない者であって、転入をした日又は新居住地に移転した日から住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する期間内に本町に転入届をし又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第8条第1項に規定する期間内に本町に居住地変更の登録を申請した者であって、当該他の市町村における地域振興券の交付の開始の日において本町に住所又は居住地を有するものを含む。）であって、かつ、当該他の市町村における地域振興券の交付の開始の日までに当該他の市町村から転出し又は居住地を変更した者とする。

- 2 次の要件のいずれかを満たす者。ただし、その者が基準日から地域振興券の交付を受けるまでに死亡し、又は町外に転出した場合にあっては、新たにその者に係る基準日における年齢15歳以下である者の属する世帯の世帯主となった者が基準日において当該要件を満たす者であったとみなす。
 - (1) 住民基本台帳に記載されている住所を有する者であって、基準日における年齢が15歳以下である者の属する世帯の世帯主である者（住民基本台帳に記録されていない者であって、転入をした日から住

民基本台帳法第22条第1項に規定する期間内に転入届をした者で、基準日において町内に住所を有する者を含む。)

- (2) 外国人登録原票に登録されている居住地を有する外国人登録法第4条第1項に規定する永住者又は特別永住者であって、基準日における年齢が15歳以下である者の属する世帯の世帯主である者(外国人登録原票に登録されていない同項に規定する永住者又は特別永住者であって、新居住地に移転した日から同法第8条第1項に規定する期間内に居住地変更の登録を申請した者であって、基準日において町内に居住地を有する者を含む。)
- 3 次の要件のいずれかを満たす者。ただし、基準日における年齢が15歳以下の者であってその者の属する世帯の世帯主が1^[*]に該当する者を除く。
- (1) 基準日における同月分の次に掲げる年金又は手当の受給者及び同日における特別児童手当の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく同月分の特別児童手当の支給に係る障害児。ただし、ロ、ニ、ホ又はトに掲げる年金の受給者については、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による平成10年度分の個人の市町村民税の納付すべき額として確定した額がない者(ただし、その者が、他の者に係る同年度分の市町村民税における控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合にあっては、当該他の者に個人の市町村民税の納付すべき額として確定した額がない場合に限る。)
- イ 国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「法律第34号」という。)附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢福祉年金
- ロ 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金(ハに掲げる障害基礎年金を除く。)
- ハ 国民年金法第30条の4の規定に基づく障害基礎年金(法律第34号附則第25条第1項又は第2項の規定により支給

される障害基礎年金を含む。)

- ニ 法律第34号附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- ホ 国民年金法の規定に基づく遺族基礎年金(ヘに掲げる遺族基礎年金を除く。)
- ヘ 法律第34号附則第28条第1項の規定に基づく遺族基礎年金
- ト 法律第34号附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく母子年金、準母子年金又は遺児年金
- チ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当
- リ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく障害児童手当又は特別障害者手当
- ヌ 法律第34号附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく福祉手当
- ル 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく医療特別手当、特別手当、健康管理手当又は保健手当
- (2) 次のいずれかに該当する者のうち前号に該当しない者
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定に基づき、里親に委託されている者
- ロ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)
- ハ 社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又はこれに類する施設であって、自治大臣の定めるものに、都道府県又は市町村の措置に基づき入所している者(通所者を除く。)
- ニ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定に基づき、養護受託者に委託されている者

ホ らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）第6条第1項の規定に基づき、援護を受けている者

4 基準日において地方税法の規定による平成10年度分の個人の市町村民税の所得割の納付すべき額として確定した額がない年齢65歳以上の者（ただし、その者が、他の者に係る同年度分の市町村民税における控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合にあっては、当該他の者に個人の市町村民税の所得割の納付すべき額として確定した額がない場合に限る。）であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要として自治大臣が定める者

ただし、前項に該当する者及び基準日において、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所に、継続して3月を超えて入院している者
- (3) 老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設に、継続して3月を超えて入所している者

5 基準日において地方税法の規定による平成10年度分の個人の市町村民税の納付すべき額として確定した額がない年齢65歳以上の者（ただし、その者が他の者に係る同年度分の市町村民税における控除対象配偶者又は扶養親族に該当する場合にあっては、当該他の者に個人の市町村民税の納付すべき額として確定した額がない場合に限る。）であって、前2項に該当していない者（交付額）

第4条 第3条第2項に該当する交付対象者については15歳以下の児童1人につき20,000円相当の地域振興券を、第3条第3項から第5項に該当する交付対象者については20,000円相当の地域振興券を交付する。

第3条第2項に該当する交付対象者で、第3条第3項から第5項に該当する者にあっては、それぞれの交付額を合算して地域振興券を交付する。

（特定事業者）

第5条 町長は、次の事項を内容とする募集要項を別に作成し、特定事業者を募集する。

(1) 特定事業者は、地域振興券を持参した者に対し、券面記載の金額に相当する物品の販売又は貸し付け若しくは役務の提供を行うものとする。

(2) 特定事業者が前号の取引で得た地域振興券は、町長が別に指定した窓口で換金する。

2 町長は、地域振興券の使用が民間消費の拡大となるよう配慮し、幅広い業種の特定事業者を募集する。

3 町長は、応募のあった者のうち適当と認められる者を特定事業者として登録し、当該特定事業者に登録証明書（第7条第1項に定める換金の際の資格証明を兼ねるものとする。）を交付する。

ただし、町長は、特定事業者が募集要項に定める事項に反した場合には、登録を取り消すことができる。

4 町長は、新得町商工会を特定事業者として登録することができる。この場合、当該商工会の構成員である民間事業者（本事業への参加者に限る。）が登録されたものとみなす。

5 特定事業者が営業する店舗等の所在地は、町内とする。

6 町長は、次の方法により、地域振興券の交付を受けた住民に対して特定事業者の周知をするものとする。

(1) 店舗ごとのステッカー、ポスターの掲示

(2) 広報誌等への記載
（申請及び交付）

第6条 町長は、第3条第2項の交付対象者に対して、地域振興券引換申請券（以下「引換申請券」という。）を配達記録郵便により郵送する。

2 引換申請券を受領した第3条第2項の交付対象者は、運転免許証、国民健康保険証その他の本人であることを確認するに足りる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示し、当該引換申請券を添付して、地域振興券の交付を申請するものとする。

この交付の申請にあたっては、代理人により申請することができるものとする。この場合、代理人は、代理人に係る本人確認書類を提示するとともに、当該引換申請券

にあわせて委任状その他の代理権を明らかにする書類を添付して、地域振興券の交付を申請するものとする。

- 3 第3条第3項の交付対象者は、国民年金証書その他の第3条第3項の要件を満たすことを証する書面及び本人確認書類を提示して、地域振興券の交付を申請するものとする。

第3条第4項又は第5項の交付対象者は、市町村民税の所得割又は市町村民税の納付すべき額として確定した額がないことの証明書（以下「非課税証明書」という。）その他の第3条第4項又は第5項の要件を満たすことを証する書面及び本人確認書類を提示して、地域振興券の交付を申請するものとする。

第3条第3項から第5項までの交付対象者は、代理人により地域振興券の交付を申請することができるものとする。この場合、代理人は、交付対象者が第3条第3項から第5項までの要件を満たすことを証する書面にあわせて代理人に係る本人確認書類を提示するとともに、委任状その他の代理権を明らかにする書類を添付して、地域振興券の交付を申請するものとする。

- 4 非課税証明書発行に係る手数料は、手数料徴収条例（昭和56年条例第1号）第5条の2の規定に基づき免除する。
- 5 基準日から他の市町村における地域振興券の交付の開始の日までに当該他の市町村を転出し、本町に転入してきた者は第2項の書類（引換申請券を除く。）又は第3項の書類を提示及び添付するとともに、転出に際して交付される地域振興券未受領証明書を添付して、地域振興券の交付を申請するものとする。
- 6 町長は、基準日から地域振興券の交付の開始の日までに本町から転出した者に対して、地域振興券未受領証明書を交付する。ただし、第3条第2項の交付対象者で、すでに引換申請券を受領している者には、

その引換申請券と引換えに地域振興券未受領証明書を交付する。

- 7 地域振興券の交付の申請期限は、交付の開始の日から6か月以内とする。
- 8 町長は、地域振興券の破損の程度が著しい場合には、破損した当該地域振興券と引換えに新しい地域振興券を交付する。ただし、申請者が本町に持参した当該地域振興券が真正で、かつ申請者が正当な権利者であると認められるときに限る。

（換金手続）

第7条 特定事業者は、町長が指定した窓口に登録証明書を提示するとともに、地域振興券の使用可能期間内に交付対象者から受領した地域振興券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出ることとする。

- 2 町長が指定した金融機関における換金の方法は、当該特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は毎月1回、町長が定める日において、その日から起算して15日前までに当該金融機関が受け付けた地域振興券を対象に行うこととする。
- 3 本町における換金の方法は、現金による支払い又は当該特定事業者の預金口座への振替による。
- 4 換金の申出期限は、第2^(*)の5の有効期限の満了する日の翌日から起算して3か月以内とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域振興券交付事業に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月1日から施行する。

〔* 出所の表記のとおり。〕

（出所）北海道町村会ウェブ・ページ（2017年7月20日時点）（「法務支援室」、「例規集データベース」、「新得町」）。